

## 1 音楽科の改訂の要点

### (1) 目標の改訂の要点

#### ① 教科の目標の改善

高等部段階における音楽科で育成を目指す資質・能力を、「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示した。また、資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて、学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。このことによって、生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を明確にした。

#### ② 段階の目標の新設

今回の改訂では、段階の目標を新設し、教科の目標の構造と合わせ、「(1) 知識及び技能」、「(2) 思考力、判断力、表現力等」、「(3) 学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、教科の目標と段階の目標との関係を明確にした。

### (2) 内容の改訂の要点

#### ① 内容構成の改善

従前は「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」及び「歌唱」で構成されていた。

今回の改訂では、中学部音楽科及び中学校音楽科との連続性を踏まえて、「A表現」（「歌唱」、「器楽」、「創作」、「身体表現」の四分野）、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成した。また、「A表現」、「B鑑賞」に示す各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に新たに整理して示した。これによって、指導すべき内容が一層明確になるようにした。

#### ② 学習内容、学習指導の改善・充実

##### ア 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

中央教育審議会答申において、「学習内容を、三つの柱に沿って見直す」とされたことを踏まえ、三つの柱の一つである「知識及び技能」について、次のように改訂した。

「知識」に関する指導内容については、「曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について」理解することなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作、身体表現、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。

「A表現」における技能に関する指導内容については、創意工夫した音楽表現をするために必要となる具体的な内容を、歌唱、器楽、創作、身体表現の分野ごとに事項として示した。このことによって、音楽科における技能は、「思考力、

判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

### イ（共通事項）の指導内容の新設

中央教育審議会答申において、「学習内容を、三つの柱に沿って見直す」とされたこと、「『見方・考え方』は、現行の学習指導要領において、小学校音楽科、中学校音楽科で示されている表現及び鑑賞に共通して働く資質・能力である〔共通事項〕とも深い関わりがある」とされたことなどを踏まえ、〔共通事項〕を新設し、アの事項を「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イの事項を「知識」に関する資質・能力として示した。

## (3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改訂の要点

### ① 指導計画の作成に当たっての配慮事項の新設

各段階の目標及び内容の〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」において共通に必要な資質・能力として示した。そのことによって、指導計画の作成に当たっては、「A表現」及び「B鑑賞」の各領域及び各分野における事項との関連を図り、十分な指導が行われるようにすることを配慮事項に明記した。

### ② 内容の取扱いについての配慮事項の新設

各段階の「A表現」及び「B鑑賞」において取り扱う教材選択の観点、言語活動の充実を図るための配慮事項などについて示した。

### ア 言語活動の充実

中央教育審議会答申において、言語活動が「表現及び鑑賞を深めていく際に重要な活動である」とされたことを踏まえ、次のように改訂した。

友達や教師と協働しながら、音楽表現を楽しんだり曲や演奏を聴いてその楽しさを見いだしたりしていく学習の充実を図る観点から、生徒の言語理解や発声・発語の状況等を考慮し、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を工夫すること」を「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示した。

### イ 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実

中央教育審議会答申において、「我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと」の「更なる充実が求められる」とされたことを踏まえ、我が国や郷土の音楽の指導に当たっての配慮事項として、「楽譜や音源等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法について工夫すること」を配慮事項として示した。

## 2 音楽科の目標

教科の目標は次のとおりである。

## 1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

この目標は、高等部段階の教育における音楽科が担うべき役割とその目指すところを示したものである。従前は、教科の目標を総括目標として一文で示していたが、今回の改訂では、育成を目指す資質・能力を整理し、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを目指している。その上で、(1)は「知識及び技能」の習得、(2)は「思考力、判断力、表現力等」の育成、(3)は「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標を示す構成としている。また、このような資質・能力を育成するためには、「音楽的な見方・考え方」を働かせることが必要であることを示している。

冒頭に示した「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して」とは、生徒が音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成するためには、多様な音楽活動を幅広く体験することが大切であることを示したものである。

生徒の音楽活動とは、歌を歌ったり、楽器を演奏したり、音楽をつくったり、音楽を体の動きで表現をしたり、音や音楽を聴いたりすることなどである。学習指導要領では、このうち歌唱、器楽、創作、身体表現を「表現」領域としてまとめ、「表現」と「鑑賞」の2領域で構成している。しかしながら、これらの活動はそれぞれが個々に行われるだけでなく、相互に関わり合っていることもある。

「幅広い活動を通して」としているのは、多様な音楽活動を通して学習が行われることを前提としているからである。ここでは、人々に長く親しまれている音楽、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽を教材として扱い、生徒一人一人の個性や興味・関心を生かした楽しい音楽活動を展開してい

くことの重要性を述べている。特に音楽科の学習が、生徒の音楽活動と離れた個別の知識の習得や、技能の機械的な訓練にならないようにすることが大切である。

音楽的な見方・考え方を働かせて、生徒が思いや意図をもって音楽を表現したり、味わって聴いたりするなど、生徒一人一人の個性や興味・関心を生かした歌唱、器楽、創作、身体表現、鑑賞の活動を行うことが重要である。

「音楽的な見方・考え方」とは、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること」であると考えられる。

「音楽に対する感性」とは、音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るとき心の働きを意味している。生徒が、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ受することを支えとして、自ら音や音楽を捉えていくとき、生徒の音楽に対する感性が働く。生徒が音楽に対する感性を働かせることによって、音楽科の学習は成立し、その学習を積み重ねていくことによって音楽に対する感性が豊かになっていく。

「音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」とは、音や音楽を捉える視点を示している。音や音楽は、鳴り響く音や音楽を対象とし、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚することと、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ受することを関わらせながら、音楽がどのように形づくられ、どのような雰囲気や表情を醸し出しているのかを見いだしていく過程を通して捉えることができる。音楽科の学習では、このように音や音楽を捉えることが必要である。

一方、音や音楽は、「自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化」などとの関わりの中で、人間にとって意味あるものとして存在している。したがって、音や音楽とそれらによって喚起される自己のイメージや感情との関わり、音や音楽と人々の生活や文化などとの関わり、音や音楽と伝統や文化などとの関わりなどについて考えることによって、音楽表現を創意工夫したり音楽を解釈し評価したりするなどの学習が一層深まっていく。

このように、音楽的な見方・考え方は、音楽科の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方であり、音楽科を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。

生徒が自ら、音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けて考えているとき、音楽的な見方・考え方が働いている。音楽的な見方・考え方を働かせて学習をすることによって、生徒の障

害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養<sup>かん</sup>が実現していく。このことによって、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力は育成されるのである。

なお、音楽的な見方・考え方は、音楽的な見方・考え方を働かせた学習を積み重ねることによって広がったり深まったりするなどして、その後の人生においても生きて働くものとなる。

「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」は、(1)、(2)及び(3)に示している。ここでは、音楽科の学習を通して育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と示すことによって、生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を明確にしている。

(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標を示したものである。

「曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解する」ことが「知識」の習得に関する目標、「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付ける」ことが「技能」の習得に関する目標である。知識の習得に関する目標は、表現領域及び鑑賞領域に共通するものであり、技能の習得に関する目標は、表現領域のみに該当するものである。

「曲想と音楽の構造などとの関わり」を理解するとは、対象となる音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどを感じ取りながら、自己のイメージや感情と音楽の構造などとの関わりを捉え、理解することである。

「音楽の多様性について理解する」とは、単に多くの音楽があることを知るだけでなく、人々の暮らしとともに音楽文化があり、そのことによって様々な特徴をもつ音楽が存在していることを理解することである。

「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能」とは、創意工夫の過程でもった音楽表現に対する思いや意図に応じて、その思いや意図を音楽で表現する際に自ら活用できる技能のことである。

技能の指導に当たっては、一定の手順や段階を追って身に付けることができるようにするのみでなく、変化する状況や課題などに応じて主体的に活用できる技能として身に付けることができるようにすることが重要である。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を示したものである。

「音楽表現を創意工夫する」とは、音や音楽に対するイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表したい音楽表現について考え、どのように音楽で表現するかについて思いや意図をもつことである。また、思いや意図は、創意工夫の過程において、知識や技能を得たり生かしたりしながら、更に深まったり新たな思い

や意図となったりする。中学部での自分はどのように表現したいかを考えながら主体的に表現していく段階から、他者のイメージに共感したり、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤したりしながら、表したい音楽表現について考え、表現していくのが高等部段階のねらいとなる。

「音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴く」とは、曲想を感じ取りながら、音や音楽によって喚起された自己のイメージや感情を、音楽の構造や背景などと関わらせて捉え直し、その音楽の意味や価値などについて自分なりに評価しながら聴くことである。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の涵養<sup>かん</sup>に関する目標を示したものである。

「音楽活動の楽しさ」とは、表現や鑑賞の活動に取り組む中で、イメージや感情が音楽によって喚起されるなどの情動の変化によってもたらされるものである。他者と一緒に歌ったり楽器を演奏したり、身体表現したり音楽を聴いたりするときに感じることもある。さらに、今まで知らなかった音楽に出会ったり、自分の演奏が聴き手に評価されたり、あるいは、音楽に対する感じ方が人によって多様であることを認識したりしたときなどにも一層の楽しさを感じることもある。

「音楽を愛好する心情」とは、生活に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好しようとする思いである。この思いは音楽のよさや美しさなどを感じ取ることによって形成される。音楽活動によって生まれる楽しさや喜びを実感したり、曲想と音楽の構造との関わりや、背景となる風土、文化や歴史などを理解したりすることを通して、音楽を愛好する心情を育てていく。

「音楽に対する感性」とは、音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るとき心の働きを意味している。音楽科の学習は、生徒が音や音楽の存在に気づき、それらを主体的に捉えることによって成立する。生徒が、音楽を形づくっている要素の知覚・感受を支えとして自ら音や音楽を捉えていくとき、生徒の音楽に対する感性が働く。こうした学習を積み重ねることによって、音楽に対する感性は豊かになり、「この音の方が自分にとって心地よい音だ」、「この音楽の響きには豊かさが感じられる」、といった意味付けが確かなものになっていく。そして、生徒一人一人が音や音楽をそれぞれの感じ方で味わうことにつながっていく。

「音楽に親しんでいく態度」とは、音楽科の学習が基盤となって生涯にわたって音楽に親しみ、そのことが人間的成長の一側面となるような態度のことである。そのためには、生徒が進んで様々な音や音楽及び様々な音楽活動に親しみ、音楽活動を楽しむとともに、生涯にわたって音や音楽への興味・関心をもち続け、それを更に高めていくための素地を育てていくことが求められる。

「豊かな情操を培う」とは、美しいものや優れたものに接して感動する情感豊かな心を育てることである。音楽によって培われる情操は、直接的には美的情操が最も深く関わっていると言われ、例えば、音楽を聴いてこれを美しいと感じ、更に美しさを求めようとする柔らかな感性によって育てられる豊かな心のことである。

### 3 各段階の目標及び内容

#### (1) 「知識及び技能」の習得に関する目標

##### 【1段階】

ア 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作、身体表現の技能を身に付けるようにする。

##### 【2段階】

ア 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作、身体表現の技能を身に付けるようにする。

「知識及び技能」の習得に関するもののうち、知識の習得については、表現領域及び鑑賞領域に関する目標を示している。また、全段階を通じて、曲想と音楽の構造などとの関わりなどを示している。このことは、どの段階においても、また、どの領域や分野においても知識に関する学習の方向が同一であることを示している。その上で、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学習の系統性を踏まえて、1段階では、「曲想と音楽の構造などとの関わり」とし、2段階では音楽の「背景などとの関わり」が加わり、学習が質的に高まっていくように示している。

技能の習得については、表現領域に関する目標を示している。生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学習の系統性を踏まえて、1段階及び2段階とも「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な…」としている。このことは、どの段階においても、また、歌唱、器楽、創作、身体表現のどの分野においても、表現領域における技能に関する学習の方向が同一であることを示している。その上で、中学部2段階では「表したい音楽表現をするために必要な…」としていたのが、高等部1段階及び2段階では「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な…」とし、高等部段階の技能に関する学習がより充実するように示している。

## (2) 「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標

### 【1段階】

イ 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを自分なりに見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

### 【2段階】

イ 音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標では、表現領域及び鑑賞領域に関する目標を示している。

表現領域については、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学習の系統性を踏まえて、1段階及び2段階とも「創意工夫すること」としている。このことは、どの段階においても、また、歌唱、器楽、創作、身体表現のどの分野においても、表現領域に関する技能に関する学習の方向が同一であることを示している。その上で、中学部2段階においては、「音楽表現を考えて表したい思いや意図をもつこと」としていたのが、高等部1段階及び2段階においては「音楽表現を創意工夫すること」とし、音楽表現に対する考えが、質的に高まっていくように示している。

さらに、音楽の鑑賞については、1段階では「音楽のよさや美しさを自分なりに見いだしながら」、2段階では「音楽を自分なりに評価しながら」とし、曲や演奏のよさなどを見いだしていくことが、質的に高まっていくように示している。

## (3) 「学びに向かう力、人間性等」の<sup>かん</sup>涵養に関する目標

### 【1段階】

ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しみ、音楽経験を生かして生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

### 【2段階】

ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

「学びに向かう力、人間性等」の<sup>かん</sup>涵養に関する目標では、冒頭で「主体的・協

働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み」と全段階で示している。「主体的・協働的に」とは、表現及び鑑賞の学習に取り組む姿勢、心構えなどを示している。ここでは、興味・関心を養い、高めることによって、身の回りにある音や音楽に生徒が主体的に関わっていくことのできる態度の育成を目指している。また、協働的としているのは、音楽科の学習の多くが、他者との関わりの中で行われていることを大切にしているからである。その上で、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえて、合唱や合奏などにおける「協同」に留まらず、表現及び鑑賞の学習において、自らの考えを他者と交流したり、互いの気付きを共有し、感じ取ったことなどに共感したりしながら、友達や教師と音楽表現を生み出したり、音楽を評価してよさや美しさを聴いたりできるようにすることを重視している。

さらに、学習の系統性を踏まえて、中学部2段階においては、「主体的に楽しく音や音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを味わいながら、様々な音楽に親しむ」としていたのが、高等部1段階及び2段階においては、「主体的・協働的に取り組み」とし、音楽活動への関わり方が質的に高まっていくように示している。

また、1段階では「音楽経験を生かして…」、2段階では「音楽によって…」とし、生徒が音楽科の学習で得た音楽経験を学校生活や家庭、地域社会での生活に生かす経験を積み重ね、生活を明るく潤いのあるものにしていく態度を育てることを求めている。

#### (4) 1段階の目標と内容

##### ア 目標

###### (1) 目標

ア 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作、身体表現の技能を身に付けるようにする。

イ 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを自分なりに見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しみ、音楽経験を生かして生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

今回の改訂では、ア「知識及び技能」の習得に関する目標、イ「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標、ウ「学びに向かう力、人間力等」の涵養に

関する目標を示している。

これらの目標を実現するためには、次の「イ内容」に示している資質・能力を、適切に関連付けながら育成することが重要である。

## イ 内容

### (2) 内 容

#### A 表 現

ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㊦及び㊧について理解すること。

㊦ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり

㊧ 声の音色や響きと発声との関わり

(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㊦から㊨までの技能を身に付けること。

㊦ 範唱を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能

㊧ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能

㊨ 互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

ここでは、1段階の歌唱に関する事項を示している。

(ア)の事項は、歌唱分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、歌唱表現を創意工夫していくことができることをねらいとしている。

「歌唱表現についての知識や技能」とは、(イ)及び(ウ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは、歌唱表現を創意工夫するためには、その過程で新たな知識や技能を習得することと、これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が大切となるからである。したがって、知識や技能を習得してから表現を工夫するといった、一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「歌唱表現を創意工夫する」とは、曲に対するイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯

誤しながら、表したい歌唱表現について考え、どのように歌唱表現するかについて思いや意図をもつことである。また、思いや意図は、創意工夫の過程において、歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、更に深まったり新たな思いや意図となったりする。

(イ)の事項は、歌唱分野における知識に関する資質・能力である、㉗及び㉘について理解することができるようにすることをねらいとしている。

㉗の「曲想」とは、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどのことである。また曲想は、音楽の構造によって生み出されるものである。

「音楽の構造」とは、音楽を形づくっている要素そのものや要素同士の関わり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど、音や要素の表れ方や関係性、音楽の構成や展開の有り様などである。

㉘の「声の音色や響きと発声との関わり」とは、例えば、我が国の伝統的な歌唱や諸外国の様々な歌唱には、その曲種に応じた声の出し方などによる声の音色や響きがあり、それらは発声の仕方の違いによって生まれるものであることを理解することなどである。

(ウ)の事項は、歌唱分野における技能に関する資質・能力である、創意工夫を生かした表現をするために必要な㉗から㉘までの技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

「創意工夫を生かした表現をするために必要な」技能としているのは、㉗から㉘までの技能を、いずれも創意工夫を生かした表現をするために必要となるものとして位置付けているからである。

したがって、学習の過程において、生徒が創意工夫を生かした表現を考え、それを実現するために、必要な技能を習得することができるよう、(ア)の事項と関連を図りながら、意図的、計画的に指導を進めることが大切である。

㉗の「範唱を聴いたり」して歌う技能とは、リズムや旋律に気を付けて聴くだけでなく、音楽を形づくっている要素や表現の仕方などについて、課題意識をもって聴き、それを聴いて自分の表現がより豊かになるように聴唱することである。

「ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う」としているのは、中学部2段階で身に付けた音の高さなどを意識して歌う技能に加え、イ短調の視唱は、ハ長調と調号が同じであるが、旋律の感じが異なることから、ハ長調と比較するなどして、イ短調の視唱の技能を育てることが必要であるからである。また、楽譜と音との関連を意識した指導の充実を図り、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連及び音符、休符、記号や用語の指導も併せて行い、音楽の流れを感じながら読譜できるようにすることが大切である。

㉘の「呼吸及び発音の仕方に気を付けて」歌うとは、表現にふさわしい呼吸や

発音の仕方を工夫するに当たり、母音、子音、濁音、鼻濁音などの日本語のよさを生かした発音や語感に気を付け歌うことである。

「自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う」とは、生徒一人一人の声の特徴を生かしつつも、力んで声帯を締め付けることなく、音楽的には曲想に合った自然な歌い方で歌声を響かせて歌うことである。

㉔の「互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う」とは、自分の歌声だけでなく、友達の歌声や伴奏を聴きながら歌うことを意味している。ここでいう「副次的な旋律」とは、主旋律に加えて演奏される別の旋律であり、音の高さやリズムが違う旋律のことを指している。友達の歌声や伴奏を聴きながら、自分の歌声と友達の歌声を調和させるとともに、伴奏の響きや副次的な旋律の響きを聴きながら、豊かな表現になるよう指導を工夫することが重要である。

イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㉔及び㉕について理解すること。

㉔ 曲想と音楽の構造との関わり

㉕ 多様な楽器の音色と演奏の仕方との関わり

(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㉔から㉗までの技能を身に付けること。

㉔ 範奏を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する技能

㉕ 音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

㉗ 各声部の楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能

ここでは、1段階の器楽に関する事項を示している。

(ア)の事項は、器楽分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、器楽表現を創意工夫していくことができることをねらいとしている。

「器楽表現についての知識や技能」とは、(イ)及び(ウ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは、器楽表現を創意工夫するためには、その過程で新たな知識や技能を習得することと、これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が大切となるからである。したがって、知識や

技能を習得してから表現を工夫するといった、一方向のみの指導にならないように、留意する必要がある。

「器楽表現を創意工夫する」とは、曲に対するイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表したい器楽表現について考え、どのように器楽表現するかについて思いや意図をもつことである。また、思いや意図は、創意工夫の過程において、器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、更に深まったり新たな思いや意図となったりする。

指導に当たっては、生徒が様々な器楽表現を試しながら工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもつ過程を重視することが大切となる。

(イ)の事項は、器楽分野における知識に関する資質・能力である、㉗及び㉘について理解することができるようにすることをねらいとしている。

㉗の「曲想」とは、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどのことである。また曲想は、音楽の構造によって生み出されるものである。

「音楽の構造」とは、音楽を形づくっている要素そのものや要素同士の関わり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど、音や要素の表れ方や関係性、音楽の構成や展開の有り様などである。

㉘の「多様な楽器の音色と演奏の仕方との関わり」とは、例えば、様々な楽器を用いて、友達と一緒に演奏した時に、中学部2段階までに学んだ楽器の組合せを変えることに加え、自分の演奏の仕方を変えることによって、その音色が変化するということを理解することである。

指導に当たっては、演奏の仕方を工夫することによって楽器の音色が変わることを、演奏を通して理解できるようにすることが重要である。

(ウ)の事項は、器楽分野における技能に関する資質・能力である、創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㉗から㉘までの技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

「創意工夫を生かした表現をするために必要な」技能としているのは、㉗から㉘までの技能を、いずれも創意工夫を生かした音楽表現をするために必要となるものとして位置付けているからである。

したがって、技能の指導に当たっては、生徒がどのように創意工夫したいのか考えをもち、それを実現するために必要な技能を習得することの必要性を実感できるよう、(ア)の事項と関連を図りながら、意図的、計画的に指導を進めることが大切である。

㉗の「範奏を聴いたり」としているのは、範奏を聴いて曲や演奏のよさや美しさを判断したり、音楽を形づくっている要素を注意深く聴きながら、課題意識をもって演奏の仕方を工夫できるようにすることを大切にしているからである。こ

ここで、「範奏」とは、教師や生徒による演奏を始め、音源や映像等の視聴覚教材の利用、専門家による演奏などが考えられる。

「ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する」としているのは、中学部2段階までに慣れ親しんだハ長調の視奏に加え、イ短調の視奏にも慣れ親しむことで、ハ長調及びイ短調の音階や調の違いを捉えて視奏できるようになることを大切にしているからである。

また、楽譜と音との関連を意識した指導の一層の充実を図り、音楽を形づくっている要素や要素同士の関わり及び音符、休符、記号や用語の指導も合わせて行い、音楽の流れを感じながら読譜できるようにすることが求められる。

④の「音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する」としているのは、中学部2段階までで扱ってきた旋律楽器及び打楽器を含めて、生徒の興味・関心、これまでの学習経験や技能、演奏効果、学校の実態を考慮して、適切なものを取り扱うようにすることが大切としているからである。その際、我が国の音楽や郷土の音楽、諸外国の音楽に対する関心を一層高めるよう配慮することが必要である。

指導に当たっては、中学部2段階より継続して取り扱う楽器について、生徒や学校の実態などを十分に考慮し、それぞれの楽器がもつ固有の音色や響きの特徴に応じた演奏の仕方が身に付くように留意する必要がある。例えば、木琴や鉄琴の演奏では、表したい思いや意図に合った音色になるようマレットで打つ強さに気を付けたり、リコーダーの演奏では、音域や表現方法にふさわしい息の吹き込み方やタンギングの仕方に気を付けたりするなど、音色や響きに応じた演奏の仕方を身に付けるようにすることが考えられる。

また、中学部2段階までに身に付けた演奏の技能を生かすことができるよう、生徒の実態を踏まえて、易しいリズムや旋律の演奏から徐々に難易度を上げるなど、継続的に取り組むようにすることが求められる。

その際、教師や友達の演奏を聴いたり見たりすることで、楽器の適切な演奏の仕方が身に付くようにすることも大切である。

⑤の「各声部」とは、主旋律や副次的な旋律などを表している。各声部の役割は、一つの曲の中でも変化することがある。それらの役割を理解し、強弱などを工夫して表現することで、全体として調和のとれた演奏になる。したがって、各声部の楽器の音や伴奏を聴いて演奏することが重要となる。

ウ 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 創作表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、創作表

現を創意工夫すること。

(イ) 次の㉗及び㉘について、それらが生み出す面白さなどに関わらせて理解すること。

㉗ いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴

㉘ 音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴

(ウ) 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。

ここでは、1段階の創作に関する事項を示している。

(ア)の事項は、創作分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である。

「創作表現についての知識や技能」とは、(イ)及び(ウ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは、創作表現を創意工夫するためには、その過程で新たな知識や技能を習得することと、これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が必要になるからである。したがって、知識や技能を習得してから創作表現を創意工夫するといった、一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「創作表現を創意工夫する」とは、音や音楽に対するイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表したい創作表現について考え、どのように創作表現するかについて思いや意図をもつことである。また、思いや意図は、創意工夫の過程において、創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、更に深まったり新たな思いや意図となったりする。

指導に当たっては、音楽をつくっていく過程で、思いや意図を伝え合うことと実際に音で試すこととを繰り返しながら、表現を工夫し、思いや意図を膨らませるように促すことが大切である。

(イ)の事項は、創作分野における知識に関する資質・能力である、㉗及び㉘について、理解することができるようにすることをねらいにしている。

「それらが生み出す面白さなどに関わらせて理解すること」としているのは、創作の活動では、「この音の響きや組合せにはこのような面白さがある」、「このつなげ方や重ね方はこのような面白さがある」といった、実感を伴った理解を求めているからである。

㉗の「いろいろな音の響き」とは、音の素材や楽器そのものがもつ固有の音の響き、木、金属、皮など、それぞれの材質がもつ音の響き、音を出す道具によって変わる音の響き等を指すものである。音の響きには、音の高さ、長さ、音色、重なりなどの特徴がある。「それらの組合せ」とは、いくつかの音の響きを合わ

せることを意味している。

④の「音やフレーズ」としているのは、旋律や音楽をつくる際、一つ一つの音だけではなく、個々の音が組み合わされたフレーズをつなぐことも含めているためである。「音やフレーズのつなげ方」とは、音を組み合わせでつくったリズム・パターンや短い旋律を反復させたり、呼びかけ合うようにしたり、それらを変化させたりすることである。「重ね方」とは、リズム・パターンや短い旋律を同時に重ねたり、時間をずらして重ねたりすることである。

(ウ)の事項は、創作分野における技能に関する資質・能力である、創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な課題や条件に沿った音の選択や組合せるなどの技能を身に付けることをねらいにしている。

「創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な」としているのは、技能が、生徒にとって思いや意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからである。また、創作分野における技能は、音楽をつくる際の課題や条件によって異なるものになる。したがって、ある特定の作曲法などに基づく音の選択の仕方や組合せ方を習得するものではないことに留意する必要がある。また、中学部音楽科における「音楽づくり」の学習で習得した技能を基盤にした学習となるよう留意することも大切である。

「課題や条件」とは、旋律や音楽をつくる前提として課された内容やつくる際の約束事のことであり、旋律や音楽をつくる学習をする際に必要なものである。例えば、「○○の音（楽器）を用いて、○○のような旋律をつくろう」というような場合である。したがって、指導のねらいに応じて適切な課題や条件を設定することが、授業を展開する上で重要である。「音の選択や組合せなどの技能」とは、自分の思いや意図を、旋律や音楽で表すために、適切に音を選んだり、組み合わせたりできることである。

指導に当たっては、「課題や条件」のイメージがもちにくい生徒には具体的な音の選択肢を提示したり、教師と一緒に音を出しながら説明したりすることが大切である。

エ 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、身体表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㉗及び㉘について理解すること。

㉗ 曲想と音楽の構造との関わり

㉘ 曲想と体の動きとの関わり

(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㉗から㉙までの技能を身に付けること。

㉗ 曲の速度やリズム，曲想に合わせて表現する技能

㉘ 設定した条件に基づいて，様々な動きを組み合わせてまとまりのある表現をする技能

㉙ 友達と動きを組み合わせて表現をする技能

ここでは，1段階の身体表現に関する事項を示している。

(ア)の事項は，身体表現分野における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である，身体表現を創意工夫ができるようにすることをねらいとしている。

「身体表現についての知識や技能」とは，(イ)及び(ウ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは，身体表現を創意工夫するためには，その過程で新たな知識や技能を習得することと，これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が必要となるからである。したがって，知識や技能を習得してから身体表現を創意工夫するといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「身体表現を創意工夫する」とは，音や音楽に対する自分のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして，音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら，表現したい身体表現について考え，どのように身体表現するかについて思いや意図をもつことである。また，思いや意図は，創意工夫の過程において，身体表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，更に深まったり新たな思いや意図となったりする。

(イ)の事項は，身体表現分野における知識に関する資質・能力である㉗及び㉘について，理解することをねらいとしている。

㉗の「曲想」とは，その音楽固有の雰囲気や表情，味わいなどのことである。また曲想は，音楽の構造によって生み出されるものである。

「音楽の構造」とは，音楽を形づくっている要素そのものや要素同士の関わり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど，音や要素の表れ方や関係性，音楽の構成や展開の有り様などである。

㉘の「曲想と体の動きとの関わり」とは，〔共通事項〕と関わらせた指導によって，その音楽固有の雰囲気や表情，味わいなどを，生徒自身が感じ取り，感じ取ったことと体の動きとの関わりについて理解することである。したがって，教師が感じ取った曲想を伝えたり，その曲の形式などを覚えられるようにしたりする，ということに留まるものではないことに十分留意する必要がある。

例えば，「この曲はリズムカルな明るい雰囲気がする」と感じ取った生徒が，

リズムに着目してスキップをしながら、身体表現することなどが考えられる。その際、生徒が音楽活動を通して、実感を伴って理解できるようにすることが大切である。

(ウ)の事項は、身体表現分野における技能に関する資質・能力である、創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㉗から㉙までの技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

学習の過程において、生徒が考え工夫した表現を実現するために必要な技能であることが分かるよう、(ア)と関連を図りながら、意図的、計画的に指導を進めることが大切である。

㉗の「曲の速度やリズム、曲想に合わせて表現する技能」とは、中学部段階で身に付けた技能を基礎として、例えば、右手で旋律の動き、左手で左足に触れる動きでリズムを表現するなど、創意工夫を生かした表現をする技能のことである。

㉘の「設定した条件に基づいて、様々な動きを組み合わせるとまとまりのある表現をする技能」とは、例えば、㉗で示した動きを、複数で行うことにより、統一感が感じられる動きに表すことである。

㉙の「友達と動きを組み合わせる表現をする」とは、㉗や㉘の技能を活用した動きについて、生徒が考え工夫した表現を組み合わせる動きに表すことである。

## B 鑑賞

ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

(イ) 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。

ここでは、1段階の鑑賞に関する事項を示している。

(ア)の事項は、「鑑賞」領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、「曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと」ができるようにすることをねらいとしている。

「鑑賞についての知識」とは、(イ)に示すものである。

「知識を得たり生かしたり」としているのは、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くためには、その過程で新たな知識を習得することと、これまでに習得した知識を活用することの両方が必要となるからである。したがって、知識を習得してから曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴

くといった、一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「曲全体を味わって聴く」とは、曲や演奏のよさなどについて考えをもち、曲全体を聴き深めることである。

(ア)の指導に当たっては、(イ)と関連を図った学習を通して、聴き深めていくようにすることが大切である。生徒の意識が曲や演奏の部分的なよさなどを見いだすことに留まることなく、音楽の流れを感じながら聴くことができるように留意する必要がある。

(イ)の事項は、鑑賞領域における知識に関する資質・能力である。曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解できるようにすることをねらいとしている。

「曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること」とは、曲全体の雰囲気や表情、味わいとその移り行く変化について、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連との関係で理解することである。例えば、「ゆったりとしておだやかな感じから、動きのあるにぎやかな感じに変わったのは、低音の単独の楽器がゆっくりなテンポで演奏されていた音楽から、高音の複数の楽器が速いテンポで演奏される音楽になったから」といったことが考えられる。

指導に当たっては、生徒が感じ取った曲想及びその変化をもとにしながら、曲想を生み出している音楽の構造に目を向けるようにすることが大切である。その際、複数の楽器の音の動きを線で表したり、感じ取ったことや気付いたことを伝え合ったり、特徴的な部分を取り出して聴いて確かめたりするなど、効果的な手立てを工夫することが大切である。

## (5) 2段階の目標と内容

### ア 目標

#### (1) 目標

- ア 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作、身体表現の技能を身に付けるようにする。
- イ 音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

今回の改訂では、ア「知識及び技能」の習得に関する目標、イ「思考力、判断

力、表現力等」の育成に関する目標、ウ「学びに向かう力、人間力等」の涵養<sup>かん</sup>に関する目標を示している。

これらの目標を実現するためには、次の「イ内容」に示している資質・能力を、適切に関連付けながら育成することが重要である。

## イ 内容

### (2) 内 容

#### A 表 現

ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㊦及び㊧について理解すること。

㊦ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり

㊧ 声の音色や響き及び言葉の特性と発声との関わり

(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㊦及び㊧の技能を身に付けること。

㊦ 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能

㊧ 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら、他者と合わせて歌う技能

ここでは、2段階の歌唱に関する事項を示している。

(ア)の事項は、歌唱分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、歌唱表現を創意工夫することができるようにすることをねらいとしている。

「歌唱表現についての知識や技能」とは、(イ)及び(ウ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは、歌唱表現を創意工夫するためには、その過程で新たな知識や技能を習得することと、これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が必要となるからである。したがって、知識や技能を習得してから表現を工夫するといった、一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「歌唱表現を創意工夫する」とは、曲に対するイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表したい歌唱表現について考え、どのように歌唱表現するかについ

て思いや意図をもつことである。また、思いや意図は、創意工夫の過程において、歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、更に深まったり新たな思いや意図となったりする。

(イ)の事項は、歌唱分野における知識に関する資質・能力である、㊦及び㊧について理解することができるようにすることをねらいとしている。

㊦の「曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり」では、「曲想と音楽の構造との関わり」、「曲想と歌詞の内容との関わり」の両方の理解を求めている。「曲想と歌詞の内容との関わり」については、曲想が音楽の構造によって生み出されるものであることに配慮して学習することが大切である。また、曲想、音楽の構造、歌詞の内容は、それぞれ関連するものであることから、これらを一体的に理解する学習をすることも考えられる。また、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどが、どのような音楽の構造や歌詞の内容によって生み出されているのかを捉えていくことが、この事項で求めている理解である。

㊧の「声の音色や響き及び言葉の特性と発声との関わり」では、声の音色や響き及び言葉の特性が生み出す特質や雰囲気を感じ、感受したことと発声との関わりを自分自身で捉えていく過程が必要である。したがって、教師からの説明などによって、生徒が曲種によって様々な発声の仕方や声の種類があることを知る、ということに留まるものではないことに十分留意する必要がある。

(ウ)の事項は、歌唱分野における技能に関する資質・能力である、創意工夫を生かした表現をするために必要な㊦及び㊧の技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

㊦の「創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能」としているのは、技能が、生徒にとって思いや意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからである。したがって、発声、言葉の発音、身体の使い方などの指導に当たっては、生徒が思いや意図との関わりを捉えられるようにしながら行うことが大切であり、技能に関する指導を単独で行うことに終始することのないよう留意する必要がある。

㊧の「全体の響き」とは、いくつかの声部が関わり合って生み出される総体的な響きのことである。

「各声部の声など」としているのは、ソプラノやテノールなど各声部の声の他に、伴奏、民謡における掛け声や囃子詞はやしことばなども含まれるからである。

「聴きながら、他者と合わせて歌う技能」には、自分と同じ声部の他者の声や、他の声部の声などとの重なりやつながりを聴きながら歌う技能などが考えられる。「創意工夫を生かし」としているのは、㊦と同様に、生徒が思いや意図を表すために必要なものとして指導することを求めているからである。

このように、本事項では、生徒が思いや意図をもち、全体の響きや各声部の声

などを聴きながら，他者と合わせて歌う技能を身に付けられるようにすることを求めている。

イ 器楽の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，器楽表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㉗及び㉘について理解すること。

㉗ 曲想と音楽の構造との関わり

㉘ 多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり

(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㉗及び㉘の技能を身に付けること。

㉗ 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法，身体の使い方などの技能

㉘ 創意工夫を生かし，全体の響きや各声部の音などを聴きながら，他者と合わせて演奏する技能

ここでは，2段階の器楽に関する事項を示している。

(ア)の事項は，器楽分野における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である，器楽表現を創意工夫することができるようにすることをねらいとしている。

「器楽表現についての知識や技能」とは，(イ)及び(ウ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは，器楽表現を創意工夫するためには，その過程で新たな知識や技能を習得することと，これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が必要となるからである。したがって，知識や技能を習得してから表現を工夫するといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「器楽表現を創意工夫する」とは，曲に対するイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして，音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら，表したい器楽表現について考え，どのように器楽表現するかについて思いや意図をもつことである。また，思いや意図は，創意工夫の過程において，器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，更に深まったり新たな思いや意図となったりする。

(イ)の事項は，器楽分野における知識に関する資質・能力である，㉗及び㉘について理解することができるようにすることをねらいとしている。

④の「多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり」とは、その楽器固有の音色や響きが生み出す特質や雰囲気を感じ、感受したことと、その楽器固有の演奏の仕方との関わりを自分自身で捉えていくことである。したがって、教師からの説明や範奏などによって、生徒が複数の楽器の音色や響きを判別できるようになったり、その楽器の演奏の仕方を知ったりする、ということに留まるものではないことに十分留意する必要がある。

(ウ)の事項は、器楽分野における技能に関する資質・能力である、創意工夫を生かした表現をするために必要な⑦及び④の技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

⑦の「創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な」技能としているのは、技能が、生徒にとって思いや意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからである。したがって、その楽器固有の演奏方法、身体の使い方などの指導に当たっては、生徒が思いや意図との関わりを捉えられるようにしながら行うことが大切であり、技能に関する指導を単独で行うことに終始することのないよう留意する必要がある。また、身体の使い方には、姿勢や楽器の構え方、発音する際の身体の動かし方などが考えられる。その際、身体の使い方について、鏡を用いてまねしたり、写真や動画などを使ったりするなど、視覚的な工夫をすることが考えられる。

④の「全体の響き」とは、いくつかの声部が関わり合って生み出される総合的な響きのことである。

「各声部の音など」としているのは、例えば、アンサンブルを行う際の各声部の他に、伴奏、我が国の伝統音楽における掛け声なども、声部として含まれるからである。

「聴きながら、他者と合わせて演奏する技能」には、自分と同じ声部の他者の音や、他の声部の音などとの重なりやつながりを聴きながら演奏する技能などが考えられる。

本事項では、生徒が思いや意図をもち、全体の響きと各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能を身に付けられるようにすることを求めている。

ウ 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 創作表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、創作表現を創意工夫すること。

(イ) 次の⑦及び④について、表したいイメージと関わらせて理解するこ

と。

㉞ 音のつながり方の特徴

㉟ 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴

(ウ) 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。

ここでは、2段階の創作に関する事項を示している。

(ア)の事項は、創作分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、創作表現を創意工夫することができることをねらいとしている。

「創作表現についての知識や技能」とは、(イ)及び(ウ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは、創作表現を創意工夫するためには、その過程で新たな知識や技能を習得することと、これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が必要になるからである。したがって、知識や技能を習得してから創作表現を創意工夫するといった、一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「創作表現を創意工夫すること」とは、音や音楽に対する自分のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表現したい創作表現について考え、どのように創作表現するかについて思いや意図をもつことである。また、思いや意図は、創意工夫の過程において、創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、更に深まったり新たな思いや意図となったりする。

指導に当たっては、創意工夫する過程を大切に、生徒の思考の流れを把握しながら適切な手立てを講ずることが大切である。

(イ)の事項は、創作分野における知識に関する資質・能力である、㉞及び㉟について、理解することができるようにすることをねらいとしている。

「表したいイメージと関わらせて理解すること」としているのは、創作の活動では、その過程において、㉞や㉟に示す、音のつながり方や音素材、構成上の特徴などと生徒が自己の内面に生じたイメージと関わらせながら学習を展開することが重要だからである。これは、学習の初期の段階から学習の対象となる音楽が存在している歌唱や器楽の学習とは異なる、創作の学習ならではの側面を踏まえたものである。

㉞の「音のつながり方」とは、音と音とがどのようにつながっているかということである。例えば、音の高さに着目すると、順次進行であるか跳躍進行であるか、上行しているか下行しているかといったことなどが考えられる。また、音の

長さに着目すると、八分音符の長さで次の音につながっているのか、二分音符や全音符の長さで次の音につながっているのかといったことが考えられる。

「音のつながり方の特徴」は、音楽を形づくっている要素のうち、旋律、リズムとの関わりが深い。音のつながり方が異なることによって感受される特質や雰囲気にも変化が生じる。例えば、順次進行であるか跳躍進行であるかによって、滑らかさを感じたり勢いを感じたりすることなどが考えられる。また、八分音符が連続してつながるのか二分音符が連続してつながるのかによって、動きを感じたり、落ち着きを感じたりすることなどが考えられる。

④の「音素材」には、声や楽器のほか、自然界や日常生活の中で聴くことのできる様々な音が含まれる。楽器の場合、材質、形状、発音原理、奏法などから様々な分類され、それぞれに特徴のある音をもっている。「音素材の特徴」は、音楽を形づくっている要素のうち、音色との関わりが深い。例えば、木、金属、皮などの素材の違いにより、そこから生まれる楽器の音の特徴が異なってくる。

「音の重なり方」とは、音と音とがどのように重なっているかということであり、音と音、旋律と旋律などの様々な重なりが考えられる。

「反復、変化、対照など」とは、音を音楽へと構成するための原理を例示したものである。その中でも「反復」は、最も基本的な原理であり、動機、旋律、リズム・パターンなどを繰り返すものや曲の中のあるまとまった部分を繰り返すものなどがある。

「構成上の特徴」である音の重なり方は、音楽を形づくっている要素のうち、テクスチュアとの関わりが深く、「反復、変化、対照」は構成、形式との関わりが深い。

(ウ)の事項は、創作分野における技能に関する資質・能力である、創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けることをねらいにしている。

「創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な」としているのは、技能が、生徒にとって思いや意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからである。したがって、ある特定の作曲法などに基づく音の選択の仕方や組合せ方を習得するものではないことに留意する必要がある。また、中学部音楽科における「音楽づくり」の学習で習得した技能を基盤にした学習となるよう留意することも大切である。

「課題や条件」とは、旋律や音楽をつくる前提として課された内容やつくる際の約束事のことであり、旋律や音楽をつくる学習をする際に必要なものである。したがって、指導のねらいに応じて適切な課題や条件を設定することが、授業を展開する上で重要である。「音の選択や組合せなどの技能」とは、自分の思いや意図を、旋律や音楽で表すために、適切に音を選んだり、組み合わせたりできる

ことである。

指導に当たっては、「課題や条件」のイメージがもちにくい生徒には具体的な音の選択肢を提示したり、教師と一緒に音を出しながら説明したりすることが大切である。

エ 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、身体表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㊦及び㊧について理解すること。

㊦ 曲想と音楽の構造との関わり

㊧ 曲想や音楽の構造と体の動きとの関わり

(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㊦から㊨までの技能を身に付けること。

㊦ 曲の速度やリズム，曲想に合わせて表現する技能

㊧ 設定した条件に基づいて，様々な動きを組み合わせたり，即興的に動いたりしてまとまりのある表現をする技能

㊨ 友達と動きを組み合わせたり，即興的に表現したりする技能

ここでは、2段階の身体表現に関する事項を示している。

(ア)の事項は、身体表現分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、身体表現を創意工夫することができるようにすることをねらいとしている。

「身体表現についての知識や技能」とは、(イ)及び(ウ)に示すものである。

「知識を得たり生かしたり」としているのは、身体表現を創意工夫するためには、その過程で新たな知識や技能を習得することと、これまで習得した知識や技能を活用することの両方が必要となるからである。したがって、知識や技能を習得してから自分なりに表そうとするといった、一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「身体表現を創意工夫する」とは、音や音楽に対する自分のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表現したい身体表現について考え、どのように身体表現するかについて思いや意図をもつことである。また、思いや意図は、創意工夫の過程において、身体表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、更に深まったり新たな思いや意図となったりする。

(イ)の事項は、身体表現分野における知識に関する資質・能力である㉗及び㉘を理解することをねらいとしている。

㉗の「曲想」とは、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどのことである。また曲想は、音楽の構造によって生み出されるものである。

「音楽の構造」とは、音楽を形づくっている要素そのものや要素同士の関わり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど、音や要素の表れ方や関係性、音楽の構成や展開の有り様などである。このように、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどが、どのような音楽の構造によって生み出されているのかを捉えていくことが、この事項で求めている理解である。

㉘の「曲想や音楽の構造と体の動きとの関わり」とは、〔共通事項〕と関わらせた指導によって、その音楽固有の雰囲気や表情、味わいや音楽を形づくっている要素などを生徒自身が感じ取り、感じ取ったことと体の動きとの関わりについて理解することである。したがって、教師が感じ取った曲想を伝えたり、その曲の形式などを覚えられるようにしたりする、ということに留まるものではないことに十分留意する必要がある。

例えば、「この曲の前半は、ゆったりとしていて静かな雰囲気を感じ取り、後半は躍動的で力強い雰囲気がある」と感じ取った生徒が、旋律やリズムの変化に着目して、手や身体全体をゆったりと滑らかな動きのある身体表現から、力強い動きで大きな動きに変化させながら身体表現することなどが考えられる。その際、生徒が音楽活動を通して、実感を伴って理解できるようにすることが大切である。

(ウ)の事項は、身体表現分野における技能に関する資質・能力である、創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㉗から㉘までの技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

学習の過程において、生徒が考え工夫した表現を実現するために必要な技能であることが分かるよう、(ア)と関連を図りながら、意図的、計画的に指導を進めることが大切である。㉗の「曲の速度やリズム、曲想に合わせて表現する技能」とは、高等部1段階で身に付けた技能を基礎として、創意工夫を生かした表現をする技能のことである。

㉘の「設定した条件に基づいて、様々な動きを組み合わたり、即興的に動いたりしてまとまりのある表現をする」とは、例えば、㉗で示した動きを、複数で行うことにより、統一感が感じられる動きに表すことや、感じたままに自由に動きながら、ふさわしいと思う表現にまとめていくことである。

㉘の「友達と動きを組み合わせたり、即興的に表現したりする」とは、㉗や㉘の技能を活用して、その場で考え工夫した表現を組み合わせていくことである。

身体表現の活動の指導に当たっては、曲の特徴を捉えて、どのように表現する

かについて思いや意図をもつこと，〔共通事項〕との関連を十分に図り，友達と一緒に意欲的に身体表現の活動を進めることが大切である。

## B 鑑賞

ア 鑑賞の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら，曲や演奏のよさなどについて自分なりに考え，曲全体を味わって聴くこと。

(イ) 次の㉗及び㉘について理解すること。

㉗ 曲想及びその変化と，音楽の構造との関わり

㉘ 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史などとの関わり

ここでは，2段階の鑑賞に関する事項を示している。

(ア)の事項は，鑑賞領域における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である。曲や演奏のよさなどを見だし，曲全体を味わって聴くことができるようにすることをねらいとしている。

「鑑賞についての知識」とは，(イ)に示すものである。

「知識を得たり生かしたり」としているのは，曲や演奏のよさなどを見だし，曲全体を味わって聴くためには，その過程で新たな知識を習得することと，これまでに習得した知識を活用することの両方が必要となるからである。したがって，知識を習得してから曲や演奏のよさなどを見だし，曲全体を味わって聴くといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「自分なりに考え」としているのは，高等部1段階までの「曲や演奏のよさなどを見出す」学習を更に発展させて，自分なりの考えをもって曲全体を味わって聴くことができるような指導を大切にしているからである。

(イ)の事項は，鑑賞領域における理解に関する資質・能力である，㉗及び㉘について理解できるようにすることをねらいとしている。

㉗の事項は，鑑賞領域における知識に関する資質・能力である，曲想及びその変化と，音楽の構造との関わりについて理解できるようにすることをねらいとしている。あわせて2段階では，1段階の(イ)で得た知識を更に発展させて，(イ)の㉘の事項の理解へとつなげていくことをねらいとしている。

㉘の事項は，1段階で得た知識をより発展させた資質・能力として位置付けられている。音楽は，その背景となる文化や歴史から，直接，間接に影響を受けており，それが音楽の特徴となって表れている。1段階の(イ)の事項に加え，その背景となる文化や歴史に目を向けることは，曲想と音楽の構造を理解したり，音

楽の特徴を理解したりする上でも有効である。

指導に当たっては、生活年齢からみた体験の広がりからその背景となる文化や歴史などを考える基盤ができていることや、卒業後の生涯を見通して地域に学習の場が広がっていくことなどを生かして、音楽への興味関心を引き出しながら、指導を工夫することが大切である。

〔共通事項〕

(1) 1段階と2段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

〔共通事項〕とは、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を示したものである。1段階及び2段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導の過程において、各事項と合わせて十分な指導が行われるよう工夫することが必要である。

アの事項は、音楽科における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である。音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることができるようにすることをねらいとしている。

音楽を形づくっている要素とは、「3指導計画の作成と内容の取扱い」の(2)のコに示す音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成などである。生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や指導のねらいに応じて、適切に選択したり関連付けたりして指導することが求められる。

「知覚したことと感受したこととの関わりについて考える」とは、感受したこととの理由を、音楽を形づくっている要素の働きに求めたり、音楽を形づくっている要素の働きがどのような特質や雰囲気を生み出しているのかについて考えたりすることである。

例えば、「速度」であれば、速くなったのか、それとも遅くなったのかを聴き分けたり、「これは速度が速い」、「これは速度が遅い」と意識したりするなど、速度の特徴を客観的に聴き取るだけでなく、「だんだん慌ただしい感じになってきたのに、急にのんびりとした感じになったのは、速度がだんだん速くなった後

に、急に速度が遅くなったから」と捉えるなど、速度の変化とその働きが生み出す特質や雰囲気との関係を考えることである。

指導に当たっては、生徒が音や音楽と出会い、曲名や曲想と音楽の構造との関わりについて気付いたり、思いや意図をもって表現したり、曲のよさなどを見いだし、曲全体を味わって聴いたりすることなどの学習において、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることを適切に位置付けることが大切である。

## 4 指導計画の作成と内容の取扱い

### (1) 指導計画作成上の配慮事項

音楽科の指導計画には、3年間を見通した指導計画、年間指導計画、各題材の指導計画、各授業の指導計画などがある。これらの指導計画を作成する際は、それぞれの関連に配慮するとともに、評価の計画も含めて作成する必要がある。

#### 3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育むべき資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

この事項は、音楽科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることとし、音楽科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。音楽科の指導に当たっては(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。

また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、題材などのまとまりを見通した学習を行うに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

「音楽的な見方・考え方を働かせ」とは、生徒が自ら音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などに関連付けて考えることであり、その趣旨等は、「2 音楽科の目標」で解説している。

今回の改訂では教科の目標において、音楽科の学習が、音楽活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせて行われることを示している。また、2の「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の各事項では、音楽的な見方・考え方を働かせた学習にすることを前提として、その内容を示している。例えば、「曲想と音楽の構造との関わり」は、生徒が自ら、音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情などに関連付けることによって理解される。

指導に当たっては、生徒が音楽的な見方・考え方を働かせることができるような場面設定や発問など、効果的な手立てを講ずる必要がある。

「他者と協働しながら」が大切であることの趣旨は、3の(3)の「主体的・協働的に」で解説していることと同様である。

イ 2の各段階の内容の「A表現」のアからエまでの指導については、(ア)及び(イ)の各事項を、「B鑑賞」のアの指導については、(ア)及び(イ)の各事項を、適切に関連させて指導すること。

この事項は、2の各段階の内容の指導に当たって配慮すべきことについて示したものである。

歌唱の(イ)及び(ウ), 器楽の(イ)及び(ウ), 創作の(イ), 身体表現の(イ)及び(ウ)では, それぞれの育成を目指す資質・能力に対して複数の事項を示している。これらについては, 指導のねらいなどに応じて, 一つの題材の中で複数の事項のうち一つ以上を扱うようにする。

ウ 2の各段階の内容の〔共通事項〕は, 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり, 「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて, 十分な指導が行われるよう工夫すること。

この事項は, 〔共通事項〕の取扱いについて示したものである。〔共通事項〕の取扱いについては, 3の(5)で解説しているとおりである。〔共通事項〕として示した事項は, 表現及び鑑賞の各活動と併せて指導することが重要であり, 〔共通事項〕のみを扱う指導にならないように留意する必要がある。

エ 2の各段階の内容の「A表現」のアからエまで及び「B鑑賞」のアの指導については, 適宜, 〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

この事項は, 「A表現」の歌唱, 器楽, 創作, 身体表現の分野, 並びに「B鑑賞」の指導について, 適宜, 各領域や分野の関連を図った指導計画を工夫することについて示したものである。各領域・分野の内容は, 歌唱, 器楽, 創作, 身体表現, 鑑賞ごとに示されているが, 指導計画の作成に当たっては, 適宜, 〔共通事項〕と有機的な関連を図り, 表現及び鑑賞の各活動の学習が充実するよう, 指導計画を工夫することが求められる。そのための要となるのが, 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力, すなわち〔共通事項〕である。

オ 国歌「君が代」は, 時期に応じて適切に指導すること。

生徒が, 将来国際社会において尊敬され, 信頼される日本人として成長するためには, 国歌を尊重する態度を養うようにすることが大切である。国歌「君が代」は, 入学式や卒業式等の様々な場面において, 小学部は6年間, 中学部は3年間を通じて歌われるものである。一方で, 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえる必要があることから, 高等部における音楽科では, 国歌

「君が代」は、時期に応じて適切に指導することとし、国歌「君が代」の指導の趣旨を明確にしている。

「時期に応じて適切に指導する」とは、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、教師や友達が歌うのを聴いたり、楽器の演奏やCD等による演奏を聴いたり、みんなと一緒に歌ったり、歌詞や楽譜を見て覚えて歌ったりするなど、親しみをもてるよう、個々の生徒に即した指導の工夫を行うことを示している。

国歌「君が代」の指導に当たっては、日本国憲法の下において、日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であることを踏まえることが必要である。

## (2) 内容の取扱いについての配慮事項

ここでは、「(2)内容」の指導に当たって配慮すべき事項を示している。したがって、以下のアからタまでの事項については、単独で取り扱うのではなく、「イ内容」の指導と関連付けて取り扱うことが必要である。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 各段階の指導に当たっては、音や音楽との一体感を味わえるようにするため、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れるようにすること。

この事項は、各段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たって、体を動かす活動を取り入れることについて示したものである。生徒が体全体で音楽を感じ取ることを通して、音楽科の学習において大切となる想像力が育まれていくのである。このように、生徒が音楽と体の動きとの一体感を味わうことができるようにするためには、生徒が感じた印象のままに自然に体が動くことを基本として、動きを想起しやすいリズムや音の進行を用いて意図的、計画的に体を動かす活動を取り入れることが大切である。

イ 各段階の指導に当たっては、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を工夫すること。その際、生徒の言語理解や発声・発語の状況等を考慮し、必要に応じてコンピュータや教育機器も効果的に活用すること。

この事項は、各段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たって、必要に応じてコンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫することについて示したものである。例えば、生徒が自分たちの演奏を、ICレコーダーなどを活用して録音し記録することで、曲や演奏の楽しさに気付くようにすることや、音声ソフト等を活用することで、生徒が無理なく、工夫してコミュニケーションを図ったり、音楽をつくったりすることができるようにすることが考えられる。また、音量の変化を図や形などに表し、その変化を視覚的に捉えたり、楽器の音の強弱による振動の変化を触覚的に捉えたり、楽器の音色の変化によって色が変わったりするなどのように、聴覚と視覚、聴覚と触覚など、生徒が複数の感覚を関連付けて音楽を捉えていくことができるようにすることなどが考えられる。そのことが、学習を深めることに有効に働くよう、教師の活用の仕方、生徒への活用のさせ方について工夫することが大切である。

ウ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるような機会をつくるなど、生徒や学校、地域の実態に応じて、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。

この事項は、生徒が生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるようにするために配慮すべきことを示したものである。音楽科の教科目標には、「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」の育成を目指すことを示している。音楽科では、この目標を実現することによって、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わることのできる人を育てること、そのことによって心豊かな生活を営むことのできる人を育てること、ひいては、心豊かな生活を営むことのできる社会の実現に寄与することを目指している。したがって、音楽科の学習で学んだことやその際に行った音楽活動と、学校内外における様々な音楽活動とのつながりを生徒が意識できるようにすることは、心豊かな生活を営むことのできる社会の実現に向けて、音楽科の果たす大切な役割の一つである。

学校内の音楽活動には、音楽の授業のみではなく、特別活動における諸活動などにおいて、歌を歌ったり楽器を演奏したり音楽を聴いたりする活動も含まれる。学校外における音楽活動には、生徒が自分たちの演奏を披露するだけでなく、音楽家や地域の人々によるコンサートなどの様々な音楽活動が含まれる。例えば、歌唱や器楽で扱った、世代を超えて大切にされている日本のうた、地域で親しまれている歌を参加者と歌ったり演奏したりするなどの活動が考えられる。

その際、音楽科の学習で扱った教材曲と公共施設などの学校外における音楽活動で扱った曲との関わりに興味をもてるようにすることが大切である。

このように、生徒が音楽科の学習内容と学校内外の音楽活動とのつながりを意識できるようにするためには、例えば、授業で学んだことを音楽科の授業以外の場面で発表するなど、音楽科の授業以外の場面においても音楽に主体的に関わっていく機会を活用していくことが必要である。

エ 合奏や合唱などの活動を通して、和音のもつ表情を感じることができるようになるようにすること。また、長調及び短調の曲においては、I、IV、V及びV<sub>7</sub>などの和音を中心に指導すること。

この事項は、和音の取扱いについて示したものである。和音の取扱いについては、理論的な指導に偏ることがないように、あくまでも音楽活動を進める中で、生徒の音楽的な感覚に働きかけるとともに、合唱や合奏をはじめ、創作、身体表現、鑑賞など、具体的な活動を通して指導することが必要である。例えば、音の重ね方をいろいろと工夫して表現したり、それらを互いに聴き合ったりして、和音のもつ表情や、その表情が変化するよさや美しさを味わうようにすることが考えられる。また、旋律にふさわしい和音の連結による音楽の響きを聴き取り、感覚的にその変化のよさや美しさを味わうようにすることが考えられる。これは和声に関する学習となる。その際、和音の響きと和音の連結によって生まれる和声に対する感覚の育成を、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて行うように配慮することが大切である。長調や短調による音楽を取り扱う場合には、その基本となるI、IV、V及びV<sub>7</sub>の和音を中心に指導し、学習の内容や教材、生徒の経験などの実態に応じて、適宜、その他の和音も用いるように配慮することが必要である。



〔ハ長調〕 I IV V V<sub>7</sub>



〔イ短調〕 I IV V V<sub>7</sub>

オ 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、楽譜や音源等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方など指導方法について工夫すること。

この事項は、我が国や郷土の音楽の指導に当たって、曲にあった歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫することについて示したものである。曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方については、話し声を生かして歌えるようにすることや、口唱歌くちしょうがを活用することなどが考えられる。口唱歌とは、和楽器の伝承において用いられてきた学習方法で、リズムや旋律を「チン・トン・シャン」などの言葉に置き換えて唱えることである。また、例えば、仕事歌などの動作を入れて歌うことなども考えられる。

カ 各段階の「A表現」のAの歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

(イ) 生徒の実態や学習状況及び必要に応じて、相対的な音程感覚などを育てるために、移動ド唱法を取り上げるようにすること。

(ウ) 変声期の生徒に対して適切に配慮すること。

(ア)の事項は、歌唱教材を選択する場合には、共通教材のほかに親しみのある唱歌やそれぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるよう示したものである。

(イ)の事項は、生徒の実態を十分考慮しながら、学習のねらいなどに即して移動ド唱法を用いて指導することについて示したものである。階名とは、長音階の場合はド、短音階ではラをそれぞれの主音として、その調における相対的な位置を、ドレミファソラシを用いて示すものであり、階名唱とは階名を用いて歌うことである。階名唱を行う際、調によって五線譜上のドの位置が移動するため、移動ド唱法と呼ばれる。この唱法によって、音と音との関係を捉えるという相対的な音程感覚が身に付くようになる。

(ウ)の事項は、変声期の個人差への配慮について示したものである。身体の成長に伴い、変声期の時期や変化には個人差があることを指導し、生徒が安心して歌えるよう配慮しながら歌唱指導を進めていくことが大切である。

キ 各段階の「A表現」のイの楽器については、次のとおり取り扱うこと。

- (ア) 各段階で取り上げる打楽器は、簡単に操作できる楽器、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、生徒の実態や発達の段階及び生活年齢を考慮して選択すること。
- (イ) 各段階で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、鍵盤楽器や和楽器、電子楽器などの中から生徒の実態や発達の段階及び生活年齢を考慮して選択すること。
- (ウ) 合奏で扱う楽器については、各声部の役割を生かした演奏ができるよう、楽器の特性を生かして選択すること。

これらの事項は、それぞれの段階で取り上げる楽器や合奏で取り上げる楽器の選択について示したものである。

(ア)の事項は、打楽器の選択について示したものである。簡単に操作できる楽器とは、例えば、ツリーチャイム、カバサ、鈴等を振ったり、揺らしたり、こすったりして音を出すことを指している。

(イ)の事項は、視覚と聴覚の両面から音を確かめつつ演奏できる各種オルガン、視覚と聴覚の両面から音を確かめつつ演奏でき、息の入れ方を変えることにより色々な音色を工夫することができる鍵盤ハーモニカなど、生徒にとって身近で扱いやすい楽器の中から、生徒や学校の実態に応じて選ぶようにすることが大切である。情報機器等の活用も有効である。

(ウ)の事項は、合奏で扱う楽器の選択について示したものである。合奏の各声部には、主な旋律、副次的な旋律、和音、低音、リズム伴奏などがあり、それぞれ大切な役割を担っている。また、合奏で使う各種打楽器や旋律楽器には、それぞれの楽器の特性がある。ここでいう楽器の特性とは、音域、音色、音量、音の減衰の仕方、強弱表現の幅などである。

ク 各段階の「A表現」のウの創作の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

- (ア) 即興的に音を出しながら音のつながりを試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。
- (イ) どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、生徒の実態に応じて具体的な例を示しながら指導すること。
- (ウ) つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて記録できるようにすること。記録の仕方については、図や絵によるものなど、

柔軟に指導すること。

(エ) 拍のないリズム，我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを生徒の実態に応じて取り上げるようにすること。

これらの事項は，創作の指導の取扱いについて示したものである。このことは，各段階の「A表現」のウのいずれの事項においても配慮するものである。

(ア)の事項は，「即興的な表現」の取扱いについて示したものである。即興的に音を出すとは，創作の活動において，理論的な学習を先行させ過ぎたり，はじめからまとまりのある音楽をつくることを期待したりするのではなく，生徒がそのときの気持ちや気分にしたがって，自由に音を出してみることを意味する。したがって，自分で音を出し，出した音をよく聴き，音の質感を感じ取り，それを基に思考，判断するという流れが繰り返されるように指導を工夫し，生徒が，音の長さ，高さなどを意識しながら音のつながり方を試すことなどができるようにすることが大切である。

(イ)の事項は，どのような音楽を，どのようにしてつくるかについての取扱いについて示したものである。例えば，音と音とを連ねて短い旋律をつくったり複数の音を重ねて和音をつくったりすること，さらには，それらの反復や変化などを工夫しながら少しずつまとまりのある音楽をつくっていくことなどの手順を具体的に例示していくことが大切である。

(ウ)の事項は，作品を記録する方法の指導について示したものである。つくった音楽を互いに共有し，思いを伝え合う上で，つくった音楽を記録することは大切である。そのため，生徒の実態に応じて，例えば，自分が関わってつくった音楽のリズムや旋律，長さなどが分かりやすいような記録の方法の工夫が求められる。

(エ)の事項は，生徒の実態に応じて，多様な音楽表現から手掛かりを得て音楽をつくることについて示したものである。「拍のないリズム」とは，一定の間隔をもって刻まれる拍がないリズムのことである。また，「我が国の音楽に使われている音階」とは，例えば，わらべうたや民謡などに見られる音階のことである。「調性にとらわれない音階」とは，長音階や短音階以外の音階のことで，諸外国の様々な音階や全音音階などを含む。

ケ 各段階の「B鑑賞」の指導に当たっては，気付いたり感じたりしたことを自分なりに体の動きや絵，言葉で表現できるよう指導を工夫すること。

この事項は、「B鑑賞」の指導の工夫について示したものである。

生徒が鑑賞の学習を深めるためには、音楽を聴いて感じ取ったことなどを絵や言葉などで顕在化することが必要である。絵や言葉などで表すことで、曲の特徴について気付いたり、曲や演奏のよさなどについて考えたりする学習が深まっていくのである。生徒が、気持ちなど想像したことや感じ取ったことを、体の動き、絵、図及び言葉で表すなどして教師や友達に伝えようとすることは、自分の考えを一層広げたり、他者の感じ方や考えのよさに気付いたりすることにもつながるものである。

コ〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については、生徒の発達の段階や指導のねらいに応じて、音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成などから、適切に選択したり関連付けたりして必要に応じて適切に指導すること。

この事項は、〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」の具体例を示すとともに、指導上の配慮事項を示している。

「音色」とは、声や楽器などから生まれる様々な音の質のことである。音色に関連する学習では、声や楽器の音色、自然音や環境音、曲種に応じた発声や楽器の奏法による様々な音色、それらの組合せや変化などが生み出す響きなどについて指導することが考えられる。

「リズム」とは、音楽の時間的なまとまりをつくったり、区分したりするものである。リズムに関連する学習では、拍や拍子、リズム・パターンとその反復や変化、我が国の伝統音楽に見られる様々なリズム、間などについて指導することが考えられる。

「速度」とは、基準となる拍が繰り返される速さのことである。速度に関連する学習では、ふさわしい速度の設定、速度の保持や変化、緩急の対比などについて指導することが考えられる。

「旋律」とは、種々の音高と音価をもった音を音楽的な表現意図のもとに連ねてできた音の線的つながりである。旋律に関連する学習では、音のつながり方、旋律線のもつ方向性、フレーズ、旋律の装飾、旋律が基づくところの音階、調などについて指導することが考えられる。また、音階については我が国や諸外国の音楽に使われている様々な音階を扱うことも考えられる。

「テクスチュア」とは、音楽における音や声部の多様な関わり合いのことである。テクスチュアに関する学習では、和音や和声、多声的な音楽、我が国の伝統音楽に見られる音や旋律の重なり方などについて指導することが考えられる。

「強弱」とは、基本的に音量の大小のことであり、相対的に捉えられるものである。強弱に関連する学習では、ふさわしい音量の設定、音量の保持や変化、強弱の対比といったことだけでなく、音色などとも組み合わせ、音量は小さいけれども強さを感じさせる音もあるなど、様々な強弱の印象を生み出すことなどについて指導することが考えられる。

「形式」とは、定型化された構成法のことであり、音楽としてのまとまりのある形が一般化されたものである。形式に関連する学習では、二部形式、三部形式、ソナタ形式、我が国や諸外国の音楽に見られる様々な楽曲形式などについて指導することが考えられる。

「構成」とは、音楽の組み立て方のことである。構成に関連する学習では、反復、変化、対照などの音楽の構成する原理などについて、指導することが考えられる。

サ [共通事項] の(1)のイに示す「用語や記号など」については、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(9)に示すものに加え、生徒の実態や学習状況を考慮して、中学校学習指導要領第2章第5節音楽の第3の2の(10)に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるよう取り扱うこと。

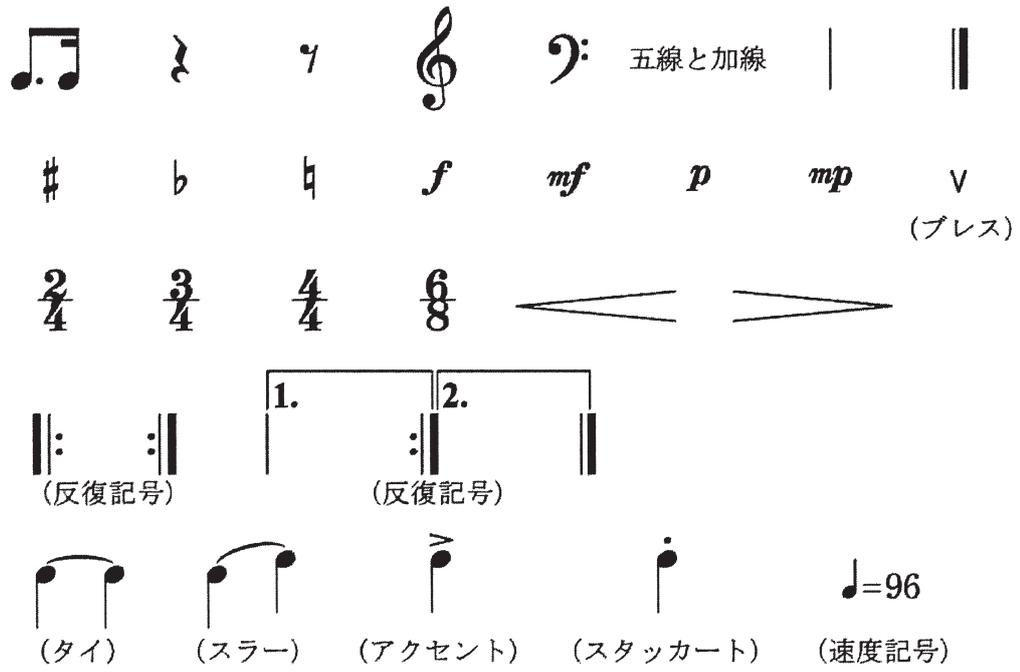
この事項は、[共通事項] の(1)のイに示す音符、休符、記号や用語の取扱いについて示している。指導に当たっては、単にその名称やその意味を知ることだけでなく、表現及び鑑賞の様々な学習活動の中で、音楽における働きと関わらせて、実感を伴ってその意味を理解できるように配慮することが大切である。

第4節  
各学科に共通  
する各教科

小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2

(9) 各学年の[共通事項] の(1)のイに示す「音符、休符、記号や用語」については、児童の学習状況を考慮して、次に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるよう取り扱うこと。





中学校学習指導要領第2章第5節音楽の第3の2

(10) 各学年の〔共通事項〕の(1)のイに示す「用語や記号など」については、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(9)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるよう取り扱うこと。

拍	拍子	間	序破急	フレーズ	音階	調	和音
動機	Andante	Moderato	Allegro	rit.	a tempo		
accel.	legato	<i>mp</i>	<i>ff</i>	dim.	D.C.	D.S.	
(フェルマータ)	(テヌート)	(三連符)	(二分休符)	(全体符)	(十六分休符)		

シ 歌唱教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた、日常の生活に関連した曲  
 (イ) 主となる歌唱教材については、各段階とも(ウ)の共通教材を含めて、独唱、斉唱及び合唱で歌う曲  
 (ウ) 共通教材

㊦ 1段階及び2段階の共通教材は、次に示すものとする。

「赤とんぼ」	み き ろ ふう 三木露風作詞	や ま だ こう さ く 山田耕筰作曲
「荒城の月」	ど い ぼん すい 土井晩翠作詞	た き れん た ろ う 滝廉太郎作曲
「早春賦」	よ し まる か ず ま さ 吉丸一昌作詞	な か だ あ き ら 中田 章作曲
「夏の思い出」	え ま し ょ う こ 江間章子作詞	な か だ よ し な お 中田喜直作曲
「花」	た け し ま ほ ご ろ も 武島羽衣作詞	た き れん た ろ う 滝廉太郎作曲
「花の街」	え ま し ょ う こ 江間章子作詞	だ ん い く ま 團伊玖磨作曲
「浜辺の歌」	は や し こ け い 林 古溪作詞	な り た た め ぞ う 成田為三作曲

高等部で取り上げる主な歌唱教材は、「(ア)生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた、日常生活に関連した曲」を踏まえ、「(ウ)の共通教材」を含めて、生徒が親しみやすい内容の歌詞やリズム、旋律をもつ教材を選ぶなど、生徒の興味・関心に十分に配慮するとともに、独唱、斉唱及び合唱で歌う曲が対象となる。なお、共通教材については、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮しながら、各段階で1曲以上は選択して扱うものとする。また、共通教材は、生徒の知的能力や適応能力、及び概念的な能力等を考慮しながら中学校学習指導要領ともあわせて設定しており、3年間の指導の中で適切に取り扱うと同時に、交流や地域の行事に参加する場合にも、一緒に音楽活動ができる一助になることを想定している。

ス 器楽教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた、指導のねらいとの関係において適切であり、身近で親しみのもてるもの。

(イ) 主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含め、楽器の演奏効果を考慮し、簡単な合奏などの曲

この事項は、器楽教材を選択する場合の観点について示したものである。主な器楽教材は、歌唱で学習した教材や親しみのある器楽曲の旋律に、打楽器などによる簡単なリズム伴奏や平易な低声部を加えた曲などが対象となる。器楽教材の選択に当たっては、楽器同士の相性や演奏効果など、曲の雰囲気を感じ取りやすいものを主に取り上げるようにする。

セ 創作教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において適切であり、身近で親しみのもてるもの。

第4節  
各学科に共通  
する各教科

この事項は、創作教材を選択する場合の観点について示したものである。例えば、コに示す、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱などの「音楽を形づくっている要素」を用いることである。その際、音素材として生徒の生活に身近で親しみのもてる音やフレーズ、楽器を扱ったり、音や音楽のつくりを絵やカードで視覚化して示しやすいものを扱ったりするなどの工夫が必要である。

ソ 音や音楽の特徴を身体表現するために適した教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 主となる教材については、既習の歌唱教材や器楽教材を含め、音や音楽を聴いて体を動かすことができるものを中心に、生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において適切であり、親しみのもてるもの。

この事項は、身体表現教材を選択する場合の観点について示したものである。生徒が親しみやすい内容の歌詞やリズム、旋律をもつ教材を選ぶなど、生徒の興味や関心に十分配慮するとともに、指導する教師が動きを見本として提示することも、有効である。また、曲の雰囲気を感じ取りやすく自ら創意工夫したり、友達と一緒に表現したりする喜びを味わうことができる音や音楽を取り上げるようにすることが大切である。

タ 鑑賞教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 主となる鑑賞教材については、既習の歌唱教材や器楽教材を含め、我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽のうち、生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた曲想を感じ取り、情景を思い浮かべやすい様々な種類の曲

(イ) 音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、曲の雰囲気や音楽の構造に気付きやすい曲

(ウ) 楽器の音色や人の声の表現の違いなどによる演奏の特徴が聴き取りやすい様々な演奏形態による曲

この事項は、鑑賞の学習で取り上げる教材を選択する場合の観点について示したものである。

(ア)の事項は、生徒が様々な種類の音楽に親しむようにし、我が国や郷土の伝

統音楽及び諸外国の様々な音楽のうち、生徒の生活年齢及び発達の段階に応じて適切な教材を選択するための観点である。具体的には、身近に感じ取ることができるわらべうたや遊びうた、リズム、拍、フレーズなどを聴き取りやすく自然に体を動かしたくなる音楽、身の回りのものや事象に関連し、情景を思い浮かべやすい曲などを教材として選択することが大切である。

(イ)の事項は、音楽を形づくっている要素の働きが生み出すよさや面白さを感じ取り、音楽を楽しむことができる教材を選択するための観点である。具体的には、親しみやすいリズムや旋律が現れる曲、リズムや旋律が反復する面白さを感じ取りやすい曲など、感覚的にも親しみやすい曲を教材として選択することが大切である。

(ウ)の事項は、生徒にとって親しみやすい、様々な演奏形態の音楽に接し、楽器の音色や人の声の特徴及び演奏の楽しさを感じ取ることができるような教材を選択するための観点である。具体的には、一つ一つの楽器の音色あるいは人の声の特徴を聴き取りやすく、楽器の演奏の仕方や歌い方に興味・関心をもつことのできる曲などを教材として選択することが大切である。

# 目標・内容の一覧(国語)

学部	小学部			中学部			高等部
	教科の目標						
	言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。			言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。			言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。
<b>知識及び技能</b>	(1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使うことができるようにする。			(1) 日常生活や社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。			(1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
<b>思考力、判断力、表現力等</b>	(2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。			(2) 日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。			(2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
<b>学びに向かう力、人間性等</b>	(3) 言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にすることでその能力の向上を図る態度を養う。			(3) 言葉がもつよさに気付くとともに、言語感覚を養い、国語を大切にすることでその能力の向上を図る態度を養う。			(3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語を大切にすることでその能力の向上を図る態度を養う。
<b>段階の目標</b>	<b>1段階</b>	<b>2段階</b>	<b>3段階</b>	<b>1段階</b>	<b>2段階</b>	<b>1段階</b>	<b>2段階</b>
<b>知識及び技能</b>	ア 日常生活に必要な身近な言葉が分かり使うようになるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。	ア 日常生活に必要な身近な言葉を身に付けるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。	ア 日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。	ア 日常生活や社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。	ア 日常生活や社会生活、職業生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。	ア 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。	ア 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。

学部 段階の目標	小学部			中学部			高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	2段階	1段階	2段階	
思考力, 判断力, 表現力等	イ 言葉をイメージしたり, 言葉による関わりを受け止めたりする力を養い, 日常生活における人との関わりの中で伝え合い, 自分の思いをもつことができるようにする。	イ 言葉が表す事柄を想起したり受け止めたりする力を養い, 日常生活における人との関わりの中で伝え合い, 自分の思いをもつことができるようにする。	イ 出来事や順序を思い出す力や感じたり想像したりする力を養い, 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め, 自分の思いや考えをもつことができるようにする。	イ 順立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い, 日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め, 自分の思いや考えをまとめることができるようにする。	イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い, 日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め, 自分の思いや考えをまとめることができるようにする。	イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い, 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め, 自分の思いや考えを広げることができるようにする。			
	ウ 言葉で表すことやそのよさを感じるとともに, 言葉を使おうとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを感じるとともに, 読み聞かせに親しみ, 言葉でのやり取りを聞いたり伝えたりしようとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを感ずるとともに, 図書に親しみ, 思いや考えを伝えたり受け止めたりしようとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさに気付くとともに, 図書に親しみ, 国語で考えたり伝え合ったりしようとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさに気付くとともに, いろいろな図書に親しみ, 国語を大切に思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを認識するとともに, 国語を大切に思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。			
学びに向かう力, 人間性等									
内容	1段階 ア 言葉の特徴や使用方に関する事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 身近な人の話し掛けに慣れ, 言葉が事柄の内容を表していることを感じる。	2段階 ア 言葉の特徴や使用方に関する事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 身近な人の話し掛けや会話などの話し言葉に慣れ, 言葉が, 気持ちや要求を表していることを感じる。	3段階 ア 言葉の特徴や使用方に関する事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 身近な人の会話や読み聞かせを通して, 言葉には物事の内容を表す動きがあることに気付くこと。	1段階 ア 言葉の特徴や使用方に関する事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 身近な大人や友達とのやり取りを通して, 言葉には, 事物の内容を表す動きや, 経験したことを伝える動きがあることに気付くこと。	2段階 ア 言葉の特徴や使用方に関する事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 日常生活の中での周りの人とのやり取りを通して, 言葉には, 考えたり思ったことを表す動きがあることに気付くこと。	1段階 ア 言葉の特徴や使用方に関する事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 社会生活に係る人とのやり取りを通して, 言葉には, 考えたり思ったことを表す動きがあることに気付くこと。	2段階 ア 言葉の特徴や使用方に関する事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 社会生活に係る人とのやり取りを通して, 言葉には, 相手とのつながりをつくる働きがあることに気付くこと。		

学部 内容	小学部			中学部		高等部	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
(知識及び技能)	(イ) 言葉のもつ音やリズムに触れたり、言葉が表す事物やイメージに触れたりすること。	(イ) 日常生活でよく使われている平仮名を讀むこと。	(イ) 姿勢や口形に気を付けて話すこと。	(イ) 発音や声の大きさに気を付けて話すこと。	(イ) 発声や発音に気を付けたり、声の大きさを調節したりして話すこと。	(イ) 相手を見て話したり聞いたりするとともに、間の取り方などに注意して話すこと。	(イ) 話し言葉と書き言葉に違いがあることに気付くこと。
	—	(ウ) 身近な人との会話を通して、物の名前や動作など、いろいろな言葉の種類に触れること。	(ウ) 日常生活でよく使う促音、長音などが含まれた語句、平仮名、片仮名、漢字の正しい読み方を知ること。	(ウ) 長音、拗音、促音、撥音、助詞の正しい読み方や書き方を知ること。	(ウ) 長音、拗音、促音、撥音などの表記や助詞の使い方を理解し、文や文章の中で使うこと。	(ウ) 漢字と仮名を用いた表記や送り仮名の付け方を理解して文や文章の中で使うとともに、句読点の使い方を意識して打つこと。	(ウ) 文や文章の中で漢字と仮名を使い分けて書くこと。
	—	—	(エ) 言葉には、意味による語句のまとまりがあることに気付くこと。	(エ) 言葉には、意味による語句のまとまりがあることを理解するとともに、話し方や書き方によって意味が異なる語句があることに気付くこと。	(エ) 理解したり表現したりするために必要な語句の量を増し、使える範囲を広げること。	(エ) 表現したり理解したりするために必要な語句の量を増し、話や文章の中で使うとともに、言葉には、性質や役割による語句のまとまりがあることを理解すること。	(エ) 表現したり理解したりするために必要な語句の量を増し、話や文章の中で使うとともに、語彙を豊かにすること。
	—	—	(オ) 文の中における主語と述語との関係や助詞の使い方により、意味が変わることを知る。	(オ) 主語と述語との関係や接続する語句の役割を理解すること。	(オ) 修飾と被修飾との関係、指示する語句の役割について理解すること。	(オ) 接続する語句の役割、段落の役割について理解すること。	(オ) 文と文との接続の関係、話や文章の構成や種類について理解すること。
—	—	(カ) 正しい姿勢で音読すること。	(カ) 普通の言葉との違いに気を付けて、丁寧な言葉を使うこと。	(カ) 敬体と常体があることを理解し、その違いに注意しながら書くこと。	(カ) 敬体と常体があることを理解し、その違いに注意しながら書くこと。	(カ) 日常よく使われる敬語を理解し使い慣れること。	

学部 内容	小学部			中学部			高等部	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	
(知識及び技能)	—	—	—	(ナ) 語のまとまりに気を付けて音読すること。	(キ) 内容の大体を意識しながら音読すること。	(キ) 文章の構成や内容の大体を意識しながら音読すること。	(キ) 文章を音読したり、朗読したりすること。	
	—	—	イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができる。	イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができる。	イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができる。	イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができる。	イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができる。	
	—	—	(ア) 物事の始めと終わりなど、情報と情報との関係について理解すること。	(ア) 事柄の順序など、情報と情報との関係について理解すること。	(ア) 考えとそれを支える理由など、情報と情報との関係について理解すること。	(ア) 考えとそれを支える理由や事例、全体と中心など、情報と情報との関係について理解すること。	(ア) 原因と結果など、情報と情報との関係について理解すること。	
	—	—	(イ) 図書を用いた調べ方を理解し使うこと。	—	(イ) 必要な語や句の書き留め方や、比べ方などの情報の整理の仕方を理解し使うこと。	(イ) 比較や分類の仕方、辞書や事典の使い方などを理解し使うこと。	(イ) 情報と情報との関係付けの仕方を理解し使うこと。	
	イ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができる。	イ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができる。	ウ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができる。	ウ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができる。	ウ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができる。	ウ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができる。	ウ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができる。	ウ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができる。
	(ア) 昔話などについて、読み聞かせを聞くなどして親しむこと。	(ア) 昔話や童謡の歌詞などの読み聞かせを聞いたとき、言葉などを模倣したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。	(ア) 昔話や神話・伝承などの読み聞かせを聞き、言葉の響きやリズムに親しむこと。	(ア) 自然や季節の言葉を取り入れた俳句などを聞いたとき、言葉の響きやリズムに親しむこと。	(ア) 易しい文語調の短文や俳句を音読したり暗唱したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。	(ア) 生活に身近なことをわざや慣用句などを知り、使うこと。	(ア) 親しみやすい古文などの文章を音読するなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。	

学部 内容	小学部			中学部			高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	2段階	1段階	2段階	
	(イ) 遊びを通して、言葉のもつ楽しさに触れること。 (ウ) 書くことに関する次の事項を理解し使うこと。 (エ) いろいろな筆記具に触れ、書くことを知る。	(イ) 遊びややり取りを通して、言葉による表現に親しむこと。 (ウ) 書くことに関する次の事項を理解し使うこと。 (エ) いろいろな筆記具を用いて、書くことに親しむこと。	(イ) 出来事や経験したことを伝え合う体験を通して、いろいろな語句や文の表現に触れること。 (ウ) 書くことに関する次の事項を理解し使うこと。 (エ) 目的に合った筆記具を選び、書くこと。	(イ) 読書に親しみ、簡単な物語や、自然や季節などの美しさを表した詩や紀行文などがあることを知る。	(イ) 読書に親しみ、簡単な物語や、自然や季節などの美しさを表した詩や紀行文などがあることを知る。	(イ) 幅広く読書に親しみ、本にはいろいろな種類があることを知る。	(イ) 幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。	(イ) 生活の中で使われる慣用句、故事成語などの意味を知り、使うこと。 (ウ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。 (エ) 文字の組み立て方を理解し、形を整えて書くこと。	(イ) 生活の中で使われる慣用句、故事成語などの意味を知り、使うこと。 (ウ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。 (エ) 用紙全体との関係に注意して、文字の大きさや配列などを決めて書くこと。 (イ) 目的に応じて使用する筆記具を選び、その特徴を生かして書くこと。
	(イ) 筆記具の持ち方や、正しい姿勢で書くことを知る。	(イ) 写し書きやなぞり書きなどにより、筆記具の正しい持ち方や書くときの正しい姿勢など、書写の基本を身に付けること。	(イ) 姿勢や筆記具の持ち方を正しくし、平仮名や片仮名の文字の形に注意しながら丁寧に書くこと。	(イ) 読書に親しみ、簡単な物語や、自然や季節などの美しさを表した詩や紀行文などがあることを知る。	(イ) 漢字や仮名の大きさ、配列に注意して書くこと。	(イ) 幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。	(イ) 幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。	(イ) 日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げること、役に立つことに気付くこと。	
	(イ) 読み聞かせに注目し、いろいろな絵本などに興味をもつこと。	(イ) 読み聞かせに親しんだり、文字を拾い読みしたりして、いろいろな絵本や図鑑などに興味をもつこと。	(イ) 読み聞かせなどに親しみ、いろいろな絵本や図鑑があることを知る。	(イ) 読み聞かせなどに親しみ、いろいろな絵本や図鑑があることを知る。	(イ) 漢字や仮名の大きさ、配列に注意して書くこと。	(イ) 幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。	(イ) 幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。	(イ) 日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げること、役に立つことに気付くこと。	
	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	

(知識及び技能)

(思考力、判断力、  
表現力等)

学部 内容	小学部			中学部		高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	
A 聞くこと・話すこと  (思考力, 判断力, 表現力等)	ア 教師の話や読み聞かせに かせに 応じ、 音声 を 模倣 したり、 表情 や 身振 り、 簡 単 な 話 し 言 葉 な ど で 表 現 し た り す る こ と。	ア 身近な人の話に慣れ、 簡 単 な 事 柄 と 語 句 な ど を 結 び 付 け た り、 語 句 な ど か ら 事 柄 を 思 い 浮 か べ た り す る こ と。	ア 絵本の読み聞かせ な ど を 通 し て、 出 来 事 な ど 話 の 大 体 を 聞 き 取 る こ と。	ア 身近な人の話や簡 単な放送などを聞き、 聞 いた こ と を 書 き 留 め た り 分 か ら な い こ と を 聞 き 返 し た り し て、 話 の 大 体 を 捉 え る こ と。	ア 身近な人の話や放送 な ど を 聞 き な が ら、 聞 いた こ と を 簡 単 に 書 き 留 め た り、 分 か ら な い と き は 聞 き 返 し た り し て、 内 容 の 大 体 を 捉 え る こ と。	ア 社会の中で関わる 人 の 話 な ど に つ い て、 話 し 手 の 目 的 的 や 自 分 が 聞 き た い こ と の 中 心 を 捉 え、 そ の 内 容 を 捉 え る こ と。	ア 社会の中で関わる 人 の 話 な ど を、 話 し 手 が 伝 え た い こ と の 中 心 に 注 意 し て 聞 き、 話 の 内 容 	ア 社会の中で関わる 人 の 話 な ど に つ い て、 話 し 手 の 目 的 的 や 自 分 が 聞 き た い こ と の 中 心 を 捉 え、 そ の 内 容 を 捉 え る こ と。
	イ 身近な人からの話 し 掛 け に 注 目 し た り、 応 じ て 答 え た り す る こ と。	イ 簡単な指示や説明 を 聞 き、 そ の 指 示 	イ 経験したことを思 い 浮 か べ、 伝 え た い こ と を 考 え る こ と。	イ 話す事柄を思い浮 か べ、 伝 え た い こ と を 決 め る こ と。	イ 相手や目的に応じ て、 自 分 の 伝 え た い こ と を 明 確 に す る こ と。	イ 目的に応じて、話 題 を 決 め、 集 め た 材 料 を 比 較 す る な ど 伝 え 合 う た め に 必 要 な 事 柄 を 選 ぶ こ と。	イ 目的や意図に応じ て、 話 題 を 決 め、 集 め た 材 料 を 比 較 し た り 分 類 し た り し て、 伝 え 合 う 内 容 を 検 討 す る こ と。	イ 目的や意図に応じ て、 話 題 を 決 め、 集 め た 材 料 を 比 較 し た り 分 類 し た り し て、 伝 え 合 う 内 容 を 検 討 す る こ と。
	ウ 伝えたいことを思 い 浮 か べ、 身 振 り や 音 声 な ど で 表 す こ と。	ウ 体験したことなど に つ い て、 伝 え た い こ と を 考 え る こ と。	ウ 見聞きしたことな ど の あ ら ま し や 自 分 の 気 持 ち な ど に つ い て 思 い 付 い た り、 考 え た り す る こ と。	ウ 見聞きしたことや 経 験 し た こ と、 自 分 の 意 見 や そ の 理 由 に つ い て、 内 容 の 大 体 が 伝 わ る よ う に 伝 え る 順 序 や 伝 え 方 を 考 え る こ と。	ウ 見聞きしたことや 経 験 し た こ と、 自 分 の 意 見 や そ の 理 由 に つ い て、 内 容 の 大 体 が 伝 わ る よ う に 伝 え る 順 序 や 伝 え 方 を 考 え る こ と。	ウ 話の中心が明確に な る よ う に 話 の 構 成 を 考 え る こ と。	ウ 話の内容が明確に な る よ う に、 話 の 構 成 を 考 え る こ と。	ウ 話の内容が明確に な る よ う に、 話 の 構 成 を 考 え る こ と。
	—	工 挨拶をしたり、簡 単な台詞などを表現 し た り す る こ と。	工 挨拶や電話の受け 答 え な ど、 決 ま っ た 言 い 方 を 使 う こ と。	工 自己紹介や電話の 受 け 答 え な ど、 相 手 や 目 的 的 に 応 じ た 話 し 方 で 話 す こ と。	工 相手に伝わるよう に 発 音 や 声 の 大 き さ、 速 さ に 気 を 付 け て 話 し た り、 必 要 な 話 し 方 を 工 夫 し た り す る こ と。	工 相手に伝わるよう に、 言 葉 の 抑 揚 や 強 弱、 間 の 取 り 方 な ど を 工 夫 す る こ と。	工 資料を活用するな ど し て、 自 分 の 考 え が 伝 わ る よ う に 表 現 を 工 夫 す る こ と。	工 資料を活用するな ど し て、 自 分 の 考 え が 伝 わ る よ う に 表 現 を 工 夫 す る こ と。

学部 内容	小学部			中学部			高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階
A 聞くこと・話すこと	—	—	オ 相手に伝わるよう、発音や声の大きさに気を付けること。	オ 相手の話に関心をもち、分かったことや感じたことを伝え合い、考えをもつこと。	オ 物事を決めるために、簡単な役割や進め方に沿って話し合い、考えをまとめること。	オ 目的や進め方を確認し、司会などの役割を果たしながら話し合い、互いの意見の共通点や相違点に着目して、考えをまとめること。	オ 互いの立場や意図を明確にしなが、計画的に話し合い、考えを広げたりまとめたりすること。	オ 目的や進め方を確認し、司会などの役割を果たしながら話し合い、互いの意見の共通点や相違点に着目して、考えをまとめること。	オ 互いの立場や意図を明確にしなが、計画的に話し合い、考えを広げたりまとめたりすること。
	—	—	カ 相手の話に関心をもち、自分の思いや考えを相手に伝えたり、相手の思いや考えを受け止めたりすること。	—	—	—	—	—	—
B 書くこと	ア 身近な人との関わりや出来事について、伝えたいことを思い浮かべたり、選んだりすること。	ア 経験したことのうち身近なことについて、写真などを手掛かりにして、伝えたいことを思い浮かべたり、選んだりすること。	ア 身近で見聞きしたり、経験したりしたことについて書きたいことを見付け、その題材に必要な事柄を集めること。	ア 見聞きしたことの中から、伝えたい事柄を選び、書く内容を大まかにまとめること。	ア 相手や目的を意識して、見聞きしたことや経験したことの中から書くことを選び、伝えたいことを明確にすること。	ア 相手や目的を意識して、書くことを決め、集めた材料を比較したり分類したりして、伝えたいことを明確にすること。	ア 相手や目的を意識して、書くことを決め、集めた材料を比較したり分類したりして、伝えたいことを明確にすること。	ア 目的や意図に応じて、書くことを決め、集めた材料を比較したり分類したりして、伝えたいことを明確にすること。	ア 目的や意図に応じて、書くことを決め、集めた材料を比較したり分類したりして、伝えたいことを明確にすること。
	イ 文字に興味をもち、書くこととすること。	イ 自分の名前や物の名前を文字で表すことができたり、知ったり、簡単な平仮名をなぞったり、書いたりすること。	イ 見聞きしたり、経験したりしたことから、伝えたい事柄の順序を考えること。	イ 相手に伝わるように事柄の順序に沿って簡単な構成を考えること。	イ 書く内容の中心を決め、自分の考えと理由などとの関係を明確にして、文章の構成を考えること。	イ 書く内容の中心を決め、内容のまとまりで段落をつくったり、段落相互の関係に注意したりして、文章の構成を考えること。	イ 書く内容の中心を決め、内容のまとまりで段落をつくったり、段落相互の関係に注意したりして、文章の構成を考えること。	イ 筋道の通った文章となるように、文章全体の構成を考えること。	イ 筋道の通った文章となるように、文章全体の構成を考えること。

(思考力, 判断力, 表現力等)

学部 内容	小学部			中学部		高等部	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
B 書くこと  (思考力, 判断力, 表現力等)	—	—	ウ 見聞きしたり, 経験したりしたことについて, 簡単な語句や短い文を書くこと。	ウ 文の構成, 語句の使い方に気を付けて書くこと。	ウ 事実と自分の考えとの違いなどが相手に伝わるように書き表し方を工夫すること。	ウ 自分の考えとそれを支える理由や事例との関係を明確にして, 書き表し方を工夫すること。	ウ 目的や意図に応じて簡単に書いたり詳しく書いたりすることともに, 事実と感想, 意見とを区別して書いたりするなど, 自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫すること。
	—	—	エ 書いた語句や文を読み, 間違いを正すこと。	エ 自分が書いたものを読み返し, 間違いを正すこと。	エ 文章を読み返す習慣を身に付け, 間違いを正したり, 語と語との続き方を確かめたりすること。	エ 間違いを正したり, 相手や目的を意識した表現になっているかを確かめたりして, 文や文章を整えること。	エ 引用したり, 図表やグラフなどを用いたりして, 自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫すること。
	—	—	オ 文などに対して感じたことを伝えること。	オ 文章に対する感想をもち, 伝え合うこと。	オ 文章に対する感想を伝え合い, 内容や表現のよいところを見付けること。	オ 書こうとしたことが明確になっているかなど, 文章に対する感想や意見を伝え合い, 自分の文章のよいところを見付けること。	オ 文章全体の構成や書き表し方などに着目して, 文や文章を整えること。
	—	—	カ 文などに対して感じたことを伝えること。	カ 文章に対する感想をもち, 伝え合うこと。	カ 文章に対する感想を伝え合い, 内容や表現のよいところを見付けること。	カ 文章全体の構成が明確になっているかなど, 文章に対する感想や意見を伝え合い, 自分の文章のよいところを見付けること。	カ 文章全体の構成が明確になっているかなど, 文章に対する感想や意見を伝え合い, 自分の文章のよいところを見付けること。

学部 内容	小学部				中学部				高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	1段階	2段階		
C 読むこと  (思考力, 判断力, 表現力等)	読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 教師と一緒に絵本などを見て、示された身近な事物や生き物などに気付き、注目すること。 イ 絵本などを見て、知っている事物や出来事などを指さしなごで表現すること。	読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 教師と一緒に絵本などを見て、登場するものや動作など思い浮かべること。 イ 教師と一緒に絵本などを見て、時間の経過などの大体を捉えること。	読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 絵本や易しい読み物などを読み、挿絵と結び付けて登場人物の行動や場面の様子などを想像すること。 イ 絵本や易しい読み物などを読み、時間的な順序など内容の大体を捉えること。	読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 簡単な文や文章を読み、情景や場面の様子、登場人物の心情などを想像すること。 イ 語や語句の意味を基に時間的な順序や事柄の順序など内容の大体を捉えること。	読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 様々な読み物を読み、情景や場面の様子、登場人物の心情などを想像すること。 イ 語と語や文と文との関係を基に、出来事の順序や気持ちの変化など内容の大体を捉えること。	読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 登場人物の行動や心情などについて、叙述を基に捉えること。 イ 段落相互の関係に着目しながら、考えとそれを支える理由や事例との関係などについて、叙述を基に捉えること。	読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 登場人物の相互関係や心情などについて、描写を基に捉えること。 イ 事実と感想、意見などの関係を叙述を基に押さえ、文章全体の構成を捉えて要旨を把握すること。	読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 登場人物の心情や情景などについて、叙述を基に捉えること。 ウ 登場人物の心情や情景について、場面と結び付けて具体的に想像すること。	読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ウ 人物像を具体的に想像したり、表現の効果を考えたりすること。	読むことに関する次の事項を身に付けることができること。	読むことに関する次の事項を身に付けることができること。
	C 読むこと  (思考力, 判断力, 表現力等)	絵本などを見て、次の場面を楽しみましたり、登場人物の動きなどを模倣したりすること。	絵本などを見て、好きな場面を伝えたり、言葉などを模倣したりすること。	登場人物になったつもりで、音読したり演じたりすること。	文章を読んでも分かったことを伝えたり、感想をもったりすること。	中心となる語句や文を明確にしながらか読み、読み取らな、行動すること。	日常生活や社会生活、職業生活に必要な語句、文章、表示などの意味を読み取り、行動すること。	日常生活や社会生活、職業生活に必要な語句、文章、表示などの意味を読み取り、行動すること。	日常生活や社会生活、職業生活に必要な語句、文章、表示などの意味を読み取り、行動すること。	中心となる語句や文を明確にしながらか読み、読み取らな、行動すること。	中心となる語句や文を明確にしながらか読み、読み取らな、行動すること。

# 目標・内容の一覧(社会)

学部	中学部	高等部
	<b>教科書の目標</b>	
	社会的な見方・考え方を働かせ、社会的現象について関心をもち、具体的に考えたり関連付けたりする活動を通して、自立し生活を豊かにするとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のおり育成することを旨とする。	社会的な見方・考え方を働かせ、社会的現象について関心をもち、具体的に考察する活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のおり育成することを旨とする。
<b>知識及び技能</b>	(1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや役割、地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して理解するとともに、経験したことと関連付けて、調べまとめる技能を身に付けるようにする。	(1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について、様々な資料や具体的な活動を通して理解するとともに、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
<b>思考力、判断力、表現力等</b>	(2) 社会的現象について、自分の生活と結び付けて具体的に考え、社会との関わりの中で、選択・判断したことを適切に表現する力を養う。	(2) 社会的現象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、自分の生活と結び付けて考えたり、社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
<b>学びに向かう力、人間性等</b>	(3) 社会に主体的に関わるうとする態度を養い、地域社会の一員として人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を養う。	(3) 社会に主体的に関わるうとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。
<b>段階の目標</b>	<b>2段階</b>	<b>2段階</b>
<b>知識及び技能</b>	ア 身近な地域や市区町村の地理的環境、地域の安全を守るための諸活動、地域の産業と消費生活の様子及び身近な地域の様子の移り変わり並びに社会生活に必要なさまざまな、公共施設の役割及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して、自分との関わりが分かるとともに、調べまとめる技能を身に付けるようにする。	ア 我が国の国土の様子と国民生活、自然環境の特色、先人の業績や優れた文化遺産、社会参加するためのさまざまな、公共施設の役割と制度、農業や水産業の現状、産業と経済との関わり、外国の様子について、様々な資料や具体的な活動を通して、社会生活との関連を踏まえて理解するとともに、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
	ア 自分たちの都道府県の地理環境の特色、地域の人々の健康と生活環境を支える役割、自然災害から地域の安全を守るための諸活動及び地域の伝統と文化並びに社会参加するためのさまざまな、社会に関する基本的な制度及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、調べまとめる技能を身に付けるようにする。	ア 我が国の国土の様子と国民生活、自然環境の特色、先人の業績や優れた文化遺産、社会参加するためのさまざまな、公共施設の役割と制度、工業の現状、産業と情報との関わり、外国の様子について、様々な資料や具体的な活動を通して、社会生活との関連を踏まえて理解するとともに、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

学部 段階の目標	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
思考力, 判断力, 表現力等	イ 社会的対象について、自分の生活や地域社会と関連付けて具体的に考えたことを表現する基礎的な力を養う。	イ 社会的対象について、自分の生活や地域社会と関連付けて具体的に考えたことを表現する力を養う。	イ 社会的対象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、自分の生活と結び付けて考える力、社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。	イ 社会的対象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、自分の生活と結び付けて考える力、社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
	ウ 身近な社会に自ら関わりとうとする意欲をもち、地域社会の中で生活することの大切さについて自覚を養う。	ウ 社会に自ら関わりとうとする意欲をもち、地域社会の中で生活することの大切さについての自覚を養う。	ウ 社会に主体的に関わりとうとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土に対する愛情、我が国の歴史や伝統を大切にしたい国を愛する心情、我が国の産業の発展を願う我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の人々と共に生きることに大切さについての自覚を養う。	ウ 社会に主体的に関わりとうとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土に対する愛情、我が国の歴史や伝統を大切にしたい国を愛する心情、我が国の産業の発展を願う我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の人々と共に生きることに大切さについての自覚を養う。
学びに向かう力, 人間性等				
内容	1段階	2段階	1段階	2段階
	ア 社会参加とまじり			
	(ア) 社会参加するために必要な集団生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ⑦ 学級や学校の中で、自分の意見や相手や団体の意見を聞いたりするなどの知識や技能を身に付けること。	(ア) 社会参加するために必要な集団生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ⑦ 学級や学校の中で、意見を述べ合い、助け合い、協力しながら生活する必要性を理解し、そのための知識や技能を身に付けること。	(ア) 社会参加するために必要な社会生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ⑦ 地域の人々と互いに協力することの大切さを理解し、自分の役割や責任を果たすための知識や技能を身に付けること。	(ア) 社会参加するために必要な社会生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ⑦ 社会の中で互いに協力しながら、社会生活に必要な知識や技能を身に付けること。
	① 集団生活の中で何が必要かに気づき、自分の役割を考え、表現すること。	① 周囲の状況を判断し、集団生活の中で自分の役割と責任について考え、表現すること。	① 社会生活の中で状況の的確に判断し、自分の役割と責任について考え、表現すること。	① 社会生活の中で状況を的確に判断し、国民としての権利及び義務、それに伴う責任について考え、表現すること。

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
	(1) 社会生活に必要なきままりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 社会生活に必要なきままりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 社会生活を営む上で大切な法やきままりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 社会生活を営む上で大切な法やきままりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	⑦ 家庭や学校でのきままりを知り、生活の中でそれを守ることの大切さが分かること。	⑦ 家庭や学校、地域社会でのきままりは、社会生活を送るために必要であることを理解すること。	⑦ 社会生活を営む上で大切な法やきままりがあることを理解すること。	⑦ 社会の慣習、生活に関係の深い法やきままりを理解すること。
	① 社会生活ときままりとの関連を考え、表現すること。	① 社会生活に必要なきままりの意義について考え、表現すること。	① 社会生活を営む上で大切な法やきままりの意義と自分との関わりについて考え、表現すること。	① 社会の慣習、生活に関係の深い法やきままりの意義と自分との関わりについて考え、表現すること。
	<b>イ 公共施設と制度</b>			
	(7) 公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(7) 公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(7) 公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(7) 公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	⑦ 身近な公共施設や公共物の役割が分かること。	⑦ 自分の生活の中の公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。	⑦ 生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。	⑦ 地域における公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。
	④ 公共施設や公共物について調べ、それらの役割を考え、表現すること。	④ 公共施設や公共物の役割について調べ、生活の中での利用を考え、表現すること。	④ 生活に関係の深い公共施設や公共物の利用の仕方調べ、適切な活用を考え、表現すること。	④ 地域における公共施設や公共物の利用の仕方調べ、適切な活用を考え、表現すること。
	(1) 制度の仕組みに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 制度の仕組みに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 制度に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 制度に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	⑦ 身近な生活に関する制度が分かること。	⑦ 社会に関する基本的な制度について理解すること。	⑦ 我が国の政治の基本的な仕組みや働きについて理解すること。	⑦ 生活に関係の深い制度について理解すること。
	④ 身近な生活に関する制度について調べ、自分との関わりを考え、表現すること。	④ 社会に関する基本的な制度について調べ、それらの意味を考え、表現すること。	④ 国や地方公共団体の政治の取組について調べ、国民生活における政治の働きを考え、表現すること。	④ 生活に関係の深い制度について調べ、その活用を考え、表現すること。
	<b>ウ 地域の安全</b>			
	(7) 地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(7) 地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(7) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(7) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
	⑦ 地域の安全を守るため、関係機関が地域の人々と協力していることが分かること。	⑦ 地域の関係機関や人々は、過去に発生した地域の自然災害や事故に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。	⑦ 自然災害は国土の自然条件などに関連して発生していることや、自然災害が国土と国民生活に影響を及ぼすことを理解すること。	⑦ 自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。
	① 地域における災害や事故に対する施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、そこに関わる人々の働きを考え、表現すること。	① 過去に発生した地域の自然災害や事故、関係機関の協力などに着目して、危険から人々を守る活動と働きを考え、表現すること。	① 関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに、公害が国土の環境や国民の生活に影響を及ぼすことを理解すること。	① 国土の環境保全について、自分たちができることなどを考え、表現すること。
	—	—	② 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。	—
	—	—	③ 公害の発生時期や経過、人々の協力や努力などに着目して、公害防止の取組を捉え、その働きを考え、表現すること。	—
<b>工 産業と生活</b>				
	⑦ 仕事と生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	⑦ 県内の特色ある地域に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	⑦ 我が国の農業や水産業における食料生産に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	⑦ 我が国の工業生産に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	⑦ 生産の仕事は、地域の人々の生活と密接な関わりをもって行われていることが分かること。	⑦ 地域では、人々が協力し、産業の発展に努めていることを理解すること。	⑦ 我が国の食料生産は、自然条件を生かして営まれていることや、国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることを理解すること。	⑦ 我が国では様々な工業生産が行われていることや、国土には工業の盛んな地域が広がっていること及び工業製品は国民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解すること。

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
④ 仕事の種類や工程などに着目して、生産に携わっている人々の仕事の様子を捉え、地域の人々の生活との関連を考え、表現すること。	④ 仕事の種類や工程などに着目して、生産に携わっている人々の仕事の様子を捉え、地域の人々の生活との関連を考え、表現すること。	④ 人々の活動や産業の歴史的背景などに着目して、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。	④ 食料生産に関わる人々は、生産性や品質を高めるよう努力したり輸送方法や販売方法を工夫したりして、良質な食料を消費地に届けるなど、食料生産を支えていることを理解すること。	④ 工業生産に関わる人々は、消費者の需要や社会の変化に対応し、優れた製品を生産するよう様々な工夫や努力をして、工業生産を支えていることを理解すること。
	—	—	⑤ 生産物の種類や分布、生産量の変化などに着目して、食料生産の概要を捉え、食料生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。	⑤ 工業の種類、工業の盛んな地域の分布、工業製品の改良などに着目して、工業生産の概要を捉え、工業生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。
	—	—	⑥ 生産の工程、人々の協力関係、技術の向上、輸送、価格や費用などに着目して、食料生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。	⑥ 製造の工程、工場相互の協力関係、優れた技術などに着目して、工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。
	(1) 身近な産業と生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ⑦ 販売の仕事は、消費者のことを考え、工夫して行われていることが分かること。	(1) 生活を支える事業に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ⑦ 水道、電気及びガスなどの生活を支える事業は、安全で安定的に供給や処理できるとともに、健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。	—	(1) 我が国の産業と情報との関わりに関する学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ⑦ 大量の情報や情報通信技術の活用は様々な産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解すること。
④ 消費者の願いや他地域との関わりなどに着目して、販売の仕事に携わっている人々の仕事の様子を捉え、それらの仕事に見られる工夫を考え、表現すること。	④ 供給や処理の仕組みや関係機関の協力などに着目して、水道、電気及びガスなどの生活を支える事業の様子を捉え、それらの事業が果たす役割を考え、表現すること。	—	④ 情報の種類、情報の活用の仕方などに着目して、産業における情報活用の現状を捉え、情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。	

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
	<p><b>才 我が国の地理や歴史</b></p> <p>(7) 身近な地域や市区町村（以下第2章第2節第2款において「市」という。）の様子に関する学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>㊦ 身近な地域や自分たちの市の様子が分かること。</p> <p>㊧ 都道府県（以下第2章第2節第2款第1（社会）(2)内容において「県」という。）内における市の位置や市の地形、土地利用などに着目して、身近な地域や市の様子を捉え、場所による違いを表現すること。</p> <p>(1) 身近な地域の移り変わりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>㊦ 身近な地域や自分たちの市の様子、人々の生活は、時間とともに移り変わってきたことを知る。</p> <p>㊧ 交通や人口、生活の道具などの時期による違いに着目して、市や人々の生活の様子を捉え、それらの変化を考え、表現すること。</p>		<p><b>才 我が国の国土の様子と国民生活、歴史</b></p> <p>(7) 我が国の国土の様子と国民生活に関する学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>㊦ 我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自然環境に適応して生活していることを理解すること。</p> <p>㊧ 地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え、表現すること。</p> <p>(1) 我が国の歴史上の主な事象に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>㊦ 我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに、世の中の様子の変化を理解するとともに、関連する先人の業績、優れた文化遺産を理解すること。</p> <p>㊧ 世の中の様子、人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して、我が国の歴史上の主な事象を捉え、世の中の様子の変化を考え、表現すること。</p>	
	<p><b>力 外国の様子</b></p> <p>(7) 世界の中の日本と国際交流に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>		<p>(7) グローバル化する世界と日本の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>	

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
⑦ 文化や風習の特徴や違いを知ること。	⑦ 文化や風習の特徴や違いを理解すること。	⑦ 文化や風習の特徴や違いを理解すること。	⑦ 異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解すること。	⑦ 我が国は、平和な世界の実現のために国際連合の一員として重要な役割を果たしたり、諸外国の発展のために援助や協力を果たしていることを理解すること。
	④ そこに暮らす人々の生活などに着目して、日本との違いを考え、表現すること。	④ 人々の生活や習慣などに着目して、多様な文化について考え、表現すること。	④ 外国の人々の生活の様子などに着目して、日本の文化や習慣との違いについて考え、表現すること。	④ 地球規模で発生している課題の解決に向けた連携・協力などに着目して、国際社会において我が国が果たしている役割を考え、表現すること。
	—	(イ) 世界の様々な地域に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—
	—	⑦ 人々の生活の様子を大まかに理解すること。	—	—
—	—	④ 世界の出来事などに着目して、それらの国の人々の生活の様子を捉え、交流することの大切さを考え、表現すること。	—	—

# 目標・内容の一覧(算数)(数学)

学部	小学部 (算数)	中学部 (数学)	高等部 (数学)
<b>教科の目標</b>			
<b>知識及び技能</b>	数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き理解するとともに、日常の事象を数量や図形に注目して処理する技能を身に付けるようにする。	数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解し、事象を数理的に処理する技能を身に付けるようにする。	数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに、日常の事象を数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。
<b>思考力, 判断力, 表現力等</b>	日常の事象の中から数量や図形を直感的に捉える力, 基礎的・基本的な数量や図形の性質などに気付き感じ取る力, 数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり柔軟に表したりする力を養う。	日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力, 基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見いだし統合的・発展的に考察する力, 数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。	日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力, 基礎的・基本的な数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力, 数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。
<b>学びに向かう力, 人間性等</b>	数学的活動の楽しさに気付き, 関心や興味をもち, 学習したことを結び付けてよりよく問題を解決しようとする態度, 算数で学んだことを学習や生活に活用しようとする態度を養う。	数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き, 学習を振り返ってよりよく問題を解決しようとする態度, 数学で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し, 数学的に表現・処理したことを振り返り, 多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度, 数学を生活や学習に活用しようとする態度を養う。

学部 段階の目標	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
知識及び技能 A 数量の基礎	ア 身の回りのものに 気付き、対応させたり 組み合わせた することなどについ ての技能を身に付け るようにする。	—	—	—	—	—	—
知識及び技能 A 数と計算 (小学部1段階 はB)	ア ものの有無や3ま での数的要素に気付 き、身の回りのもの の数に関心をもって 関わることについて の技能を身に付ける ようにする。	ア 10までの数の概 念や表し方について の感覚をもつととも に、ものとの数との関 係に関心をもって関 わることについての 技能を身に付けるよ うにする。	ア 100までの数の概 念や表し方について 理解し、数に対する 感覚を豊かにすると ともに、加法、減法 の意味について理解 し、これらの簡単な 計算ができるように 技能を身に付けるよ うにする。	ア 3位数程度の整数 の概念について理解 し、数に対する感覚 を豊かにするととも に、加法、減法及び 乗法の意味や性質に ついて理解し、これ らを計算することに ついての技能を身に 付けるようにする。	ア 整数の概念や性質 について理解を深 め、数に対する感覚 を豊かにするととも に、加法、減法、乗 法及び除法の意味や 性質について理解 し、それらの計算が できるようにする。 また、小数及び分数 の意味や表し方につ いて知り、数量とそ の関係を表したり読 み取ったりすること ができるようにする ことについての技能 を身に付けるように する。	ア 整数、小数、分数 及び概数の意味と表 し方や四則の關係に ついて理解するとと もに、整数、小数及 び分数の計算につい ての意味や性質につ いて理解し、それら を計算する技能を身 に付けるようにする。	ア 整数の性質、分数 の意味、文字を用い た式について理解す るとともに、分数の 計算についての意味 や法則について理解 し、それらを計算す る技能を身に付ける ようにする。

学部 段階の目標	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
B 図形 (小学部1段階 はC)	ア 身の回りのものの上や前後、形の違いに気付き、違いに 応じて関わることに ついての技能を身に 付けるようにする。	ア 身の回りのもの の形に着目し、集めた ことを通して、図形 の違いが分かるよう にするための技能を 身に付けるようにす る。	ア 身の回りのもの の観察などの活動 を通して、図形につ いての感覚を豊かに するとともに、もの について、その形の 合同、移動、位置、 機能及び角の大きさ の意味に関わる基礎 的な知識を理解する ことなどについての 技能を身に付けるよ うにする。	ア 三角形や四角形、 箱の形などの基本的 な図形について理解 し、図形についての 感覚を豊かにすると ともに、図形を作図 したり、構成したり することなどについ ての技能を身に付け るようになる。	ア 二等辺三角形や正 三角形などの基本的 な図形や面積、角の 大きさについて理解 し、図形についての 感覚を豊かにすると ともに、図形を作図 や構成したり、図形 の面積や角の大きさ を求めたりすること などについての技能 を身に付けるように する。	ア 図形の形や大きさ が決まる要素や立体 を構成する要素の位 置関係、図形の合同 や多角形の性質につ いて理解し、図形を 作図したり、三角 形、平行四辺形、ひ し形、台形の面積を 求めたりする技能を 身に付けるようにす る。	ア 平面図形を縮小し たり、拡大したりす ることの意味や、立 体図形の体積の求め 方について理解し、 縮図、拡大図を作図 したり、円の面積や 立方体、直方体、角 柱、円柱の体積を求 めたりする技能を身 に付けるようにする。
	C 測定 (小学部1段階 はD)	ア 身の回りにあるも の量の大きさに気 付き、量の違いにつ いての感覚を養うと ともに、量に関わる ことについての技能 を身に付けるように する。	ア 身の回りにある具 体物の量の大きさに 注目し、量の大きさ の違いが分かること もに、二つの量の 大きさを比べること についての技能を身 に付けるようにする。	ア 身の回りにある長 さや体積などの量の 単位と測定の意味に ついて理解し、量の 大きさにについての感 覚を豊かにすること もに、測定すること などについての技能 を身に付けるように する。	ア 身の回りにある長 さ、体積、重さ及び 時間の単位と測定の 意味について理解 し、量の大きさにつ いての感覚を豊かに するとともに、それ らを測定することに ついての技能を身に 付けるようにする。	—	—

知識及び技能

学部 段階の目標	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 変化と関係	—	—	—	—	ア 二つの数量の関係を表すことや変化の様子を表す式、グラフで表すことについて理解するとともに、二つの数量の関係を割合によって比べることが出来るようにする。	ア 二つの量の割合として捉えられる数量の比べ方、百分率について理解するとともに、目的に応じてある二つの数量の関係と別の二つの数量とを比べたり、表現したりする方法についての技能を身に付けるようにする。	ア 比例や反比例の関係、比について理解するとともに、伴って変わる二つの数量を見いだし、それらの関係について表や式を用いて表現したり、目的に応じて比で処理したりする方法についての技能を身に付けるようにする。
D データの活用	—	ア 身の回りのものや身近な出来事のうち、がりに関心をもち、それを簡単な絵や記号などを用いた表やグラフで表したり、読み取ったりする方法についての技能を身に付けるようにする。	ア 身の回りにおける事象を、簡単な絵や図を用いて整理したり、記号に置き換えて表したりしながら、読み取り方について理解することについての技能を身に付けるようにする。	ア 身の回りにおけるデータを分類整理して簡単な表やグラフに表したり、それらを問題解決において用いたりすることについての技能を身に付けるようにする。	ア データを表や棒グラフ、折れ線グラフで表す方や読み取り方を理解し、それらを問題解決における用い方についての技能を身に付けるようにする。	ア データを円グラフや帯グラフで表す方、読み取り方、測定した結果を平均する方法について理解するとともに、それらの問題解決における用い方についての技能を身に付けるようにする。	ア 量的データの分布の中心や散らばりの様子からデータの特徴を読み取る方法を理解するとともに、それらを問題解決における用い方についての技能を身に付けるようにする。
A 数量の基礎	イ 身の回りにおけるもの同士を対応させたり、組み合わせたりするなど、数量に関心をもって関わる力を養う。	—	—	—	—	—	—

知識及び技能

思考力、判断力、表現力等

学部 段階の目標	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	イ 身の回りのものもの 有無や数的要素に注 目し、数を直感的に 捉えたり、数を用い て表現したりする力 を養う。	イ 日常生活の事象に ついて、もの数に 着目し、具体物や図 などを用いながら数 の考え方を考え、表 現する力を養う。	イ 日常の事象につい て、もの数に着目 し、具体物や図など を用いながら数の数 え方や計算の仕方を 考え、表現する力を 養う。	イ 数とその表現や数 の関係に着目し、具 体物や図などを用い て、数の表し方や計 算の仕方などを筋道 立てて考えたり、関 連付けて考えたりす る力を養う。	イ 数を構成する単位 に着目して、数の表 し方やその数につい て考えたり、扱う数 の範囲を広げ、計算 の仕方を見だし、 筋道立てて考えたり するとともに、日常 生活の問題場面を数 量に着目して捉え、 処理した結果を場面 をもとに振り返り、 解釈及び判断する力 を養う。	イ 数の表し方の仕組 みや数を構成する単 位に着目し、数の比 べ方や表し方を統合 的に捉えて考察した り、数とその表現や 数量の関係に着目 し、目的に合った表 現方法を用いて計算 の仕方を考察したり するとともに、数量 の関係を簡潔に、ま た一般的に表現する 力を養う。	イ 数とその表現や計 算の意味に着目し、 発展的に考察して問 題を見いだしたり、 目的に応じて多様な 表現方法を用いなが ら、数の表し方や計 算の仕方などを考察 したりするとともに に、数量の関係を簡 潔かつ一般的に表現 する力を養う。
	B 図形	イ 身の回りのものもの 形に注目し、同じ形 を捉えたり、形の違 いを捉えたりする力 を養う。	イ 身の回りのものもの 形に関心をもち、分 類したり、集めたり して、形の性質に気 付く力を養う。	イ 身の回りのものもの 形に着目し、びった り重なる形、移動、 ものの位置及び機能 的な特徴等について 具体的に操作をして 考える力を養う。	イ 三角形や四角形、 箱などの基本的 な図形を構成する要 素に着目して、平面 図形の特徴を捉えた り、身の回りの事象 を図形の性質から関 連付けて考えたりす る力を養う。	イ 二等辺三角形や正 三角形などの基本的 な図形を構成する要 素に着目して、平面 図形の特徴を捉えた り、身の回りの事象 を図形の性質から考 察したりする力、図 形を構成する要素に 着目し、図形の計量 について考察する力 を養う。	イ 図形を構成する要 素や図形間の関係に 着目し、構成の仕方 を考察したり、図形 の性質を見いだした りするとともに、三 角形、平行四辺形、 ひし形の面積の求め 方を考え、その表現 を振り返り、簡潔か つ的確な表現に高 め、公式として導く 力を養う。

思考力、判断力、表現力等

学部 段階の目標	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 測定	イ 身の回りにあるものの大きさや長さなどの量の違いに注目し、量の大きさにより区別する力を養う。	イ 量に着目し、二つの量を比べる方法が分かり、一方を基準にして他方と比べる力を養う。	イ 身の回りにある量の単位に着目し、目的に応じて量を比較したり、量の大小及び相等関係を表現したりする力を養う。	イ 身の回りの事象を量に着目して捉え、量の単位を用いて的確に表現する力を養う。	—	—	—
C 変化と関係	—	—	—	—	イ 伴って変わる二つの数量の関係に着目し、変化の特徴に気づき、二つの数量の関係を表や式、グラフを用いて考察したり、異種の二つの量の割合を用いた数量の比べ方を考察したりする力を養う。	イ 伴って変わる二つの数量の関係に着目し、その変化や対応の特徴を表や式を用いて考察したり、異種の二つの量の割合を用いた数量の比べ方を考察したりする力を養う。	イ 伴って変わる二つの数量の関係に着目し、目的に応じて表や式、グラフを用いて変化や対応の特徴を考察したり、比例の関係を前提に二つの数量の関係を考察したりする力を養う。
D データの活用	—	イ 身の回りのものや身近な出来事の特徴などがりなどの共通の要素に着目し、簡単な表やグラフで表現する力を養う。	イ 身の回りの事象を、比較のために簡単な絵や図に置き換えて簡潔に表現したり、データ数を記号で表現したりして、考える力を養う。	イ 身の回りの事象を、データの特徴に着目して捉え、簡潔に表現したり、考察したりする力を養う。	イ 身の回りの事象について整理されたデータの 特徴に着目し、事象を簡潔に表現したり、適切に判断したりする力を養う。	イ 目的に応じてデータを収集し、データの 特徴や傾向に着目して、表やグラフに的確に表現し、それらを用いて問題解決したり、解決の過程や結果を批判的に捉え考察したりする力を養う。	イ 目的に応じてデータを収集し、データの 特徴や傾向に着目して、表やグラフに的確に表現し、それらを用いて問題解決したり、解決の過程や結果を批判的に捉え考察したりする力を養う。
A 数量の基礎	ウ 数量や図形に気付き、算数の学習に関心をもち取り組もうとする態度を養う。	—	—	—	—	—	—

思考力, 判断力, 表現力等

学びに向いた  
人間性  
等



学部 段階の目標	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 変化と関係	—	—	—	—	ウ 数量に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、数学で学んだことのよさを理解し、そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	ウ 数量について数学的に表現・処理したことを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさを気付き学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	ウ 数量について数学的に表現・処理したことを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさを実感し、学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。
D データの活用	—	ウ 数量や図形に関心をもち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味をもって学ぶ態度を養う。	ウ 数量や図形の違いを理解し、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学習や生活に活用しようとする態度を養う。	ウ データの活用に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、数学で学んだことのよさを理解し、そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	ウ データの活用に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、数学で学んだことのよさを理解し、そのことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	ウ データの活用について数学的に表現・処理したことを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさを気付き学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	ウ データの活用について数学的に表現・処理したことを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさを実感し、学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

学びに向かう力、人間性等

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数量の基礎 9	ア 具体物に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—	—	—	—	—
	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ㊦ 具体物に気付いて指を差したり、つかもつしたり、目で追ったりすること。 ㊧ 目の前で隠されたものを探したり、身近にあるものや人の名を聞いて指を差したりすること。 (1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ㊦ 対象物に注意を向け、対象物の存在に注目し、諸感覚を協働させながら捉えること。	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数量の基礎	イ ものとものを対 応させることに関わ る数学的活動を通し て、次の事項を身に 付けることができる よう指導する。	—	—	—	—	—	—
	(ア) 次のような知識及 び技能を身に付ける こと。 ⑦ ものともものを対 応させて配ること。 ⑧ 分割した絵カー ドを組み合わせること。 ⑨ 関連の深い絵カー ドを組み合わせるこ と。	—	—	—	—	—	—
	(イ) 次のような思考 力、判断力、表現力 等を身に付けること。 ⑦ ものともものを関 連付けることに注意 を向け、ものの属性 に注目し、仲間であ ることを判断した り、表現したりする こと。	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	ア 数えることの基礎に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 10までの数の数え方や表し方、構成に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 100までの整数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 整数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 整数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 整数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 整数の性質及び整数の構成に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
	(ア) ものの有無に気付くこと。	(ア) もののものとを対応させることよって、ものの個数を比べ、同等・多少が分かること。	(ア) 20までの数について、数詞を唱えたり、個数を数えたり書き表したり、数の大小を比べたりすること。	(ア) 1000までの数をいくつかの同じまわりで分割したうえで数えたり、分類して数えたりすること。	(ア) 4位数までの十進位取り記数法による数の表し方及び数の大小や順序について、理解すること。	(ア) 10倍、100倍、1000倍、 $\frac{1}{10}$ の大きさの数及びその表し方の理解を深めること。	(ア) 整数は、観点を決めると偶数と奇数に類別されることを理解すること。
	(イ) 目の前のものを、1個、2個、たくさんで表すこと。	(イ) ものの集まりと対応して、数詞が分かること。	(イ) 100までの数について、数詞を唱えたり、個数を数えたり書き表したり、数の系列を理解したりすること。	(イ) 3位数の表し方について理解すること。	(イ) 10倍、100倍、 $\frac{1}{10}$ の大きさの数及びその表し方について知ることに。	(イ) 約数、倍数について理解すること。	
	(ウ) 5までの範囲で数唱をすること。	(ウ) ものの集まりや数詞と対応して数字が分かること。	(ウ) 数える対象を2ずつや5ずつのまとまりで数えること。	(ウ) 数を十や百を単位としてみるなど、数の相対的な大きさについて理解すること。	(ウ) 数を千を単位としてみるなど、数の相対的な大きさについて理解を深めること。	(ウ) 億、兆の単位について知り、十進位取り記数法について理解を深めること。	
(エ) 3までの範囲で具体物を取ることに。	(エ) 個数を正しく数えたり書き表したりすること。	(エ) 数を10のまとまりのまとまりと端数に分けて数えたり書き表したりすること。	(エ) 3位数の数系列、順序、大小について、数直線上の目盛りを読み理解したり、数を表したりすること。				

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	㊦ 対応させてものを配ること。	㊦ 二つの数を比べて数の大小が分かること。	㊦ 具体物を分配したり等分したりすること。	㊦ 一つの数をほかの数の積としてみるなど、ほかの数と関係付けてみる。	—	—	—
	㊧ 形や色、位置が変わっても、数は変わらないことについて気付くこと。	㊧ 数の系列が分かり、順序や位置を表すのに数を用いること。	—	—	—	—	—
	—	㊨ 0の意味について分かること。	—	—	—	—	—
	—	㊩ 一つの数を二つの数に分けたり、二つの数を一つの数にまとめたりして表すこと。	—	—	—	—	—
	—	㊪ 具体的な事物を加えたり、減らしたりしながら、集合数を一つの数と他の数と関係付けてみる。	—	—	—	—	—
	—	㊫ 10の補数が分かること。	—	—	—	—	—
	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	㊦ 数詞ともとの関係に注目し、数のまわりや数え方に気づき、それらを学習や生活で生かすこと。	㊦ 数詞と数字、ものとの関係に着目し、数の数え方や数の大きさの比べ方について考え、それらを学習や生活で生かす興味をもって生かすこと。	㊦ 数のまわりに着目し、数の数え方や数の大きさの比べ方、表し方について考え、学習や生活で生かすこと。	㊦ 数のまわりに着目し、考察する範囲を広げながら数の大きさの比べ方や数え方を考え、日常生活で生かすこと。	㊦ 数のまわりに着目し、考察する範囲を広げながら数の大きさの比べ方や数え方を考え、日常生活で生かすこと。	㊦ 数のまわりに着目し、大きな数の大きさの比べ方や数え方を統合的に捉えらるとともに、それらを日常生活に生かすこと。	㊦ 乗法及び除法に着目し、観点を決めて整数を類別する仕方を考えたり、数の構成について考察したりするとともに、日常生活に生かすこと。
	—	—	イ 整数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 整数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 整数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 整数及び小数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 分数に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ㊦ 加法が用いられる合併や増加等の場合について理解すること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ㊦ 2位数の加法及び減法について理解し、その計算ができること。 また、それらの筆算の仕方について知ること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ㊦ 3位数や4位数の加法及び減法の計算の仕方について理解し、計算ができること。また、それらの筆算についての仕方を知ること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ㊦ ある数の10倍、100倍、1000倍、 $\frac{1}{10}$ 、 $\frac{1}{100}$ などの大きさの数を、小数点の位置を移してつくること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ㊦ 整数及び小数を分数の形に直したり、分数を小数で表したりすること。
	—	—	㊦ 加法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。	㊦ 簡単な場合について3位数の加法及び減法の計算の仕方を知ること。	㊦ 加法及び減法に関して成り立つ性質を理解すること。	—	㊦ 整数の除法の結果は、分数を用いると常に一つの数として表すことができることを理解すること。

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)			高等部 (数学)			
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	1段階	2段階		
A 数と計算	—	—	㊦ 1位数と1位数との加法の計算ができること。	㊦ 加法及び減法に関して成り立つ性質について理解すること。	㊦ 計算機を使って、具体的な生活場面における加法及び減法の計算ができること。	—	㊦ 一つの分数の分子及び分母に同じ数を乗除してできる分数は、元の分数と同じ大きさを表すことを理解すること。	—	㊦ 分数の相等及び大小について知り、大小を比べること。	
	—	—	㊧ 1位数と2位数との和が20までの加法の計算ができること。	㊧ 計算機を使って、具体的な生活場面における簡単な加法及び減法の計算ができること。	—	—	—	—	—	
	—	—	㊨ 減法が用いられる求残や減少等の場合について理解すること。	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	㊩ 減法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	㊪ 20までの数の範囲で減法の計算ができること。	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	—	—	⑦ 日常の事象における数量の関係に着目し、計算の意味や計算の仕方を見付け出したり、学習や生活で生かしたりすること。	⑦ 数量の関係に着目し、数を適用する範囲を広げ、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活で生かすこと。	⑦ 数量の関係に着目し、数の適用範囲を広げ、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活で生かすこと。	⑦ 数の表し方の仕組みに着目し、数の相対的な大きさを考察し、計算などに有効に生かすこと。	⑦ 数を構成する単位に着目し、数の相等及び大小関係について考察すること。
	—	—	—	—	—	—	① 分数の表現に着目し、除法の結果の表し方を振り返り、分数の意味をまとめること。
	—	—	—	ウ 整数の乗法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。	ウ 整数の乗法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。	ウ 概数に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。	ウ 分数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。
	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
	—	—	—	⑦ 乗法が用いられる場合や意味について知ることを知る。	⑦ 1位数と1位数との乗法の計算ができ、それを適切に用いること。	⑦ 概数が用いられる場面について知ること。	⑦ 異分母の分数の加法及び減法の計算ができること。
	—	—	—	① 乗法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。	① 交換法則や分配法則といった乗法に関して成り立つ性質を理解すること。	① 四捨五入について知る。	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1 段階	2 段階	3 段階	1 段階	2 段階	1 段階	2 段階
A 数と計算	—	—	—	㊦ 乗法に関して成り立つ簡単な性質について理解すること。	—	㊦ 目的に応じて四則計算の結果の見積りをする。	—
	—	—	—	㊧ 乗法九九について知り、1 位数と 1 位数との乗法の計算ができること。	—	—	—
	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
	—	—	—	㊦ 数量の関係に着目し、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活で生かすこと。	㊦ 数量の関係に着目し、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活で生かすこと。	㊦ 日常の事象における場面に着目し、目的に合った数の処理の仕方を考えるとともに、それを日常生活に生かすこと。	㊦ 分数の意味や表現に着目し、計算の仕方を考えること。
—	—	—	—	工 整数の除法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができる。	工 整数の加法及び減法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができる。	工 整数の加法及び減法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができる。	工 分数の乗法及び除法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができる。
—	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。



学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	—	—	—	—	⑦ 数量の関係に着目し、計算に関して成り立つ性質や計算の仕方を見いだすとともに、日常生活に生かすこと。	⑦ 数量の関係に着目し、計算の仕方を考えたり、計算に関して成り立つ性質を見いだしたりするとともに、その性質を活用して、計算を工夫したり、計算の確かめをしたりすること。	⑦ 数の意味と表現、計算について成り立つ性質に着目し、計算の仕方を多面的に捉え考えること。
	—	—	—	オ 小数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	オ 小数の表し方に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	オ 整数の乗法に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	オ 数量の関係を表す式に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができる。⑦ 次のような知識及び技能を身に付けること。
	—	—	—	⑦ 次のような知識及び技能を身に付けること。	⑦ 次のような知識及び技能を身に付けること。	⑦ 次のような知識及び技能を身に付けること。	⑦ 次のような知識及び技能を身に付けること。
	—	—	—	⑦ 端数部分の大きさを表すのに小数を用いることを知ること。	⑦ 端数部分の大きさを表すのに小数を用いることを知ること。	⑦ 2位数や3位数に1位数や2位数をかける乗法の計算が、乗法九九などの基本的な計算を基にしてできることを理解すること。また、その筆算の仕方について理解すること。	⑦ 数量を表す言葉や□、△などの代わりに、a、xなどの文字を用いて式に表したり、文字に数を当てはめて調べたりすること。
—	—	—	④ $\frac{1}{10}$ の位までの小数の仕組みや表し方について理解すること。	④ 乗法の計算が確実になり、それを適切に用いること。	④ 乗法の計算が確実になり、それを適切に用いること。	—	

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	—	—	—	—	—	㊦ 乗法に関して成り立つ性質について理解すること。	—
	—	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
	—	—	—	—	㊦ 数のまとまりに着目し、数の表し方の適用範囲を広げ、日常生活に生かすこと。	㊦ 数量の関係に着目し、計算の仕方を考えたり、計算に関して成り立つ性質を見いだしたりすることにも、その性質を活用して、計算を工夫したり、計算の確かめをしたりすること。	㊦ 問題場面の数量の関係に着目し、数量の関係を簡潔かつ一般的に表現したり、式の意味を読み取ったりすること。
	—	—	—	—	力 分数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	力 整数の除法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—
	—	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	—	—	—	—	⑦ $\frac{1}{2}, \frac{1}{4}$ など簡単な分数について知ること。	⑦ 除数が1位数や2位数で被除数が2位数や3位数の場合の計算が、基本的な計算を基にしてできることを理解すること。また、その筆算の仕方について理解すること。	—
	—	—	—	—	—	① 除法の計算が確実にでき、それを適切に用いること。	—
	—	—	—	—	—	② 除法について、次の関係を理解すること。 (被除数) = (除数) × (商) + (余り)	—
	—	—	—	—	—	⑤ 除法に関して成り立つ性質について理解すること。	—
	—	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	—	—	—	—	⑦ 数のまとまりに着目し、数の表し方の適用範囲を広げ、日常生活に生かすこと。	⑦ 数量の関係に着目し、計算の仕方を考えたり、計算に関して成り立つ性質を見いだしたりすることにも、その性質を活用して、計算を工夫したり、計算の確かめをしたりすること。	—
	—	—	—	—	キ 数量の関係を表す式に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	キ 小数とその計算に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—
	—	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—
	—	—	—	—	⑦ 数量の関係を式に表したり、式と図を関連付けたりすること。	⑦ ある量の何倍かを表すのに小数を用いることを知ること。	—
	—	—	—	—	① □などを用いて数量の関係を式に表すことができることを知ること。	① 小数が整数と同じ仕組みで表されていることを知るとともに、数の相対的な大きさにについての理解を深めること。	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	—	—	—	—	㊸ □などに数を当てはめて調べること。	㊸ 小数の加法及び減法の意味について理解し、それらの計算ができること。	—
	—	—	—	—	—	㊹ 乗数や除数が整数である場合の小数の乗法及び除法の計算ができること。	—
	—	—	—	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	—
	—	—	—	—	㊺ 数量の関係に着目し、事柄や関係を式や図を用いて簡潔に表したり、式と図を関連付けて式を読み取りすること。	㊺ 数の表し方の仕組みや数を構成する単位に着目し、計算の仕方を考えるときも、それを日常生活に生かすこと。	—
	—	—	—	—	—	㊻ 小数の乗法及び除法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—
	—	—	—	—	—	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—
	—	—	—	—	—	㊼ 乗数や除数が小数である場合の小数の乗法及び除法の意味について理解すること。	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	—	—	—	—	—	㊸ 小数の乗法及び除法の計算ができること。	—
	—	—	—	—	—	㊹ 余りの大きさについて理解すること。	—
	—	—	—	—	—	㊺ 小数の乗法及び除法についても整数の場合と同じ関係や法則が成り立つことを理解すること。	—
	—	—	—	—	—	(イ) 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること。	—
	—	—	—	—	—	㊻ 乗法及び除法の意味に着目し, 乗数や除数が小数である場合まで数の範囲を広げて乗法及び除法の意味を捉え直すとともに, それらの計算の仕方を考えたり, それらを日常生活に生かしたりすること。	—
—	—	—	—	—	㊼ 分数とその計算に関わる数学的活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1 段階	2 段階	3 段階	1 段階	2 段階	1 段階	2 段階
A 数と計算	—	—	—	—	—	(F) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—
	—	—	—	—	—	㉗ 等分してできる部分の大きさや端数部分の大きさを表すのに分数を用いることについて理解すること。また、分数の表し方について知ること。	—
	—	—	—	—	—	㉘ 分数が単位分数の幾つかで表すことができることを知ること。	—
	—	—	—	—	—	㉙ 簡単な場合について、分数の加法及び減法の意味について理解し、それらの計算ができることを知ること。	—
	—	—	—	—	—	㉚ 簡単な場合について、大きさの等しい分数があることを知ること。	—
	—	—	—	—	—	㉛ 同分母の分数の加法及び減法の計算ができること。	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	—	—	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ウ) 数のまとまりに着目し、分数でも数の大きさを比べたり、計算したりできるかどうかを考えるとともに、分数を日常生活に生かすこと。	—
	—	—	—	—	—	(イ) 数を構成する単位に着目し、大きさの等しい分数を探したり、計算の仕方を考えたりするとともに、それを日常生活に生かすこと。	—
	—	—	—	—	—	コ 数量の関係を表す式に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—
	—	—	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—
	—	—	—	—	—	(ウ) 四則の混合した式や( )を用いた式について理解し、正しく計算すること。	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1 段階	2 段階	3 段階	1 段階	2 段階	1 段階	2 段階
A 数と計算	—	—	—	—	—	① 公式についての考 え方を理解し、公式 を用いること。	—
	—	—	—	—	—	② 数量を□、△など を用いて表し、その 関係を式に表した り、□、△などに数 を当てはめて調べた りすること。	—
	—	—	—	—	—	③ 数量の関係を表す 式についての理解を 深めること。	—
	—	—	—	—	—	(4) 次のような思考 力、判断力、表現力 等を身に付けること。	—
	—	—	—	—	—	④ 問題場面の数量の 関係に着目し、数量 の関係を簡潔に、ま た一般的に表現した り、式の意味を読み 取ったりすること。	—
	—	—	—	—	—	⑤ 二つの数量の対応 や変わり方に着目 し、簡単な式で表さ れている関係につい て考察すること。	—
	—	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 数と計算	—	—	—	—	—	サ 計算に関して成り立つ性質に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—
	—	—	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—
	—	—	—	—	—	㊦ 四則に関して成り立つ性質についての理解を深めること。	—
	—	—	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	—
	—	—	—	—	—	㊦ 数量の関係に着目し、計算に関して成り立つ性質を用いて計算の仕方を考えること。	—
B 図形	ア ものの類別や分類・整理に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	ア ものの分類に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	ア 身の回りにあるものの形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	ア 図形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	ア 図形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	ア 平面図形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	ア 平面図形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
B 図形	㊦ 具体物に注目して指を差したり、つかもうとしたり、目で追ったりすること。	㊦ 色や形、大きさに着目して分類すること。	㊦ ものの形に着目し、身の回りにあるものの特徴を捉えること。	㊦ 直線について知ること。	㊦ 二等辺三角形、正三角形などについて知り、作図などを通してそれらの関係に着目すること。	㊦ 平行四辺形、ひし形、台形について知ること。	㊦ 縮図や拡大図について理解すること。
	㊧ 形を観点に区別すること。	㊧ 身近なものを目的、用途及び機能に着目して分類すること。	㊧ 具体物を用いて形を作ったり分解したりすること。	㊧ 三角形や四角形について知ること。	㊧ 二等辺三角形や正三角形を定規とコンパスなどを用いて作図すること。	㊧ 図形の形や大きさが決まる要素について理解するとともに、図形の合同について理解すること。	㊧ 対称な図形について理解すること。
	㊨ 形が同じものを選ぶこと。	—	㊨ 前後、左右、上下など方向や位置に関する言葉を用いて、ものの位置を表すこと。	㊨ 正方形、長方形及び直角三角形について知ること。	㊨ 基本的な図形と関連して角について知ること。	㊨ 三角形や四角形など多角形についての簡単な性質を理解すること。	—
	㊩ 似ている二つものを結び付けること。	—	—	㊩ 正方形や長方形で捉えられる箱の形を捉えたものについて理解し、それらを構成したり、分解したりすること。	㊩ 直線の平行や垂直の関係について理解すること。	㊩ 円と関連させて正多角形の基本的な性質を知ること。	—
	㊪ 関連の深い一対のものや絵カードを組み合わせること。	—	—	㊪ 直角、頂点、辺及び面という用語を用いて図形の性質を表現すること。	㊪ 円について、中心、半径及び直径を知ること。また、円に関連して、球についても直径などを知ること。	㊪ 円周率の意味について理解し、それを用いること。	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1 段階	2 段階	3 段階	1 段階	2 段階	1 段階	2 段階
B 図形	㊦ 同じもの同士の集合づくりをすること。	—	—	㊦ 基本的な図形が分 かり、その図形をか いたり、簡単な図表 を作ったりすること。	—	—	—
	—	—	—	㊦ 正方形、長方形及 び直角三角形をか いたり、作ったり、そ れらを使って平面に 敷き詰めたりするこ と。	—	—	—
	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ㊦ 対象物に注意を向け、対象物の存在に気付き、諸感覚を協応させながら具体物を捉えること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ㊦ ものを色や形、大きさ、目的、用途及び機能に着目し、共通点や相違点について考えて、分類する方法を日常生活で生かすこと。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ㊦ 身の回りにあるものから、いろいろな形を見付けたり、具 体物を用いて形を作 ったり分解したりす ること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ㊦ 図形を構成する要素に着目し、構成の仕方を考えるとともに、図形の性質を見 だし、身の回りの ものの形を図形とし て捉えること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ㊦ 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、構成の仕方を考察し、図形の性質を見いだすとともに、その性質を捉え直すこと。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ㊦ 図形を構成する要素及び図形間の関係に着目し、構成の仕方を考察したり、図形の性質を見いだしたりするとともに、その性質を捉え直すこと。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ㊦ 図形を構成する要素及び図形間の関係に着目し、構成の仕方を考察したり、図形の性質を見いだしたりするとともに、その性質を捉え直すこと。 その性質を捉え直したの図形を捉え直したり、日常生活に生かしたりすること。

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
B 図形	① ものの属性に着目し、様々な情報から同質なものや類似したものに気づき、日常生活の中で関心をもつこと。	—	① 身の回りにあるものの形を図形として捉えること。	—	—	① 図形を構成する要素及び図形間の関係に着目し、構成の仕方を探察したり、図形の性質を見いだし、その性質を筋道を立てて考え説明したりすること。	—
	② ものともとの関係に注意を向け、ものの属性に気づき、関心をもって対応しながら、表現する仕方を発見し出し、日常生活で生かすこと。	—	② 身の回りにあるものの形の観察などを認めて、ものの形を認識したり、形の特徴を捉えたりすること。	—	—	—	—
	—	イ 身の回りにあるものの形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 角の大きさに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	イ 面積に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 立体図形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 身の回りにおける面積やその他の面的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	—	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(7) 次のような知識及び技能を身に付けること。

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
B 図形	—	㊦ 身の回りにあるものの形に関心をもち、丸や三角、四角という名称を知ること。	㊦ 傾斜をつくると角がでさることを理解すること。	—	㊦ 面積の単位 [平方センチメートル (cm <sup>2</sup> )、平方メートル (m <sup>2</sup> )、平方キロメートル (km <sup>2</sup> )] について知り、測定の意味について理解すること。	㊦ 立方体、直方体について知ること。	㊦ 身の回りにある形について、その概形を捉え、およその面積などを求めること。
	—	㊧ 縦や横の線、十字、△や□をかくこと。	—	—	㊧ 正方形及び長方形の面積の求め方について知ること。	㊧ 直方体に関連して、直線や平面の平行や垂直の関係について理解すること。	—
	—	㊨ 大きさや色など属性の異なるものであっても形の属性に着目して、分類したり、集めたりすること。	—	—	—	㊨ 見取図、展開図について知ること。	—
	—	—	—	—	—	㊩ 基本的な角柱や円柱について知ること。	—
	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
B 図形	—	⑦ 身の回りにあるものの形に関心を向け、丸や三角、四角を考えながら分けたら、集めたりすること。	⑦ 傾斜が変化したときの斜面と底面の作り出す開き具合について、大きい・小さいと表現すること。	—	⑦ 面積の単位に着目し、図形の面積について、求め方を考えたり、計算して表したりすること。	⑦ 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、立体図形の平面上での表現や構成の仕方を考察し、図形の性質を見いだすとともに、日常の事象を図形の性質から捉え直すこと。	⑦ 図形を構成する要素や性質に着目し、筋道を立てて面積などの求め方を考え、それを日常生活に生かすこと。
	—	—	—	—	ウ 角の大きさに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。	ウ ものの位置に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。	ウ 平面図形の面積に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。
	—	—	—	—	⑦ 角の大きさとして捉えること。	⑦ 角の大きさに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。	⑦ 次のような知識及び技能を身に付けること。
	—	—	—	—	⑦ 角の大きさとして捉えること。	⑦ 角の大きさとして捉えること。	⑦ 次のような知識及び技能を身に付けること。
	—	—	—	—	④ 角の大きさの単位(度(°))について知り、測定の意味について理解すること。	④ 角の大きさの単位(度(°))について知り、測定の意味について理解すること。	⑦ 円の面積の計算による求め方について理解すること。
	—	—	—	—	⑦ 角の大きさを測定すること。	⑦ 角の大きさを測定すること。	—
	—	—	—	—	① 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	① 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	① 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部 (算数)				中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	
B 図形	—	—	—	—	㉞ 角の大きさの単位に着目し、図形の角の大きさを的確に表現して比較したり、図形の考察に生かしたりすること。	㉞ 平面や空間における位置を決める要素に着目し、その位置を数を用いて表現する方法を考察すること。	㉞ 図形を構成する要素などに着目し、基本図形の面積の求め方を見いだすとともに、その表現を振り返り、簡潔かつ的確な表現に高め、公式として導くこと。	
	—	—	—	—	工 平面図形の面積に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	工 平面図形の面積に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	工 立体図形の体積に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	
	—	—	—	—	㉞ 次のような知識及び技能を身に付けること。	㉞ 次のような知識及び技能を身に付けること。	㉞ 次のような知識及び技能を身に付けること。	
	—	—	—	—	㉞ 三角形、平行四辺形、ひし形、台形の面積の計算による求め方について理解すること。	㉞ 三角形、平行四辺形、ひし形、台形の面積の計算による求め方について理解すること。	㉞ 体積の単位（立方センチメートル $(\text{cm}^3)$ 、立方メートル $(\text{m}^3)$ ）について理解すること。	
	—	—	—	—	—	—	㉞ 立方体及び直方体の体積の計算による求め方について理解すること。	
	—	—	—	—	—	—	㉞ 基本的な角柱及び円柱の体積の計算による求め方について理解すること。	

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
B 図形	—	—	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ⑦ 図形を構成する要素などに着目して、基本図形の面積の求め方を見いだすとともに、その表現を振り返り、簡潔かつ的確な表現に高め、公式として導くこと。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ⑦ 体積の単位や図形を構成する要素に着目し、図形の体積の求め方を考えるときにも、体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察すること。
	—	—	—	—	—	—	① 図形を構成する要素に着目し、基本図形の体積の求め方を見いだすとともに、その表現を振り返り、簡潔かつ的確な表現に高め、公式として導くこと。
C 測定	ア 身の回りにおける具の大きさに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 身の回りにおける具の大きさに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 身の回りのものの量と測定に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 量の単位と測定に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—	—
	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—	—	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 測定	㊦ 大きさや長さなどを、基準に対して同じか違うかによって区別すること。	㊦ 長さ、重さ、高さ及び広さなどの量の大きさが分かること。	㊦ 長さ、広さ、かさなどの量を直接比べる方法について理解し、比較すること。	㊦ 目盛の原点を対象の端に当てて測定すること。	—	—	—
	㊧ ある・ない、大きい・小さい、多い・少ない、などの用語に注目して表現すること。	㊧ 二つの量の大きさについて、一方を基準にして相対的に比べること。	㊧ 身の回りにあるものの大きさを単位として、その幾つかで大きさを比較すること。	㊧ 長さの単位 [ミリメートル (mm)、センチメートル (cm)、メートル (m)、キロメートル (km)] や重さの単位 [グラム (g)、キログラム (kg)] について知り、測定の意味を理解すること。	—	—	—
	—	㊨ 長い・短い、重い・軽い、高い・低い及び広い・狭いなどの用語が分かること。	—	㊨ かさの単位 [ミリリットル (mL)、デシリットル (dL)、リットル (L)] について知り、測定の意味を理解すること。	—	—	—
	—	—	—	㊩ 長さ、重さ及びかさについて、およその見当を付け、単位を選択したり、計器を用いて測定したりすること。	—	—	—
	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。	—	—	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	
C 測定	㊦ 大小や多少等で区別することに関心をもち、量の大きさを表す用語に注目して表現すること。	㊦ 長さ、重さ、高さ及び広さなどの量を、一方を基準にして比べることに関心をもち、量の大きさを表す用語を用いて表現したりすること。	㊦ 身の回りのものの長さ、広さ及びかさについて、その単位に着目して大小を比較したり、表現したりすること。	㊦ 身の回りのものの特徴に着目し、目的に適した単位で量の大きさを表現したり、比べたりすること。	—	—	—	—
	—	—	イ 時刻や時間に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 時刻や時間に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—	—	
	—	—	㊦ 次のような知識及び技能を身に付けること。	㊦ 次のような知識及び技能を身に付けること。	—	—	—	
	—	—	㊦ 日常生活の中で時刻を読むこと。	㊦ 時間の単位 (秒) について知ること。	—	—	—	
	—	—	㊦ 時間の単位 (日、午前、午後、時、分) について知り、それらの関係を理解すること。	㊦ 日常生活に必要な時刻や時間を求めること。	—	—	—	
	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	—	—	—	
	—	—	㊦ 時刻の読み方を日常生活に生かして、時刻と生活を結び付けて表現すること。	㊦ 時間の単位に着目し、簡単な時刻や時間の求め方を日常生活に生かすこと。	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 変化と関係	—	—	—	—	ア 伴って変わる二つの数量に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 伴って変わる二つの数量に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 伴って変わる二つの数量に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	—	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
	—	—	—	—	(ア) 変化の様子を表や式を用いて表したり、変化の特徴を読み取ったりすること。	(ア) 変化の様子を表や式を用いて表したり、変化の特徴を読み取ったりすること。	(ア) 比例の意味や性質を理解すること。
	—	—	—	—	—	—	① 比例の関係を用了問題解決の方法について理解すること。
	—	—	—	—	—	—	② 反比例の関係について理解すること。
	—	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 変化と関係	—	—	—	—	㊦ 伴って変わる二つの数量の関係に着目し、表や式を用いて変化の特徴を考察すること。	㊦ 伴って変わる二つの数量を見いだして、それらの関係に着目し、表や式を用いて変化や対応の特徴を考察すること。	㊦ 伴って変わる二つの数量を見いだして、それらの関係に着目し、目的に応じて表や式、グラフを用いてそれらの関係を表現して、変化や対応の特徴を見いだすとともに、それらを日常生活に生かすこと。
	—	—	—	—	イ 二つの数量の関係に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。	イ 異種の二つの量の割合として捉えられる数量に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。	イ 二つの数量の関係に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。
	—	—	—	—	㊦ 簡単な場合について、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に割合を用いる場合があることを知る。	㊦ 簡単な場合について、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に割合を用いる場合があることを知る。	㊦ 次のような知識及び技能を身に付けること。 ㊦ 次のような知識及び技能を身に付けること。 ㊦ 次のような知識及び技能を身に付けること。

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 変化と関係	—	—	—	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ⑦ 日常生活における数量の関係に着目し、図や式を用いて、二つの数量の関係を考察すること。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ⑦ 異種の二つの量の割合として捉えられ数量の関係に着目し、目的に応じて大きさを比べたり、表現したりする方法を考察し、それらを日常生活に生かすこと。	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ⑦ 日常の事象における数量の関係に着目し、図や式などを用いて数量の関係を比べ方を考察し、それを日常生活に生かすこと。
	—	—	—	—	—	ウ 二つの数量の関係に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—
	—	—	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—
	—	—	—	—	—	⑦ ある二つの数量関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に割合を用いる場合があることを理解すること。	—
	—	—	—	—	—	① 百分率を用いた表し方を理解し、割合などを求めること。	—
	—	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 変化と関係	—	—	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ⑦ 日常の事象における数量の関係に着目し、図や式などを用いて、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係との比べ方を考察し、それを日常生活に生かすこと。	—
	—	—	—	—	—	ア データの収集とそれに関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア データの収集とそれに関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
D データの活用	—	ア ものの分類に関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ⑦ 身近なものを目的、用途、機能に着目して分類すること。	ア 身の回りにある事象を簡単な絵や図、記号に置き換えることとに關わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができる。  (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ⑦ ものともとの対応やものの個数について、簡単な絵や図に表して整理したり、それらを讀んだりすること。	ア 身の回りにあるデータを簡単な表やグラフで表したり、読み取ったりすることとに關わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ⑦ 身の回りにある数量を簡単な表やグラフに表したり、読み取ったりすること。	ア データを表やグラフで表したり、読み取ったりすることとに關わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ⑦ データを日時や場所などの観点から分類及び整理し、表や棒グラフで表したり、讀んだりすること。	ア データの収集とそれに関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ⑦ 数量の関係を割合で捉え、円グラフや棒グラフで表したり、讀んだりすること。	ア データの収集とそれに関する数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ⑦ 代表値の意味や求め方を理解すること。

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
D データの活用	—	—	① 身の回りにあるデータを簡単な記号に置き換えて表し、比較して読み取ること。	—	① データを二つの観点から分類及び整理し、折れ線グラフで表したり、読み取ったりすること。 ② 表や棒グラフ、折れ線グラフの意味やその用い方を理解すること。	④ 円グラフや帯グラフの意味やそれらの用い方を理解すること。	④ 度数分布を表す表や柱状グラフの特徴及びそれらの用い方を理解すること。
	—	—	① 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ② 個数の把握や比較のために簡単な絵や図、記号に置き換えて簡潔に表現すること。	① 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ② 身の回りの事象に関するデータを整理する観点に着目し、簡単な表やグラフを用いながら読み取ったり、考察したりすること。	① 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ② 身の回りの事象に関するデータを整理する観点に着目し、表や棒グラフを用いながら、読み取ったり、考察したり、結論を表現したりすること。	④ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ⑤ 目的に応じてデータを集めて分類整理し、データの傾向に着目し、問題値などを用いて問題の結論について判断するとともに、その妥当性について批判的に考察すること。	④ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ⑤ 目的に応じてデータを集めて分類整理し、データの傾向に着目し、問題値などを用いて問題の結論について判断するとともに、その妥当性について批判的に考察すること。
—	—	—	① 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ② 身近なものの色や形、大きさ、目的及び用途等に関心を向け、共通点や相違点を考えながら、興味をもって分類すること。	① 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ② 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ③ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	① 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ② 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ③ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	④ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ⑤ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	④ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 ⑤ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1 段階	2 段階	3 段階	1 段階	2 段階	1 段階	2 段階
D データの活用	イ	同等と多少に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—	—	イ 測定した結果を平均する方法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 起こり得る場合に 関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	イ	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—	—	—	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
	イ	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
	イ	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
	イ	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	—	—	—	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
	ウ	○×を用いた表に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—	—	—	—
	ウ	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
D データの活用	—	⑦ 身の回りの出来事から○×を用いた簡単な表を作成すること。	—	—	—	—	—
	—	④ 簡単な表で使用する○×の記号の意味が分かること。	—	—	—	—	—
	—	(1) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	—	—	—	—	—
数学的活動	ア 内容の「A数量の基礎」、「B数と計算」、「C図形」及び「D測定」に示す学習については、次のような数学的活動に 取り組むものとする。	ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C測定」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に 取り組むものとする。	ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C測定」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に 取り組むものとする。	ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C測定」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に 取り組むものとする。	ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C変化と関係」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に 取り組むものとする。	ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C変化と関係」及び「Dデータの活用」に示す学習やそれら相互に 関連付けた学習 において、次のような 数学的活動に 取り組むものとする。	ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C変化と関係」及び「Dデータの活用」の学習やそれら相互に 関連付けた学習 において、次のような 数学的活動に 取り組むものとする。

学部 内容	小学部 (算数)			中学部 (数学)		高等部 (数学)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
数学的活動	(7) 身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりして、数量や形に関わる活動	(7) 身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりして、算数に主体的に関わる活動	(7) 身の回りの事象から見いだした数学の問題を、具体物や図、式などを用いて解決し、結果を確かめたり、日常生活に生かしたりする活動	(7) 身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりして、数学の学習に関わる活動	(7) 日常の事象から数学の問題を見いだして解決し、結果を確かめたり、日常生活等に生かしたりする活動	(7) 日常の事象を数理的に捉え、問題を見いだして解決し、解決過程を振り返り、結果や方法を改善したり、日常生活等に生かしたりする活動	(7) 日常の事象を数理的に捉え、問題を見いだして解決し、解決過程を振り返り、結果や方法を改善したり、日常生活等に生かしたりする活動
	(イ) 日常生活の問題を取り上げたり算数の問題を具体物などを用いて解決したりして、結果を確かめる活動	(イ) 日常生活の問題を具体物などを用いて解決したり結果を確かめたりする活動	(イ) 日常生活の事象から見いだした算数の問題を、具体物、絵図、式などを用いて解決し、結果を確かめる活動	(イ) 問題解決した過程や結果を、具体物や図、式などを用いて表現し伝え合う活動	(イ) 数学の学習場面から数学の問題を見いだして解決し、結果を確かめたり、発展的に考察したりする活動	(イ) 数学の学習場面から数学の問題を見いだして解決し、結果を確かめたり、発展的に考察したりする活動	(イ) 数学の問題を見いだして解決し、解決過程を振り返り統合的に考察する活動
	—	(ウ) 問題解決した過程や結果を、具体物な絵図、式などを用いて表現する活動	(ウ) 問題解決した過程や結果を、具体物や絵図、式などを用いて表現し、伝え合う活動	—	(ウ) 問題解決した過程や結果を、具体物や図、表、式などを用いて表現し伝え合う活動	(ウ) 問題解決の過程や結果を、図や式などを用いて数学的に表現し伝え合う活動	(ウ) 問題解決の過程や結果を、目的に応じて図や式などを用いて数学的に表現し伝え合う活動

## 目標・内容の一覧(理科)

学 部		中学部	高等学校
教科の目標			
		自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。	自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって、観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。
<b>知識及び技能</b>		(1) 自然の事物・現象についての基本的な理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。	(1) 自然の事物・現象についての基本的な理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。
<b>思考力、判断力、表現力等</b>		(2) 観察、実験などを行い、疑問をもつと予想や仮説を立てる力を養う。	(2) 観察、実験などを行い、解決の方法を考える力とより妥当な考えをつくりだす力を養う。
<b>学びに向かう力、人間性等</b>		(3) 自然を愛する心情を養うとともに、学んだことを主体的に日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。	(3) 自然を愛する心情を養うとともに、学んだことを主体的に生活に生かそうとする態度を養う。
		1段階	2段階
<b>A 生命</b>		ア 身の回りの生物の様子について気付き、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。	ア 生命の連続性についての理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。
<b>B 地球・自然</b>		ア 太陽と地面の様子について気付き、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。	ア 流れる水の動き、気象現象の規則性についての理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。
<b>C 物質・エネルギー</b>		ア 物の性質、風やゴムの力の働き、光や音の性質、磁石の性質及び電気回路について気付き、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。	ア 物の溶け方、電流の働きについての理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。
<b>知識及び技能</b>		イ 身の回りの生物の様子から、主に差異点や共通点に気付き、疑問をもつ力を養う。	イ 生物の体のつくりと働き、生物と環境との関わりについて調べる中で、主にそれらの働きや関わりについて、より妥当な考えをつくりだす力を養う。
<b>A 生命</b>		イ 人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わりについて、疑問をもつことについて既習の内容や生活経験を基に予想する力を養う。	イ 生命の連続性について調べる中で、主に予想や仮説を基に、解決の方法を考える力を養う。

学部 内容	中学部			高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階	
B 地球・自然	イ 太陽と地面の様子から、主に差異点や共通点に気付き、疑問をもつ力を養う。	イ 雨水の行方と地面の様子、気象現象、月や星について、疑問をもったことについて既習の内容や生活経験を基に予想する力を養う。	イ 流れる水の働き、気象現象の規則性について調べる中で、主に予想や仮説を基に、解決の方法を考える力を養う。	イ 土地のつくりと変化、月の形の見え方と太陽との位置関係について調べる中で、主にそれらの変化や関係について、より妥当な考えをつくりだす力を養う。	
	イ 物の性質、風やゴムの力の働き、光や音の性質、磁石の性質及び電気の回路から、主に差異点や共通点に気付き、疑問をもつ力を養う。	イ 水や空気の性質について、疑問をもったことについて既習の内容や生活経験を基に予想する力を養う。	イ 物の溶け方、電流の働きについて調べる中で、主に予想や仮説を基に、解決の方法を考える力を養う。	イ 燃焼の仕組み、水溶液の性質、てこの規則性及び電気の性質や働きについて調べる中で、主にそれらの仕組みや性質、規則性及び働きについて、より妥当な考えをつくりだす力を養う。	
A 生命	ウ 身の回りの生物の様子について進んで調べ、生物を愛護する態度や、学んだことを日常生活などに生かそうとする態度を養う。	ウ 人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わりについて見いだした疑問を進んで調べ、生物を愛護する態度や学んだことを日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。	ウ 生命の連続性について進んで調べ、生命を尊重する態度や学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。	ウ 生物の体のつくりと働き、生物と環境との関わりについて進んで調べ、生命を尊重する態度や学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。	
B 地球・自然	ウ 太陽と地面の様子について進んで調べ、学んだことを日常生活などに生かそうとする態度を養う。	ウ 雨水の行方と地面の様子、気象現象、月や星について見いだした疑問を進んで調べ、学んだことを日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。	ウ 流れる水の働き、気象現象の規則性について進んで調べ、学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。	ウ 土地のつくりと変化、月の形の見え方と太陽との位置関係について進んで調べ、学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。	
	ウ 物の性質、風やゴムの力の働き、光や音の性質、磁石の性質及び電気の回路について進んで調べ、学んだことを日常生活などに生かそうとする態度を養う。	ウ 水や空気の性質について見いだした疑問を進んで調べ、学んだことを日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。	ウ 物の溶け方、電流の働きについて進んで調べ、学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。	ウ 燃焼の仕組み、水溶液の性質、てこの規則性及び電気の性質や働きについて進んで調べ、学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。	
C 物質・エネルギー					

思考力、判断力、表現力等

学びに向かう力、人間性等

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
A 生命	<p>ア 身の回りの生物</p> <p>身の回りの生物について、探したり育てたりする中で、生物の姿に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㉞ 生物は、色、形、大きさなど、姿に違いがあること。</p> <p>④ 昆虫や植物の育ち方には一定の順序があること。</p>	<p>ア 人の体のつくりと運動</p> <p>人や他の動物について、骨や筋肉のつくりと働きに着目して、それらに関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㉞ 人の体には骨と筋肉があること。</p> <p>① 人が体を動かすことができるのは、骨、筋肉の働きによること。</p>	<p>ア 植物の発芽、成長、結実</p> <p>植物の育ち方について、発芽、成長及び結実の様子に着目して、それらに関わる条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㉞ 植物は、種子の中の養分を基にして発芽すること。</p> <p>④ 植物の発芽には、水、空気及び温度が関係していること。</p> <p>㉞ 植物の成長には、日光や肥料などが関係していること。</p> <p>㉞ 花にはおしべやめしべなどがあり、花粉がめしべの先に付くとめしべのもとが実になり、実の中に種子ができること。</p> <p>(1) 植物の育ち方について調べる中で、植物の発芽、成長及び結実とそれらに関わる条件についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。</p> <p>イ 動物の誕生</p> <p>動物の発生や成長について、魚を育てたり人の発生についての資料を活用したりする中で、卵や胎児の様子に着目して、時間の経過と関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>	<p>ア 人の体のつくりと働き</p> <p>人や他の動物について、体のつくりと呼吸、消化、排出及び循環の働きに着目して、生命を維持する働きを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㉞ 体内に酸素が取り入れられ、体外に二酸化炭素などが出されていること。</p> <p>④ 食べ物、口、胃、腸などを通る間に消化、吸収され、吸収されなかった物は排出されること。</p> <p>㉞ 血液は、心臓の働きで体内を巡り、養分、酸素及び二酸化炭素などを運んでいること。</p> <p>㉞ 体内には、生命活動を維持するため様々な臓器があること。</p> <p>(1) 人や他の動物の体のつくりと働きについて調べる中で、体のつくりと呼吸、消化、排出及び循環の働きについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p> <p>イ 植物の養分と水の通り道</p> <p>植物について、その体のつくり、体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きに着目して、生命を維持する働きを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>
		<p>(1) 身の回りの生物について調べる中で、差異点や共通点に気づき、生物の姿についての疑問をもち、表現すること。</p>	<p>(1) 人や他の動物の骨や筋肉のつくりと働きについて調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。</p> <p>イ 季節と生物</p> <p>身近な動物や植物について、探したり育てたりする中で、動物の活動や植物の成長と季節の変化に着目して、それらに関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>	<p>(1) 植物の育ち方について調べる中で、植物の発芽、成長及び結実とそれらに関わる条件についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。</p> <p>イ 動物の誕生</p> <p>動物の発生や成長について、魚を育てたり人の発生についての資料を活用したりする中で、卵や胎児の様子に着目して、時間の経過と関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
A 生命		<p>(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㊦ 動物の活動は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること。</p> <p>㊧ 植物の成長は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること。</p> <p>(イ) 身近な動物の活動や植物の成長の變化について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。</p>	<p>(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㊦ 魚には雌雄があり、生まれた卵は日がたつにつれて中の様子が変化してかえること。</p> <p>㊧ 人は、母体内で成長して生まれること。</p> <p>(イ) 動物の発生や成長について調べると、動物の発生や成長の様子と経過についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。</p>	<p>(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㊦ 植物の葉に日光が当たるとでんぷんができること。</p> <p>㊧ 根、茎及び葉には、水の通り道があり、根から吸い上げられた水は主に葉から蒸散により排出されること。</p> <p>(イ) 植物の体のつくりと働きについて調べると、体のつくり、体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p> <p>ウ 生物と環境</p> <p>生物と環境について、動物や植物の生活を観察したり資料を活用したりする中で、生物と環境との関わりに着目して、それらを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㊦ 生物は、水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。</p> <p>㊧ 生物の間には、食う食われるという関係があること。</p> <p>㊨ 人は、環境と関わり、工夫して生活していること。</p>

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
A 生命	<p>ア 太陽と地面の様子 太陽と地面の様子との関係について、日なたと日陰の様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㊦ 日陰は太陽の光を遮るとできること。</p> <p>㊧ 地面は太陽によって暖められ、日なたと日陰では地面の暖かさに違いがあること。</p> <p>(1) 日なたと日陰の様子について調べる中で、差異点や共通点に気付き、太陽と地面の様子との関係についての疑問をもち、表現すること。</p>	<p>ア 雨水の行方と地面の様子 雨水の行方と地面の様子について、流れる方やしみ込み方に着目して、それらと地面の傾きや土の粒の大きさの関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㊦ 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。</p> <p>㊧ 水のしみ込み方は、土の粒の大きさによって違いがあること。</p> <p>(1) 雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさとの関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。</p>	<p>ア 流れる水の働きと土地の変化 流れる水の働きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㊦ 流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。</p> <p>㊧ 川の上流と下流によって、川原の石の大きさや形に違いがあること。</p> <p>㊨ 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する可能性があること。</p> <p>(1) 流れる水の働きについて調べる中で、流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。</p>	<p>(1) 生物と環境との関わりについて調べる中で、生物と環境との関わりについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p> <p>ア 土地のつくりと変化 土地のつくりと変化について、土地やその中に含まれる物に着目して、土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㊦ 土地は、礫（れき）、砂、泥、火山灰などからできており、層をつくって広がっているものがあること。また、層には化石が含まれているものがあること。</p> <p>㊧ 地層は、流れる水の働きや火山の噴火によってできること。</p> <p>㊨ 土地は、火山の噴火や地震によって変化する。</p> <p>(1) 土地のつくりと変化について調べる中で、土地のつくりやでき方について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p>
B 地球・自然				

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
B 地球・自然		<p>イ 天気の様子</p> <p>天気や自然界の水の様子について、気温や水の行方に着目して、それらと天気の様子や水の状態変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㉞ 天気によって1日の気温の変化の仕方に違いがあること。</p> <p>㉟ 水は、水面や地面などから蒸発し、水蒸気になって空気中に含まれていくこと。</p> <p>(イ) 天気の様子や水の状態変化と気温や水の行方との関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。</p> <p>ウ 月と星</p> <p>月や星の特徴について、位置の変化や時間の経過に着目して、それらと関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p>	<p>イ 天気の変化</p> <p>天気の変化の仕方について、雲の様子を観測したり、映像などの気象情報を活用したりする中で、雲の量や動きに着目して、それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㉞ 天気の変化は、雲の量や動きと関係があること。</p> <p>㉟ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。</p> <p>(イ) 天気の変化の仕方について調べる中で、天気の変化の仕方と雲の量や動きとの関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。</p>	<p>イ 月と太陽</p> <p>月の形の見え方について、月と太陽の位置に着目して、それらの位置関係を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㉞ 月の形の見え方は、太陽と月との位置関係によって変わること。</p> <p>(イ) 月の形の見え方について調べる中で、月の位置や形と太陽の位置との関係について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p>

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
B 地球・自然		<p>㊦ 月は日によって形が変わって見え、1日のうちでも時刻によって位置が変わること。</p> <p>㊧ 空には、明るさや色の違う星があること。</p> <p>(1) 月の位置の変化と時間の経過との関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。</p>	<p>㊦ 月は日によって形が変わって見え、1日のうちでも時刻によって位置が変わること。</p> <p>㊧ 空には、明るさや色の違う星があること。</p> <p>(1) 月の位置の変化と時間の経過との関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。</p>	
		<p>ア 物と重さ</p> <p>物の性質について、形や体積に着目して、重さを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㊦ 物は、形が変わっても重さは変わらないこと。</p> <p>㊧ 物は、体積が同じでも重さは違うことがあること。</p>	<p>ア 水や空気と温度</p> <p>水や空気の性質について、体積や状態の変化に着目して、それらと温度の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㊦ 水や空気は、温めたり冷やしたりすると、その体積が変わること。</p> <p>㊧ 水は、温度によって水蒸気や氷に変わること。</p>	<p>ア 物の溶け方</p> <p>物の溶け方について、溶ける量や様子に着目して、水の温度や量などの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㊦ 物が水に溶けても、水と物とを合わせた重さは変わらないこと。</p> <p>㊧ 物が水に溶ける量には、限度があること。</p> <p>㊨ 物が水に溶ける量は水の温度や量、溶ける物によって違うこと。また、この性質を利用して、溶けている物を取り出すことができること。</p> <p>(1) 物の溶け方について調べる中で、物の溶け方の規則性についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。</p>
C 物質・エネルギー	<p>(1) 物の形や体積と重さとの関係について調べる中で、差異点や共通点に気づき、物の性質についての疑問をもち、表現すること。</p>	<p>(1) 水や空気の体積や状態の変化について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。</p>	<p>(1) 物の溶け方について調べる中で、物の溶け方の規則性についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。</p>	<p>(1) 燃焼の仕組みについて調べる中で、物が燃えたときの空気の变化について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p>

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
C 物質・エネルギー	イ 風やゴムの力の働き 風やゴムの力の働きについて、力と物の動く様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。  ⑦ 風の力は、物を動かすことができること。また、風の力の大きさを変え、物が動く様子も変わる。  ⑧ ゴムの力は、物を動かすことができること。また、ゴムの力の大きさを変え、物が動く様子も変わる。  (イ) 風やゴムの力で物が動く様子について調べる中で、差異点や共通点に気づき、風やゴムの力の働きについての疑問をもち、表現すること。  ウ 光や音の性質 光や音の性質について、光を当てたときの明るさや暖かさ、音を出したときの震えに着目して、光の強さや音の大きさを変えたときの違いを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。		イ 電流の働き 電流の働きについて、電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子に着目して、それらに関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。  ⑦ 乾電池の数やつなぎ方を変えると、電流の大きさや向きが変わり、豆電球の明るさやモーターの回り方が変わること。  (イ) 電流の働きについて調べる中で、電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。	イ 水溶液の性質 水溶液について、溶けている物に着目して、それによる水溶液の性質や働きの違いを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。  ⑦ 水溶液には、酸性、アルカリ性及び中性のものがあること。  ⑧ 水溶液には、気体が溶けているものがあること。  ⑨ 水溶液には、金属を変化させるものがあること。  (イ) 水溶液の性質や働きについて調べ、溶けているものによる性質や働きの違いについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。  ウ てこの規則性 てこの規則性について、力を加える位置や力の大きさに着目して、てこの働きを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
C 物質・エネルギー	<p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㉞ 日光は直進すること。</p> <p>㉟ 物に日光を当てると、物の明るさや暖かさが変わること。</p> <p>㊱ 物から音が出たり伝わったりするとき、物は震えていること。</p> <p>(1) 光を当てたときの明るさや暖かさの様子、音を出したときの震え方の様子について調べる中で、差異点や共通点に気づき、光や音の性質についての疑問をもち、表現すること。</p> <p>工 磁石の性質</p> <p>磁石の性質について、磁石を身の回りの物に近づけたときの様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㉞ 磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があること。</p> <p>㉟ 磁石の異極は引き合い、同極は退け合うこと。</p>			<p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㉞ 力を加える位置や力の大きさを変え、てこを傾ける働きが変わり、てこがつり合うときにはそれらの間に規則性があること。</p> <p>㉟ 身の回りには、てこの規則性を利用した道具があること。</p> <p>(1) てこの規則性について調べる中で、力を加える位置や力の大きさとてこの働きとの関係について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p> <p>工 電氣の利用</p> <p>発電や蓄電、電氣の変換について、電氣の量や働きに着目して、それらを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㉞ 電氣は、つくりだしたり蓄えたりすることができること。</p> <p>㉟ 電氣は、光、音、熱、運動などに変換することができること。</p> <p>㊱ 身の回りには、電氣の性質や働きを利用した道具があること。</p>

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
C 物質・エネルギー	<p>(1) 磁石を身の回りの物の回りに近づけたときの様子について調べる中で、差異点や共通点に気付き、磁石の性質についての疑問をもち、表現すること。</p> <p>才 電気の通り道</p> <p>電気の回路について、乾電池と豆電球などのつなぎ方と、乾電池につないだ物の様子に着目して、電気を通すときと通さないときのつなぎ方を比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。</p> <p>㊦ 電気を通すつなぎ方と通さないつなぎ方があること。</p> <p>㊧ 電気を通す物と通さない物があること。</p> <p>(1) 乾電池と豆電球などをつないだときの様子について調べる中で、差異点や共通点に気付き、電気の回路について疑問をもち、表現すること。</p>			<p>(1) 電気の性質や働きについて調べる中で、電気の量と働きとの関係、発電や蓄電、電気の変換について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p>



学部 段階の目標	小学部			中学部		高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	
思考力, 判断力, 表現力等	イ 音楽的な表現を楽しむことや、音や音楽に気付きながら関心や興味をもって聴くことができるようにする。	イ 音楽表現を工夫することや、表現することを通して、音や音楽に興味をもって聴くことができるようにする。	イ 音楽表現に対する思いをもつことや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。	イ 音楽表現を考えて表したい思いや意図をもつことや、音や音楽を味わいながら聴くことができるようにする。	イ 音楽表現を考えて表したい思いや意図をもつことや、曲や演奏のよさを見いだしながら、音や音楽を味わって聴くことができるようにする。	イ 音楽表現を工夫することや、音楽のよさや美しさを自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。	イ 音楽表現を工夫することや、音楽のよさや美しさを自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。	
	ウ 音や音楽に気付いて、教師と一緒に音楽活動をする楽しさを感じることも、音楽経験を生かして生活を楽しくする態度を養う。	ウ 音や音楽に関わり、教師と一緒に音楽活動をする楽しさや興味をもちながら、音楽経験を生かして生活を楽しくする態度を養う。	ウ 音や音楽に楽しく関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、身の回りの様々な音楽に興味をもつとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。	ウ 進んで音や音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、様々な音楽に触れるとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。	ウ 主体的に楽しく音や音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。	ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。	ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。	ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。
学びに向かう力, 人間性等								
内容	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	
	ア 音楽遊びの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
A 表現	(7) 音や音楽遊びについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、音や音楽を聴いて、自分なりに表そうとすること。	(7) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、好きな歌ややさしい旋律の一部分を自分なりに歌いたいという思いをもつこと。	(7) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現に対する思いをもつこと。	(7) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の雰囲気合いそうな表現を工夫し、歌唱表現に対する思いや意図をもつこと。	(7) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、歌唱表現に対する思いや意図をもつこと。	(7) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。	(7) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。	(7) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。

学部 内容	小学部			中学部			高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階
A 表現	(1) 表現する音や音楽に気付くこと。	(1) 次の㉔及び㉕について気付くこと。	(1) 次の㉔及び㉕について気付くこと。	(1) 次の㉔及び㉕について気付くこと。	(1) 次の㉔及び㉕について理解すること。	(1) 次の㉔及び㉕について理解すること。	(1) 次の㉔及び㉕について理解すること。	(1) 次の㉔及び㉕について理解すること。	(1) 次の㉔及び㉕について理解すること。
	—	㉔ 曲の特徴的なリズムと旋律	㉔ 曲の雰囲気と曲の速さや強弱との関わり	㉔ 曲名や曲の雰囲気と音楽の構造との関わり	㉔ 曲名や曲想と音楽の構造との関わり	㉔ 曲名や曲想と音楽の構造との関わり	㉔ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり	㉔ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり	㉔ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり
	—	㉕ 曲名や歌詞に使われている特徴的な言葉	㉕ 曲名や歌詞に使われている言葉から受けるイメージと曲の雰囲気との関わり	㉕ 曲想と歌詞の表す情景やイメージとの関わり	㉕ 曲想と歌詞の表す情景やイメージとの関わり	㉕ 曲想と歌詞の表す情景やイメージとの関わり	㉕ 曲想と歌詞の表す情景やイメージとの関わり	㉕ 曲想と歌詞の表す情景やイメージとの関わり	㉕ 曲想と歌詞の表す情景やイメージとの関わり
	(ウ) 思い合った表現をするために必要な次の㉔から㉕までの技能を身に付けること。	(ウ) 思い合った表現をするために必要な次の㉔から㉕までの技能を身に付けること。	(ウ) 思い合った歌い方で歌うために必要な次の㉔から㉕までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい歌い方で歌うために必要な次の㉔から㉕までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい歌い方で歌うために必要な次の㉔から㉕までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい歌い方で歌うために必要な次の㉔から㉕までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい歌い方で歌うために必要な次の㉔から㉕までの技能を身に付けること。	(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㉔及び㉕の技能を身に付けること。	(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㉔及び㉕の技能を身に付けること。
	㉔ 音や音楽を感じて体を動かす技能	㉔ 範唱を聴いて、曲の一部分を模唱する技能	㉔ 範唱を聴いて歌ったり、歌詞やリズムを意識して歌ったりする技能	㉔ 範唱を聴いて歌ったり、歌詞を見て歌ったりする技能	㉔ 範唱を聴いたり、音の高さ等を意識して歌う技能	㉔ 範唱を聴いたり、八長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能	㉔ 範唱を聴いたり、八長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能	㉔ 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能	㉔ 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能
	㉕ 音や音楽を感じて楽器の音を出す技能	㉕ 自分の歌声に注意を向けて歌う技能	㉕ 自分の歌声の大きさや発音などに気を付けて歌う技能	㉕ 発声の仕方に気を付けて歌う技能	㉕ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて歌う技能	㉕ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能	㉕ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能	㉕ 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら、他者と合わせて歌う技能	㉕ 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら、他者と合わせて歌う技能
	㉖ 音や音楽を感じて声を出す技能	㉖ 教師や友達と一緒に歌う技能	㉖ 教師や友達と一緒に声を合わせて歌う技能	㉖ 友達の歌声や伴奏を聴いて声を合わせ歌う技能	㉖ 独唱と、斉唱及び簡単な輪唱などをする技能	㉖ 互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能	㉖ 互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能	—	—

学部 内容	小学部			中学部			高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	2段階	1段階	2段階	
A 表 現	—	イ 器楽の活動をを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、身近な打楽器などに親しみ音を出そうとする思いをもつこと。	イ 器楽の活動をを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現に対する思いをもつこと。	イ 器楽の活動をを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の雰囲気や合奏、器楽表現を工夫する思いや意図をもつこと。	イ 器楽の活動をを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲想にふさわしい表現を工夫し、器楽表現に対する思いや意図をもつこと。	イ 器楽の活動をを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現を工夫すること。	イ 器楽の活動をを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現を工夫すること。	イ 器楽の活動をを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現を工夫すること。	イ 器楽の活動をを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現を工夫すること。
	—	(イ) 次の㉗及び㉘について気付くこと。 ㉗ 拍や曲の特徴的なリズム ㉘ 楽器の音色の違い	(イ) 次の㉗及び㉘について気付くこと。 ㉗ リズム、速度や強弱の違い ㉘ 演奏の仕方による楽器の音色の違い	(イ) 次の㉗及び㉘について気付くこと。 ㉗ 曲の雰囲気や音楽の構造との関わり ㉘ 楽器の音色と全体の響きとの関わり	(イ) 次の㉗及び㉘について理解すること。 ㉗ 曲想と音楽の構造との関わり ㉘ 多様な楽器の音色と全体の響きとの関わり	(イ) 次の㉗及び㉘について理解すること。 ㉗ 曲想と音楽の構造との関わり ㉘ 多様な楽器の音色と演奏の仕方との関わり	(イ) 次の㉗及び㉘について理解すること。 ㉗ 曲想と音楽の構造との関わり ㉘ 多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり	(イ) 次の㉗及び㉘について理解すること。 ㉗ 曲想と音楽の構造との関わり ㉘ 多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり	(イ) 次の㉗及び㉘について理解すること。 ㉗ 曲想と音楽の構造との関わり ㉘ 多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり
	—	(ウ) 思いに合った表現をするために必要な次の㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いに合った表現をするために必要な次の㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい表現をするために必要な次の㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい表現をするために必要な次の㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい表現をするために必要な次の㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい表現をするために必要な次の㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい表現をするために必要な次の㉗及び㉘の技能を身に付けること。	(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㉗及び㉘の技能を身に付けること。
	—	㉗ 範奏を聴き、模倣をして演奏する技能	㉗ 簡単な楽譜などを見てリズム演奏などをする技能	㉗ 簡単な楽譜を見てリズムや速度を意識して演奏する技能	㉗ 簡単な楽譜を見てリズムや速度、音色などを意識して、演奏する技能	㉗ 範奏を聴いたり、八長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する技能	㉗ 範奏を聴いたり、八長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する技能	㉗ 範奏を聴いたり、八長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する技能	㉗ 創意工夫を生かした表現で演奏するための必要な奏法、身体の使い方などの技能

学部 内容	小学部			中学部			高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	2段階	1段階	2段階	
A 表 現	—	① 身近な打楽器を演奏する技能	① 身近な打楽器や旋律楽器を使って演奏する技能	① 音色や響きに気を付けて、打楽器や旋律楽器を使って演奏する技能	① 打楽器や旋律楽器の基本的な扱いを意識して、音色や響きに気を付けて演奏する技能	① 音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能	① ④ 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら、他者と合わせて演奏する技能	—	
	—	⑦ 教師や友達と一緒に演奏する技能	⑦ 教師や友達の楽器の音を聴いて演奏する技能	⑦ 友達の楽器の音や伴奏を聴いて、リズムや速度を合わせて演奏する技能	⑦ 友達の楽器の音や伴奏を聴いて、リズムや速度を合わせて演奏する技能	⑦ 各声部の楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能	—	—	
	—	ウ 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—				
	—	(ア) 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の⑦及び④をできるようにすること。	(ア) 創作表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、創作表現を創意工夫すること。	(ア) 創作表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、創作表現を創意工夫すること。	—				
	—	⑦ 音遊びを通して、音の面白さに気付くこと。	⑦ 音遊びを通して、音の面白さに気付いたり、音楽づくりの発想を得たりすること。	⑦ 音遊びを通して、音の面白さに気付いたり、音楽づくりの発想を得ること。	⑦ 音遊びを通して、音の面白さに気付いたり、音楽づくりの発想を得ること。	⑦ 音遊びを通して、音の面白さに気付いたり、音楽づくりの発想を得ること。	—	—	—
	—	④ 音や音楽で表現することについて思いをもつこと。	④ どのように音を音楽にしていかについて思いをもつこと。	④ どのように音を音楽にしていかについて思いをもつこと。	④ 音を音楽へと構成することについて思いや意図をもつこと。	④ 音を音楽へと構成することについて思いや意図をもつこと。	—	—	—

学部 内容	小学部			中学部		高等部	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 表現	—	(イ) 次の㉔及び㉕について、それらが生み出す面白さなどに触れて気付くこと。  ㉔ 声や身の回りの様々な音の特徴	(イ) 次の㉔及び㉕について、それらが生み出す面白さなど関わらせて気付くこと。  ㉔ 声や身の回りの様々な音の特徴	(イ) 次の㉔及び㉕について、それらが生み出す面白さなど関わらせて理解すること。  ㉔ いろいろな音の響きの特徴	(イ) 次の㉔及び㉕について、それらが生み出す面白さなど関わらせて理解すること。  ㉔ いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴	(イ) 次の㉔及び㉕について、それらが生み出す面白さなど関わらせて理解すること。  ㉔ 音のつながり方の特徴	(イ) 次の㉔及び㉕について、それらが生み出す面白さなど関わらせて理解すること。  ㉔ 音のつながり方の特徴
	—	(イ) 次の㉔及び㉕について、それらが生み出す面白さなど関わらせて気付くこと。  ㉔ 簡単なリズム・パターンの特徴	(イ) 次の㉔及び㉕について、それらが生み出す面白さなど関わらせて気付くこと。  ㉔ 簡単なリズム・パターンの特徴	(イ) 次の㉔及び㉕について、それらが生み出す面白さなど関わらせて理解すること。  ㉔ リズム・パターンの特徴	(イ) 次の㉔及び㉕について、それらが生み出す面白さなど関わらせて理解すること。  ㉔ リズム・パターンの特徴	(イ) 次の㉔及び㉕について、それらが生み出す面白さなど関わらせて理解すること。  ㉔ 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴	(イ) 次の㉔及び㉕について、それらが生み出す面白さなど関わらせて理解すること。  ㉔ 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴
	—	(ウ) 気付きを生かした表現や思い合った表現をするために必要な次の㉔及び㉕の技能を身に付けること。  ㉔ 音を選んだりつなげたりして表現する技能	(ウ) 気付きや発想を生かした表現や、思い合った表現をするために必要な次の㉔及び㉕の技能を身に付けること。  ㉔ 音を選んだりつなげたりして表現する技能	(ウ) 発想を生かした表現、思いや意図に合った表現をするために必要な次の㉔及び㉕の技能を身に付けること。  ㉔ 設定した条件に基づいて、音を選択し組み合わせて表現する技能	(ウ) 発想を生かした表現、思いや意図に合った表現をするために必要な次の㉔及び㉕の技能を身に付けること。  ㉔ 設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能	(ウ) 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。	(ウ) 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。
	—	(ア) 音を選んだりつなげたりして、表現する技能	(ア) 音を選んだりつなげたりして表現する技能	(ア) 設定した条件に基づいて、音を選択し組み合わせて表現する技能	(ア) 設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能	(ア) 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。	(ア) 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。
	—	(イ) 教師や友達と一緒に簡単な音や音楽をつくる技能	(イ) 教師や友達と一緒に音楽の仕組みを用いて、簡単な音楽をつくる技能	(イ) 音楽の仕組みを生かして、簡単な音楽をつくる技能	(イ) 音楽の仕組みを生かして、音楽をつくる技能	(イ) 音楽の仕組みを生かして、音楽をつくる技能	(イ) 音楽の仕組みを生かして、音楽をつくる技能
	—	(イ) 教師や友達と一緒に簡単な音や音楽をつくる技能	(イ) 教師や友達と一緒に音楽の仕組みを用いて、簡単な音楽をつくる技能	(イ) 音楽の仕組みを生かして、簡単な音楽をつくる技能	(イ) 音楽の仕組みを生かして、音楽をつくる技能	(イ) 音楽の仕組みを生かして、音楽をつくる技能	(イ) 音楽の仕組みを生かして、音楽をつくる技能

学部 内容	小学部			中学部			高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階
A 表現	—	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、簡単なリズムの特徴を感じ取り、体を動かすことについて思いをもつこと。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、簡単なリズムや旋律の特徴、歌詞を感じ取り、体を動かすことについて思いをもつこと。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、リズムの特徴や曲の雰囲気を感じ取り、体を動かすことについて思いや意図をもつこと。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、リズムの特徴や曲想を感じ取り、体を動かすことについて思いや意図をもつこと。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、身体表現を創意工夫すること。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、身体表現を創意工夫すること。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、身体表現を創意工夫すること。	工 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、身体表現を創意工夫すること。
	—	(イ) 次の㉗及び㉘について気付くこと。	(イ) 次の㉗及び㉘の関わりについて気付くこと。	(イ) 次の㉗及び㉘の関わりについて気付くこと。	(イ) 次の㉗及び㉘の関わりについて理解すること。	(イ) 次の㉗及び㉘の関わりについて理解すること。	(イ) 次の㉗及び㉘の関わりについて理解すること。	(イ) 次の㉗及び㉘の関わりについて理解すること。	(イ) 次の㉗及び㉘の関わりについて理解すること。
	—	㉗ 拍や曲の特徴的なリズム	㉗ 曲のリズム、速度、旋律	㉗ 曲の雰囲気と音楽の構造との関わり	㉗ 曲想と音楽の構造との関わり	㉗ 曲想と音楽の構造との関わり	㉗ 曲想と音楽の構造との関わり	㉗ 曲想と音楽の構造との関わり	㉗ 曲想と音楽の構造との関わり
	—	㉘ 曲名と動きとの関わり	㉘ 曲名、拍やリズムを表す言葉やかけ声、歌詞の一部	㉘ 曲名や歌詞と体の動きとの関わり	㉘ 曲名や歌詞と体の動きとの関わり	㉘ 曲名や歌詞と体の動きとの関わり	㉘ 曲想と体の動きとの関わり	㉘ 曲想や音楽の構造と体の動きとの関わり	㉘ 曲想や音楽の構造と体の動きとの関わり
	—	(ウ) 思いに合った動きで表現するために必要な㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いに合った体の動きで表現するために必要な㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい動きで表現するために必要な㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい動きで表現するために必要な㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 思いや意図にふさわしい動きで表現するために必要な㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な㉗から㉘までの技能を身に付けること。	(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な㉗から㉘までの技能を身に付けること。
	—	㉗ 示範を見て模倣したり、拍や特徴的なリズムを意識したりして手足や身体全体を動かす技能	㉗ 示範を見たり、拍やリズム、旋律を意識したりして、身体表現をする技能	㉗ 示範を見て表現したり、曲の速度やリズム、曲の雰囲気に合わせて身体表現したりする技能	㉗ 示範を見て表現したり、曲の速度やリズム、曲想に合わせて表現したりする技能	㉗ 曲の速度やリズム、曲想に合わせた表現する技能	㉗ 曲の速度やリズム、曲想に合わせた表現する技能	㉗ 曲の速度やリズム、曲想に合わせた表現する技能	㉗ 曲の速度やリズム、曲想に合わせた表現する技能

学部 内容	小学部			中学部		高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	
A 表現	—	④ 音や音楽を聴いて、手足や身体全体を自然に動かす技能	④ 音や音楽を聴いて、様々な体の動きで表現する技能	④ 音や音楽を聴いて、様々な動きを組み合わせて身体表現をする技能	④ 音や音楽を聴いて、様々な動きを組み合わせて表現する技能	④ 設定した条件に基づいて、様々な動きを組み合わせてまとまりのある表現をする技能	④ 設定した条件に基づいて、様々な動きを組み合わせたり、即興的に動いたりしてまとまりのある表現をする技能	
	—	⑤ 教師や友達と一緒に体を動かす技能	⑤ 教師や友達と一緒に体を使って表現する技能	⑤ 友達と動きを合わせて表現する技能	⑤ 友達と動きを組み合わせて表現する技能	⑤ 友達と動きを組み合わせて表現する技能	⑤ 友達と動きを組み合わせて表現する技能	
B 鑑賞	ア 音楽遊びの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 音や音楽遊びについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、身近な人の演奏を見たり、体の動きで表したりしながら聴くこと。	ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、身近な人の演奏を見たり、体の動きで表したりしながら聴くこと。	ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏の楽しさを見いだして聴くこと。	ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見いだして聴くこと。	ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見いだして聴くこと。	ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどについて自分なりに考え、曲全体を味わって聴くこと。	ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどについて自分なりに考え、曲全体を味わって聴くこと。	ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  (ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどについて自分なりに考え、曲全体を味わって聴くこと。
	(イ) 聴こえてくる音や音楽に気付くこと。	(イ) 身近な人の演奏に触れて、好きな音色や楽器の音を見付けること。	(イ) 曲想や楽器の音色、リズムや速度、旋律の特徴に気付くこと。	(イ) 曲想とリズムや速度、旋律の特徴との関わりについて分けること。	(イ) 曲想と音楽の構造等との関わりについて理解すること。	(イ) 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。	(イ) 次の⑦及び⑧について理解すること。	⑦ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わり  ④ 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史などとの関わり

学部 内容	小学部			中学部		高等部		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	
共通事項	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	1段階と2段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	1段階と2段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	1段階と2段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	1段階と2段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	1段階と2段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	
	ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じたこととの関わりについて考えること。	ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じたこととの関わりについて考えること。	ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じたこととの関わりについて考えること。	ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じたこととの関わりについて考えること。	ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ取りながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。	ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ取りながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。	ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ取りながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。	ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ取りながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。
	イ 絵譜や色を用いた音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて、その意味に触れること。	イ 絵譜や色を用いた音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて、その意味に触れること。	イ 絵譜や色を用いた音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて、その意味に触れること。	イ 絵譜や色を用いた音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて、その意味に触れること。	イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関する音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。	イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。	イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。	イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

# 目標・内容の一覧(図画工作)(美術)

学部	小学部			中学部			高等部		
	教科の目標								
知識及び技能	(1) 形や色などの造形的な視点に気付き、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫してつくることができるようにする。	(1) 造形的な視点について理解し、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫する技能を身に付けるようにする。	(1) 造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。						
	(2) 造形的なよさや美しさ、表したいことや表し方などについて考え、発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。	(2) 造形的なよさや面白さ、美しさ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことや材料などを基に、発想し構想するとともに、造形や作品などを鑑賞し、自分の見方や感じ方を深めることができるようにする。	(2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫などについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。						
	(3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。	(3) 創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を営む態度を養い、豊かな情操を培う。	(3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。						
学びに向かう力、人間性等									
知識及び技能	1段階 ア 形や色などに気付き、材料や用具をうまく使うようにする。	2段階 ア 形や色などの違いに気付き、表したいことを基に材料や用具を使い、表し方を工夫してつくるようにする。	3段階 ア 形や色などの造形的な視点に気付き、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫してつくるようにする。	1段階 ア 造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて表現方法を工夫して表すことができるようにする。	2段階 ア 造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すことができるようにする。	2段階 ア 造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すことができるようにする。			

学部 段階の目標	小学部			中学部			高等部			
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階	
学びに向かう力、人間性等	ウ 進んで表したり見たりする活動に取り組み、つくりだすことの楽しさに気付くとともに、形や色などに関わることにより楽しい生活を創造しようとする態度を養う。	ウ 進んで表したり見たりする活動に取り組み、つくりだすことの楽しさに気付くとともに、形や色などに関わることにより楽しい生活を創造しようとする態度を養う。	ウ 進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、形や色などに関わることにより楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。	ウ 楽しく美術の活動に取り組み、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を営む態度を養う。	ウ 楽しく美術の活動、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を営む態度を養う。	ウ 進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、形や色などに関わることにより楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。	ウ 楽しく美術の活動に取り組み、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を営む態度を養う。	ウ 楽しく美術の活動に取り組み、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を創造していく態度を養う。	ウ 主体的に美術の活動に取り組み、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を高め、心豊かな生活を営む態度を養う。	ウ 主体的に美術の活動に取り組み、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を高め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。
	イ 表したいことを思い付いたり、作品を見たりできるようにする。	イ 表したいことを思い付いたり、作品などの面白さや楽しさを感じ取りたりすることができるようにする。	イ 造形的なよさや美しさ、表したいことや表し方などについて考え、発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。	イ 造形的なよさや面白さ、表したいことや表し方などについて考え、経験したこと、材料などを基に、発想し構想する身近にある造形や作品などから、自分の見方や感じ方を広げることができるようにする。	イ 造形的なよさや面白さ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことや想像したこと、材料などを基に、発想し構想するとともに、自分たちの作品や美術作品などに親しみ自分の見方や感じ方を深めることができるようにする。	イ 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫などについて考え、主題を生み出し豊かに構想を練ったり、美術や美術文化などに対する見方や感じ方を感じたりすることができるようにする。				
思考力、判断力、表現力等										

学部 内容	小学部			中学部			高等部	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	
	A 表現							
ア 線を引く、絵をかくなどの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 身近な出来事や思ったことを基に絵をかく、粘土で形をつくるなどの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 日常生活の出来事や思ったことを基に絵をかいたり、作品をつくらしたりする活動を通して、次の事項を身に付けることができる。	ア 日常生活の中で経験したことや思ったこと、材料などを基に、表したいことや表し方を考えて、飾ったり、つくったり、それらを飾ったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 経験したことや想像したこと、材料などを基に、表したいことや表し方を考えて、描いたり、つくったり、それらを飾ったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、描いたり、つくったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、描いたり、つくったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、描いたり、つくったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、描いたり、つくったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ア) 材料などから、表したいことを思い付くこと。	(ア) 材料や、感じたこと、想像したこと、見たことから表したいことを思い付くこと。	(ア) 材料や、感じたこと、想像したこと、見たこと、思ったことから表したいことを思い付くこと。	(ア) 経験したことや思ったこと、材料などを基に、表したいことや表し方を考えて、発想や構想をすること。	(ア) 経験したことや想像したこと、材料などを基に、表したいことや表し方を考えて、発想や構想をすること。	(ア) 対象や事象を見つめ感じ取ったことや考えたこと、伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し、構成を創意工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。	(ア) 対象や事象を見つめ感じ取ったことや考えたこと、伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し、構成を創意工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。	(ア) 対象や事象を深く見つめ感じ取ったことや考えたこと、伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。	(ア) 対象や事象を深く見つめ感じ取ったことや考えたこと、伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。
(イ) 身の回りの自然物などに触れながらかく、切る、ぬる、はるなどすること。	(イ) 身近な材料や用具を使い、かいたり、形をつくらしたりすること。	(イ) 様々な材料や用具を使い、工夫して絵をかいたり、作品をつくらたりすること。	(イ) 材料や用具の扱いに親しみ、表したいことに合わせて、表し方を工夫し、材料や用具を選んで使い表すこと。	(イ) 材料や用具の扱い方を身に付け、表したいことに合わせて、材料や用具の特徴を生かしたり、それらを組み合わせたりして計画的に表すこと。	(イ) 材料や用具の特性を生かし方などを身に付け、意図に応じて表現方法を工夫して表すこと。	(イ) 材料や用具の特性を生かし方などを身に付け、意図に応じて表現方法を工夫して表すこと。	(イ) 材料や用具の特性を生かし方などを身に付け、意図に応じて表現方法を工夫して表すこと。	(イ) 材料や用具の特性を生かし方などを身に付け、意図に応じて表現方法を工夫して表すこと。

学部 内容	小学部			中学部			高等部	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階	
	鑑賞			鑑賞				
	ア 身の回りにあるものや自分たちの作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 身の回りにあるものや自分たちの作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 自分たちの作品や身の回りにある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 自分たちの作品や身近な造形品の鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 自分たちの作品や美術作品などの鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 美術作品や生活の中の美術の働き、美術文化などの鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができる。	ア 美術作品や生活の中の美術の働き、美術文化などの鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができる。	ア 美術作品や生活の中の美術の働き、美術文化などの鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができる。
	(ア) 身の回りにあるものなどの形や色の面白さについて感じ取り、自分の見方や感じ方を広げること。	(ア) 身近にあるものなどの形や色、表し方の面白さなどについて、感じ取り、自分の見方や感じ方を広げること。	(ア) 自分たちの作品や身近な造形品の制作の過程などの鑑賞を通して、よさや面白さに気付き、自分の見方や感じ方を広げること。	(ア) 自分たちの作品や美術作品などを鑑賞して、よさや面白さ、美しさを感じ取り、自分の見方や感じ方を深めること。	(ア) 自分たちの作品や美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。	(ア) 美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。	(ア) 美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を深めること。	(ア) 美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を深めること。
	—	—	(イ) 表し方や材料による印象の違いなどに気付き、自分の見方や感じ方を広げること。	(イ) 表し方や材料による特徴の違いなどを捉え、自分の見方や感じ方を深めること。	(イ) 生活の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り、生活を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を広げること。	(イ) 生活や社会の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り、生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。	(イ) 生活や社会の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り、生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。	(イ) 生活や社会の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り、生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。

学部 内容	小学部			中学部			高等部	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	2段階	1段階	2段階
	(共通事項)							
	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(ア) 自分が感じたことや行ったことを通して、形や色などについて気付くこと。 (イ) 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。	(ア) 自分が感じたことや行ったことを通して、形や色などの違いに気付くこと。 (イ) 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。	(ア) 自分の感覚や行を通して、形や色などの感じに気付くこと。 (イ) 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。	(ア) 形や色彩、材料や光などの特徴について知ること。 (イ) 造形的な特徴などからイメージをもつこと。	(ア) 形や色彩、材料や光などの特徴について理解すること。 (イ) 造形的な特徴などからイメージを捉えること。	(ア) 形や色彩、材料や光などの働きを理解すること。 (イ) 造形的な特徴などから全体のイメージで捉えることを理解すること。	(ア) 形や色彩、材料や光などの働きを理解すること。 (イ) 造形的な特徴などから全体のイメージで捉えることを理解すること。	(ア) 形や色彩、材料や光などの働きを理解すること。 (イ) 造形的な特徴などから全体のイメージで捉えることを理解すること。

## 目標・内容の一覧(体育)(保健体育)

学部	小学部 (体育)	中学部 (保健体育)	高等部 (保健体育)
	<b>教科の目標</b>		
	<p>体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題に気付き、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p>	<p>体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p>	<p>体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協動的な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p>
<b>知識及び技能</b>	<p>(1) 遊びや基本的な運動の行い方及び身近な生活における健康について知るとともに、基本的な動きや健康な生活に必要な事柄を身に付けるようになる。</p>	<p>(1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び自分の生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。</p>	<p>(1) 各種の運動の特性に応じた技能等並びに個人生活及び社会生活における健康・安全についての理解を深めるとともに、目的に応じた技能を身に付けるようにする。</p>
<b>思考力、判断力、表現力等</b>	<p>(2) 遊びや基本的な運動及び健康についての自分の課題に気付き、その解決に向けて自ら考え行動し、他者に伝える力を養う。</p>	<p>(2) 各種の運動や健康・安全についての自分の課題を見付け、その解決に向けて自ら思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。</p>	<p>(2) 各種の運動や健康・安全についての自他や社会の課題を発見し、その解決に向けて仲間と思考し判断するとともに、目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。</p>
<b>学びに向かう力、人間性等</b>	<p>(3) 遊びや基本的な運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。</p>	<p>(3) 生涯にわたって運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。</p>	<p>(3) 生涯にわたって継続して運動に親しむことや、健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。</p>

学部 段階の目標	小学部（体育）			中学部（保健体育）			高等部（保健体育）			
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	2段階	
知識及び技能	ア 教師と一緒に、楽しく体を動かすことができるようにする とともに、健康な生活に必要な事柄がで きるようにする。	ア 教師の支援を受けながら、楽しく基本的な運動ができるようにする とともに、健康な生活に必要な事柄がで きるようにする。	ア 基本的な運動の楽しさを感じ、その行 い方を知り、基本的な動きを身に付ける とともに、健康や身体の変化について知 り、健康な生活がで きるようにする。	ア 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その特性に応じた行 方及び体の発育・発達やけがの防止、病 気の予防などの仕方が分 かり、基本的な動きや技能を身に付 けるようにする。	ア 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技 能等や心身の発育・発達、個人生活に必 要な健康・安全に関する事柄などを理解 するとともに、技能を身に付けるよ うにする。	ア 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技 能等や心身の発育・発達、個人生活に必 要な健康・安全に関する事柄などを理解 するとともに、技能を身に付けるよ うにする。	ア 各種の運動の楽しさや喜びを深く味わ い、その特性に応じた技能等や心身の発 育・発達、個人生活及び社会生活に必要 な健康・安全に関する事柄などの理解を 深めるとともに、目的に応じた技能を身に 付けるようにする。	イ 各種の運動や健康・安全な生活を営 むための自他の課題を見付け、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考 えたりしたこと を他者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康・安全な生活を営 むための自他の課題を見付け、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考 えたりしたこと を他者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康・安全な生活を営 むための自他の課題を見付け、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考 えたりしたこと を他者に伝える力を養う。
	イ 体を動かすこと の楽しさや心地よさを表現できるよ うにする とともに、健康な生活を営むた めに必要な事柄について教 師に伝えることがで きるようにする。	イ 基本的な運動に慣れ、その楽しさや感 じたことを表現できるようにす るよ うにする とともに、健康な生活に向 け、感じたことを他者に伝える 力を養う。	イ 基本的な運動の楽しみ方や健康な生活 の仕方について工夫すること や気付いたことなどを他者に伝 える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活における自 分やグループの課題を見付け、その解決 のために友達と考 えたり、工夫したりしたことを他 者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活における自 分やグループの課題を見付け、その解決 のために友達と考 えたり、工夫したりしたことを他 者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活における自 分やグループの課題を見付け、その解決 のために友達と考 えたり、工夫したりしたことを他 者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活をおける自 分やグループの課題を見付け、その解決 のために友達と考 えたり、工夫したりしたことを他 者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活をおける自 分やグループの課題を見付け、その解決 のために友達と考 えたり、工夫したりしたことを他 者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活をおける自 分やグループの課題を見付け、その解決 のために友達と考 えたり、工夫したりしたことを他 者に伝える力を養う。	イ 各種の運動や健康な生活をおける自 分やグループの課題を見付け、その解決 のために友達と考 えたり、工夫したりしたことを他 者に伝える力を養う。

学部 段階の目標	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)		高等部 (保健体育)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
学びに向かう 力、人間性等	ウ 簡単な合図や指示に従って、楽しく運動をしようとしたり、健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を養う。	ウ 簡単なまきまきを守り、友達とともに安全に楽しく運動をしようとしたり、健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を養う。	ウ きまきを守り、自分から友達と仲よく楽しく運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとするとともに、自分から健康に必要な事柄をしようとする態度を養う。	ウ 各種の運動に進んで取り組み、きまきや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組み態度を養う。	ウ 各種の運動に積極的に取り組み、きまきや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進と回復に進んで取り組み態度を養う。	ウ 各種の運動における多様な経験を通して、きまきやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。また、健康・安全に留意し、健康の保持増進と回復に自主的に取り組み態度を養う。	ウ 各種の運動における多様な経験を通して、きまきやルール、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。また、健康・安全に留意し、健康の保持増進と回復に自主的に取り組み態度を養う。
A 体づくり 運動遊び (小学部1 段階) A 体づくり 運動(小学 部2・3段 階、中学 部、高等部)	1段階 ウ 体づくり運動遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	2段階 ウ 体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	3段階 ウ 体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	1段階 ウ 体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	2段階 ウ 体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	1段階 ウ 体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	2段階 ウ 体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

学部 内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)		高等部 (保健体育)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 体づくり 運動遊び (小学部1 段階) A 体づくり 運動(小学 部2・3段 階, 中学 部, 高等部)	ア 教師と一緒に、手足を動かしたり、歩いたりして楽しく体を動かすこと。	ア 教師の支援を受けながら、楽しく基本的な体づくり運動をすること。	ア 基本的な体づくり運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けること。	ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさに触れるとともに、その行い方が分かり、友達と関わったり、動きを持続する能力などを高めたりすること。	ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに、その行い方を理解し、友達と関わったり、動きを持続する能力などを高めたりすること。	ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、その行いや方法を理解するとともに、仲間と積極的に関わり、動きを持続する能力などを高めたりすること。	ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを深く味わい、その行いや方法の理解を深めるとともに、仲間と自主的に関わったり、動きを持続する能力などを高めたりすること。それらを組み合わせる。
	イ 手足を動かしたり、歩いたりして体を動かすことの楽しさや心地よさを表現すること。	イ 基本的な体づくり運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。	イ 基本的な体づくり運動の楽しみ方を工夫することや気付いたことなどを他者に伝えること。	イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自分の課題を見付け、その解決のための方策を考えたり、工夫したりしたことなどを他者に伝えること。	イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自分やグループの課題を見付け、その解決のための方策に友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自分の課題を見出し、その解決のためによりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。	イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての他の課題を見出し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

学部 内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)		高等部 (保健体育)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
A 体づくり 運動遊び (小学部1 段階)	ウ 簡単な合図や指示に従って、体づくり運動遊びをしようとする。	ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく、基本的な体づくり運動をしようとする。	ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく基本的な体づくり運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとする。	ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に積極的に取り組み、きまりを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したり、最後まで楽しく運動をすること。	ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して、きまりを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。	ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して、きまりを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。	ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して、きまりを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。
A 体づくり 運動 (小学 部2・3段 階, 中学 部, 高等部)	ウ 器械・器具を使った遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 器械・器具を使っての運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 器械・器具を使っての運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 器械運動について、次の事項を身に付けることができる。	ウ 器械運動について、次の事項を身に付けることができる。	ウ 器械運動について、次の事項を身に付けることができる。	ウ 器械運動について、次の事項を身に付けることができる。
B 器械・器具を使って の遊び (小 学部1段階)	ア 教師と一緒に、器械・器具を使って楽しく体を動かすこと。	ア 教師の支援を受けながら、楽しく器械・器具を使っての基本的な運動をすること。	ア 器械・器具を使った運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方が分かり、基本的な動きや技を身に付けること。	ア 器械運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解し、基本的な技を身に付けること。	ア 器械運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能を理解するとともに技を身に付けること。	ア 器械運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能の理解を深めるとともに、目的に応じた技を身に付け、演技をすること。	ア 器械運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能の理解を深めるとともに、目的に応じた技を身に付け、演技をすること。
B 器械・器具を使って の運動 (小 学部2・3 段階)	イ 器械・器具を使って体を動かすことの楽しさや心地よさを表現すること。	イ 器械・器具を使っての基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。	イ 器械・器具を使った運動についての自分の課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 器械運動について自分のグループの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 器械運動について他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。	イ 器械運動について他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。	イ 器械運動について他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

学部 内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)		高等部 (保健体育)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
B 器械・器具を使っての遊び (小学部1段階) B 器械・器具を使っての運動 (小学部2・3段階) B 器械運動 (中学部、高等部)	ウ 簡単な合図や指示に従って、器械・器具を使っての遊びをしようとする。	ウ 簡単なきままりを守り、友達とともに安全に楽しく、器械・器具を使っての基本的な運動をしようとする。	ウ きままりを守り、自分から友達と仲よく楽しく器械・器具を使っての基本的な運動をしたり、場や器械・器具の安全に気を付けてたりしようとする。	ウ 器械・器具を使った運動に進んで取り組み、きままりを守り、友達と協力したり、場や器械・器具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。	ウ 器械運動に積極的に取り組み、きままりを守り、友達と助け合ったり、場や器械・器具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ 器械運動の多様な経験を通して、きままりやルール、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や器械・器具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。	ウ 器械運動の多様な経験を通して、きままりやルール、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や器械・器具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。
C 走・跳の運動遊び (小学部1段階) C 走・跳の運動 (小学部2・3段階)	ア 教師と一緒に、走ったり、跳んだりして楽しく体を動かすこと。	ア 教師の支援を受けながら、楽しく走・跳の基本的な運動をすること。	ア 走・跳の基本的な運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けること。	ア 陸上運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方が分かり、基本的な動きや技能を身に付けること。	ア 陸上運動について、次の事項を身に付けることができないよう指導する。	ア 陸上競技について、次の事項を身に付けることができないよう指導する。	ア 陸上競技の楽しさや喜びを深く味わい、その特性に応じた技能の理解を深めるとともに、目的に応じた技能を身に付けること。
C 陸上競技 (中学部、高等部)	イ 走ったり、跳んだりして体を動かすことの楽しさや心地よさを表現すること。	イ 走・跳の基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。	イ 走・跳の基本的な運動の楽しみ方を工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。	イ 陸上運動について自分の課題を見付け、その解決のための工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 陸上運動についての自分やグループの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 陸上競技について他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。	イ 陸上競技についての他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

学部 内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)		高等部 (保健体育)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
C 走・跳の運動遊び (小学部1段階)	ウ 簡単な合図や指示に従って、走・跳の運動遊びをしようとする。	ウ 簡単なきままりを守り、友達とともに安全に楽しく、走・跳の基本的な運動をしようとする。	ウ きままりを守り、自分から友達と仲よく楽しく走・跳の基本的な運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとする。	ウ 陸上運動に進んで取り組み、きままりを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。	ウ 陸上運動に積極的に取り組み、きままりを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ 陸上競技の多様な経験を通して、きままりやルール、マネーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。	ウ 陸上競技の多様な経験を通して、きままりやルール、マネーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。
C 走・跳の運動 (小学部2・3段階)	ウ 水遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 水の中での運動について、次の事項を身に付けて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 水の中での運動について、次の事項を身に付けて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ウ 水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
D 水遊び (小学部1段階)	ア 教師と一緒に、水の特性を生かした簡単な水遊びを楽しむこと。	ア 教師の支援を受けながら、楽しく水の中での基本的な運動をすること。	ア 水の中での基本的な運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けること。	ア 初歩的な泳ぎの楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解し、基本的な動きを身に付けること。	ア 水泳運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解し、基本的な動きを身に付けること。	ア 水泳の楽しさや喜びを深く味わい、その特性に応じた技能の理解を深めるとともに、目的に応じた泳法を身に付けること。	ア 水泳の楽しさや喜びを深く味わい、その特性に応じた技能の理解を深めるとともに、目的に応じた泳法を身に付けること。
D 水の中の運動 (小学部2・3段階)	イ 水の中で体を動かすことの楽しさや心地よさを表現すること。	イ 水の中での基本的な運動に慣れ、その楽しさや感動したことを表現すること。	イ 水の中での基本的な運動の楽しさや工夫することや気付いたことなどを他者に伝えること。	イ 初歩的な泳ぎについての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えて、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 水泳運動についての自分やグループの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 水泳についての自他の課題を発見し、その解決のための方法を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。	イ 水泳についての自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

学部 内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)			高等部 (保健体育)			
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階	
D 水遊び (小学部1段階) D 水の中で運動 (小学部2・3段階) D 水泳 (中学部、高等部)	ウ 簡単な合図や指示に従って、水遊びをしようとする。	ウ 簡単な水遊びを守り、友達とともに安全に楽しく、水の中での基本的な運動をしようとする。	ウ きまわりを守り、自分から友達と仲よく楽しく水の中での基本的な運動をしたり、場や用具の安全に留意し、最後まで楽しく運動すること。	ウ 初歩的な泳ぎに進んで取り組み、きまわりを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したり、自己の力を発揮して運動すること。	ウ 水泳運動に積極的に取り組み、きまわりを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したり、自己の力を発揮して運動すること。	ウ 水泳の多様な経験を通して、きまわりを守り、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自主的に運動すること。	ウ 水泳の多様な経験を通して、きまわりを守り、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動すること。	ウ 水泳の多様な経験を通して、きまわりを守り、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動すること。	ウ 水泳の多様な経験を通して、きまわりを守り、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動すること。	ウ 水泳の多様な経験を通して、きまわりを守り、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動すること。
E ボール遊び (小学部1段階) E ボールを使った運動やゲーム (小学部2・3段階) E 球技 (中学部、高等部)	ボール遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 教師と一緒に、ボールを使って楽しく体を動かすこと。	ボールを使った運動やゲームについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 教師の支援を受けながら、楽しくボールを使った基本的な運動やゲームをすること。	ボールを使った運動やゲームについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア ボールを使った基本的な運動やゲームの楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けること。	ボールを使った運動やゲームについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア ボールを使った基本的な運動やゲームの楽しさを感じ、その行い方を理解し、基本的な動きを身に付けること。						

学部 内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)		高等部 (保健体育)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
E ボール遊び (小学部 1段階) E ボールを使った運動やゲーム (小学部 2・3段階) E 球技 (中学部, 高等部)	ウ 簡単な合図や指示に従って, ボール遊びをしようとする。	ウ 簡単なきままりを守り, 友達とともに安全に楽しく, ボールを使った基本的な運動やゲームをしようとする。	ウ きままりを守り, 自分から友達と仲よく楽しくボールを使った基本的な運動やゲームをしたり, 場や用具の安全に気を付けたりしようとする。	ウ 球技に進んで取り組み, きままりや簡単なルールを守り, 友達と協力したり, 場や用具の安全に留意したりし, 最後まで楽しく運動をすること。	ウ 球技に積極的に取り組み, きままりや簡単なルールを守り, 友達と助け合ったり, 場や用具の安全に留意したりし, 自己の力を発揮して運動をすること。	ウ 球技の多様な経験を通して, きままりやルール, マナーなどを守り, 自己の役割を果たし仲間と協力したり, 場や用具の安全を確保したりし, 見通しをもって自主的に運動をすること。	ウ 球技の多様な経験を通して, きままりやルール, マナーなどを守り, 自己の役割を果たし仲間と協力したり, 場や用具の安全を確保したりし, 自主的に運動をすること。
	—	—	—	武道について, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。	武道について, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。	武道について, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。	武道について, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。
F 武道	—	—	—	ア 武道の楽しさを感じ, その行い方や伝統的な考え方や基本的な動きや基本となる技を用いて, 簡易な攻防を展開すること。	ア 武道の楽しさや喜びに触れ, その行い方や伝統的な考え方を理解し, 基本動作や基本となる技を用いて, 簡易な攻防を展開すること。	ア 武道の楽しさや喜びを味わい, その特性に応じた技能の理解を深めるとともに, 基本動作や基本となる技を用いて, 相手の動きの変化に応じた攻防を展開すること。	ア 武道の楽しさや喜びを深く味わい, その特性に応じた技能の理解を深めるとともに, 基本動作や基本となる技を用いて, 相手の動きの変化に応じた攻防を展開すること。
	イ 武道についての自分の課題を見付け, その解決のための活動を考えたり, 工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 武道についての自分の課題を見付け, その解決のための活動を考えたり, 工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 武道についての自分の課題を見付け, その解決のための活動を考えたり, 工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 武道についての自分の課題を見付け, その解決のための活動を考えたり, 工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ 武道についての自分の課題を見出し, その解決のための方を工夫したり, 仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。	イ 武道についての自分の課題を見出し, その解決のための方を工夫したり, 仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。	イ 武道についての自分の課題を見出し, よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを, 目的や状況に応じて他者に伝えること。

学部 内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)			高等部 (保健体育)		
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	3段階
F 武道	—	—	—	ウ 武道に進んで取り組み、きまみや伝統的な行動の仕方を守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。	ウ 武道に積極的に取り組み、きまみや伝統的な行動の仕方を守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ 武道の多様な経験を通して、きまみや伝統的な行動の仕方を守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。	ウ 武道の多様な経験を通して、きまみや伝統的な行動の仕方を守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。	ウ 武道の多様な経験を通して、きまみや伝統的な行動の仕方を守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。	ウ 武道の多様な経験を通して、きまみや伝統的な行動の仕方を守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。
F 表現遊び (小学部1段階)	ア 教師と一緒に、音楽の流れている場所で楽しく体を動かすこと。	ア 教師の支援を受けながら、音楽に合わせて楽しく表現運動をすること。	ア 基本的な表現運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付け、表現したり踊ったりすること。	ア ダンスの楽しさや喜びに触れ、その行い方が分かり、基本的な動きや技能を身に付け、表現したり踊ったりすること。	ア ダンスの楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解し、基本的な技能を身に付け、表現したり踊ったりすること。	ア ダンスの楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解し、基本的な技能を身に付け、表現したり踊ったりすること。	ア ダンスの楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解し、基本的な技能を身に付け、表現や踊りを通して交流や発表をすること。	ア ダンスの楽しさや喜びを深く味わい、その行い方の理解を深めるとともに、目的に応じた技能を身に付け、表現や踊りを通して交流や発表をすること。	ア ダンスの楽しさや喜びを深く味わい、その行い方の理解を深めるとともに、目的に応じた技能を身に付け、表現や踊りを通して交流や発表をすること。
F 表現運動 (小学部2・3段階)	イ 音楽の流れている場所で体を動かすこと、楽しさや心地よさを表現すること。	イ 基本的な表現運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。	イ 基本的な表現運動の楽しみ方を工夫すること、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。	イ ダンスについての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ ダンスについての自分やグループの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ ダンスについての自分の課題を見出し、その解決のための方法を工夫したり、仲間と考えたりしたこと、他者に伝えること。	イ ダンスについての自分の課題を見出し、その解決のための方法を工夫したり、仲間と考えたりしたこと、他者に伝えること。	イ ダンスについての自分の課題を見出し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。	イ ダンスについての自分の課題を見出し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。
G ダンス (中学部、高等部)	イ 音楽の流れている場所で体を動かすこと、楽しさや心地よさを表現すること。	イ 基本的な表現運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現すること。	イ 基本的な表現運動の楽しみ方を工夫すること、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。	イ ダンスについての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ ダンスについての自分やグループの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	イ ダンスについての自分の課題を見出し、その解決のための方法を工夫したり、仲間と考えたりしたこと、他者に伝えること。	イ ダンスについての自分の課題を見出し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。	イ ダンスについての自分の課題を見出し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。	イ ダンスについての自分の課題を見出し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

学部 内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)		高等部 (保健体育)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
F 表現遊び (小学部1 段階) F 表現運動 (小学部 2・3段階) G ダンス (中学部, 高等部)	ウ 簡単な合図や指示に従って、表現遊びをしようとする。	ウ 簡単なまきまきを守り、友達とともに安全に楽しく、基本的な表現運動をしようとする。	ウ きまきを守り、自分から友達と仲よく楽しく表現運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとする。	ウ ダンスに進んで取り組み、友達のを認め協力したり、場や用具の安全に留意したりし、自己で楽しく運動をすること。	ウ ダンスに積極的に取り組み、友達のを認め助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。	ウ ダンスの多様な経験を通して、仲間の表現を認め助け合ったり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもつて自主的に運動をすること。	ウ ダンスの多様な経験を通して、一人一人の表現や役割を認め助け合ったり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもつて自主的に運動をすること。
	—	—	—	—	—	体育理論について、次の事項を身に付けることができないよう指導する。	体育理論について、次の事項を身に付けることができないよう指導する。
	—	—	—	—	—	ア 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い及び文化としてのスポーツの意義に気付くこと。	ア 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い及び文化としてのスポーツの意義に関する基礎的な知識を身に付けること。
H 体育理論	—	—	—	—	—	イ 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い及び文化としてのスポーツの意義について課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。	イ 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い及び文化としてのスポーツの意義について課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

学部 内容	小学部 (体育)			中学部 (保健体育)		高等部 (保健体育)	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
H 体育理論	—	—	—	—	—	ウ 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い及び文化としてのスポーツの意義について学習に積極的に取り組みこと。	ウ 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い及び文化としてのスポーツの意義について学習に自主的に取り組みこと。
G 保健 (小学部)	健康な生活に必要な事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 教師と一緒に、うがいなどの健康な生活に必要な事項をすること。	健康な生活に必要な事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 教師の支援を受けながら、健康な生活に必要な事項をすること。	健康な生活に必要な事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 健康や身体の変化について知り、健康な生活に必要な事項に関する基本的な知識や技能を身に付けること。	健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けること。	健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けること。	健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等の理解を深めるとともに、健康で安全な個人生活及び社会生活を営むための目的に応じた技能を身に付けること。	健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等の理解を深めるとともに、健康で安全な個人生活及び社会生活を営むための目的に応じた技能を身に付けること。
H 保健 (中学部)	健康な生活に必要な事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 健康な生活に必要な事項について工夫することや気付いたことを他者に伝えること。	健康な生活に必要な事項に慣れ、感じたことを他者に伝えること。	健康な生活に必要な事項について工夫することや気付いたことを他者に伝えること。	健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 自分やグループの健康・安全についての課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 自分やグループの健康・安全についての課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 健康・安全に関する自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。	健康・安全に関する自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。
I 保健 (高等部)	健康な生活に必要な事項に気づき、教師に伝えること。	健康な生活に必要な事項に慣れ、感じたことを他者に伝えること。	健康な生活に必要な事項について工夫することや気付いたことを他者に伝えること。	健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 健康・安全に関する自他の課題を発見し、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 健康・安全に関する自他の課題を発見し、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。	健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 健康・安全に関する自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。	健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 健康・安全に関する自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

# 目標・内容の一覧(職業・家庭(職業分野)), (職業)

学部	中等部		高等部	
	教科の目標			
	生活の営みに係る見方・考え方や職業の見方・考え方を働かせ、生活や職業に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。			
知識及び技能	(1) 生活や職業に対する関心を高め、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようにする。			
思考力、判断力、表現力等	(2) 将来の家庭生活や職業生活に必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、自分の考えを表現するなどして、課題を解決する力を養う。			
学びに向かう力、人間性等	(3) よりよい家庭生活や将来の職業生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。			
段階の目標	1段階	2段階	1段階	2段階
	職業に係る見方・考え方を働かせ、作業や実習に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。			
知識及び技能	ア 職業について関心をもち、将来の職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようにする。	ア 働くことに対する関心を高め、将来の職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようにする。	ア 職業に関する事柄について理解するとともに、将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。	ア 職業に関する事柄について理解を深めるとともに、将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。
思考力、判断力、表現力等	イ 将来の職業生活に必要な事柄について触れ、課題や解決策に気付き、実践し、学習したことを伝えるなど、課題を解決する力の基礎を養う。	イ 将来の職業生活に必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践し、学習したことを振り返り、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。	イ 将来の職業生活を見据え、必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価し、表現する力を養う。	イ 将来の職業生活を見据え、必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、表現する力を養う。
学びに向かう力、人間性等	ウ 将来の職業生活の実現に向けて、生活を工夫しようとする態度を養う。	ウ 将来の職業生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。	ウ よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への参画に向けて、生活を工夫しようとする実践的な態度を養う。	ウ よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて、生活を改善しようとする実践的な態度を養う。
内容	1段階	2段階	1段階	2段階
A 職業生活	ア 働くことの意義 働くことに関心をもち、作業や実習等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 働くことの意義 働くことに対する意欲や関心を高め、他者と協力して取り組む作業や実習等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 勤労の意義 勤労に対する意欲や関心を高め、他者と協力して取り組む作業や実習等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 勤労の意義 勤労に対する意欲や関心を高め、他者と協力して取り組む作業や実習等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
A 職業生活	(7) 働くことの目的などを知ること。 (1) 意欲や見通しをもって取り組み、自分の役割について気付くこと。 (ウ) 作業や実習等で達成感を得ること。	(7) 働くことの目的などを理解すること。 (1) 意欲や見通しをもって取り組み、自分と他者との関係や役割について考えること。 (ウ) 作業や実習等に達成感を得て、進んで取り組むこと。	(7) 勤労の意義を理解すること。 (1) 意欲や見通しをもって取り組み、その成果や自分と他者との役割及び他者との協力について考え、表現すること。 (ウ) 作業や実習等に達成感を得て、計画性をもって主体的に取り組むこと。	(7) 勤労の意義について理解を深めること。 (1) 目標をもって取り組み、その成果や自分と他者との役割及び他者との協力について考え、表現すること。 (ウ) 作業や実習等を通して貢献する喜びを体得し、計画性をもって主体的に取り組むこと。
	イ 職業 職業に関わる事柄について、考えたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 職業 職業に関わる事柄について、考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 職業 職業に関わる事柄について、他者との協働により考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 職業 職業に関わる事柄について、他者との協働により考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(7) 職業に関わる知識や技能について、次のとおりとする。 ⑦ 職業生活に必要な知識や技能について知ることを知ること。	(7) 職業に関わる知識や技能について、次のとおりとする。 ⑦ 職業生活に必要な知識や技能を理解すること。	(7) 職業に関わる知識や技能について、次のとおりとする。 ⑦ 職業生活に必要な知識や実践的な知識及び技能を身に付けること。	(7) 職業に関わる知識や技能について、次のとおりとする。 ⑦ 職業生活に必要な知識や実践的な知識を深め技能を身に付けること。
	① 職業生活を支える社会の仕組み等があることを知ること。 ② 材料や育成する生物等の扱い方及び生産や生育活動等に関わる基礎的な技術について知ること。	① 職業生活を支える社会の仕組み等があることを理解すること。 ② 材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる基礎的な技術について理解すること。	① 職業生活を支える社会の仕組み等を用方法を理解すること。 ② 材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる技術について理解すること。	① 職業生活を支える社会の仕組み等を用方法について理解を深めること。 ② 材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる技術について理解を深めること。
	③ 作業課題が分かり、使用する道具等の扱い方に慣れること。	③ 作業課題が分かり、使用する道具や機械等の扱い方を理解すること。	③ 使用する道具や機械等の特性や扱い方を理解し、作業課題に応じて正しく扱うこと。	③ 使用する道具や機械等の特性や扱い方の理解を深め、作業課題に応じて効果的に扱うこと。
	④ 作業の持続性や巧緻性などを身に付けること。 (1) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。 ⑦ 職業に関わる事柄と作業や実習で取り組む内容との関連について気付くこと。	④ 作業の確実性や持続性、巧緻性等を身に付けること。 (1) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。 ⑦ 職業に関わる事柄と作業や実習で取り組む内容との関連について考え、表現すること。	④ 作業の確実性や持続性、巧緻性等を高め、状況に応じて作業すること。 (1) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。 ⑦ 作業や実習において、自ら適切な役割を見いだすとともに、自分の成長や課題について考え、表現すること。	④ 作業の確実性や持続性、巧緻性等を高め、状況に応じて作業し、習熟すること。 (1) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。 ⑦ 作業や実習において、自ら適切な役割を見いだすとともに、自分の成長や課題について考え、表現すること。

学部 内容	中学部			高等部	
	1段階	2段階		1段階	2段階
A 職業生活	④ 作業に当たり安全や衛生について気付き、工夫すること。	④ 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考えて、工夫すること。	④ 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考えて、工夫すること。	④ 生産や生育活動等に関わる技術について考えること。	④ 生産や生育活動等に係る技術に込められた工夫について考えること。
	⑤ 職業生活に必要な健康管理について気付くこと。	⑤ 職業生活に必要な健康管理について考えること。	⑤ 職業生活に必要な健康管理について考えること。	⑤ 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考え、改善を図ること。	⑤ 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考え、他者との協働により改善を図ること。
B 情報機器の活用	—	—	—	⑥ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。	⑥ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。
	職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器に触れることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	職業生活や社会生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	⑦ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。	⑦ 職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
C 産業現場等における実習	① コンピュータ等の情報機器の初歩的な操作の仕方を知ること。	① コンピュータ等の情報機器の基礎的な操作の仕方を知り、扱いに慣れること。	① コンピュータ等の情報機器の基礎的な操作の仕方を知り、扱いに慣れること。	⑧ 情報セキュリティ及び情報モラルについて知るとともに、表現、記録、計算、通信等に係るコンピュータ等の情報機器について、その特性や機能を理解し、操作の仕方が分かり、扱えること。	⑧ 情報セキュリティ及び情報モラルについて理解するとともに、表現、記録、計算、通信等に係るコンピュータ等の情報機器について、その特性や機能を理解し、目的に応じて適切に操作すること。
	② コンピュータ等の情報機器に触れ、体験したことなどを他者に伝えること。	② コンピュータ等の情報機器を扱い、体験したことや自分の考えを表現すること。	② コンピュータ等の情報機器を扱い、体験したことや自分の考えを表現すること。	⑨ 情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ、コンピュータ等の情報機器を扱い、収集した情報をまとめ、考えたことを発表すること。	⑨ 情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ、コンピュータ等の情報機器を扱い、収集した情報をまとめ、考えたことについて適切に表現すること。
C 産業現場等における実習	③ 職業生活を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	③ 職業生活を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	③ 職業生活を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	⑩ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。	⑩ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。
	④ 職業生活や進路に関わることについて関心をもち、調べたりすること。	④ 職業や進路に関わることについて調べて、理解すること。	④ 職業や進路に関わることについて調べて、理解すること。	⑪ 産業現場等における実習を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	⑪ 産業現場等における実習を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
C 産業現場等における実習	⑤ 職業生活、進路に関わることに ついて、気付き、他者に伝えること。	⑤ 職業や職業生活、進路に関わることと 自己の成長などについて考えて、発表すること。	⑤ 職業や職業生活、進路に関わることと 自己の成長などについて考えて、発表すること。	⑫ 職業など卒業後の進路に必要となることについて理解すること。	⑫ 職業など卒業後の進路に必要となることについて理解を深めること。
	⑥ 職業生活、進路に関わることに ついて、気付き、他者に伝えること。	⑥ 職業や職業生活、進路に関わることと 自己の成長などについて考えて、発表すること。	⑥ 職業や職業生活、進路に関わることと 自己の成長などについて考えて、発表すること。	⑬ 産業現場等における実習で課題の解決 について考えたことを表現すること。	⑬ 産業現場等における実習で課題の解決 について考えたことを表現すること。

# 目標・内容の一覧(職業・家庭(家庭分野))(家庭)

学部	中学部	高等部
	<b>教科の目標</b>	
	生活の営みに係る見方・考え方や職業の見方・考え方を働かせ、生活や職業に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。	生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。
<b>知識及び技能</b>	(1) 生活や職業に対する関心を高め、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようにする。	(1) 家族・家庭の機能について理解を深め、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
<b>思考力、判断力、表現力等</b>	(2) 将来の家庭生活や職業生活に必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、自分の考えを表現するなどして、課題を解決する力を養う。	(2) 家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
<b>学びに向かう力、人間性等</b>	(3) よりよい家庭生活や将来の職業生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。	(3) 家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。
<b>段階の目標</b>	<b>1段階</b>	<b>2段階</b>
	生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。	
<b>知識及び技能</b>	ア 家庭の中の自分の役割に気付き、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。	ア 家族・家庭の機能について理解し、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
<b>思考力、判断力、表現力等</b>	イ 家庭生活に必要な事柄について触れ、課題や解決策に気付き、実践し、学習したことを伝えるなど、日常生活において課題を解決する力の基礎を養う。	イ 家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
<b>学びに向かう力、人間性等</b>	ウ 家族や地域の人々とのやりとりを通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫しようとする態度を養う。	ウ 家族や地域の人々との関わりを通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫しようとする実践的な態度を養う。

学部 内容	中学部			高等部	
	1段階	2段階		1段階	2段階
A 家族・家 庭生活	ア 自分の成長と家族 自分の成長に気付くことや家族のことに 関わる学習活動を通して、次の事項を 身に付けることができるよう指導する。 (7) 自分の成長を振り返りながら、家庭生 活の大切さを知ること。	ア 自分の成長と家族 自分の成長と家族や家庭生活などに関わ る学習活動を通して、次の事項を身に付け ることができるよう指導する。 (7) 自分の成長を振り返り、家庭生活の大 切さを理解すること。	ア 自分の成長と家族 自分の成長と家族や家庭生活などに関わ る学習活動を通して、次の事項を身に付け ることができるよう指導する。 (7) 自分の成長と家族や家庭生活との関わり が分かって、家庭生活が家族の協力によ って営まれていることに気付くこと。	ア 自分の成長と家族 自分の成長と家族や家庭生活などに関わ る学習活動を通して、次の事項を身に付け ることができるよう指導する。 (7) 自分の成長と家族や家庭生活の関わり が分かって、家庭生活が家族の協力によ って営まれていることに気付くこと。	ア 自分の成長と家族 自分の成長と家族や家庭生活などに関わ る学習活動を通して、次の事項を身に付け ることができるよう指導する。 (7) 自分の成長と家族や家庭生活の関わり が分かって、家庭生活が家族の協力によ って営まれていることを理解すること。
	(1) 家族とのやりとりを通して、家族を大 切にする気持ちや育み、よりよい関わり 方について考え、表現すること。	(1) 家族とのやりとりを通して、家族を大 切にする気持ちや育み、よりよい関わり 方について考え、表現すること。	(1) 家族とのやりとりを通して、家族を大 切にする気持ちや育み、よりよい関わり 方について考え、表現すること。	(1) 家族とのやりとりを通して、家族を大 切にする気持ちや育み、よりよい関わり 方について考え、表現すること。	(1) 家族とのやりとりを通して、家族を大 切にする気持ちや育み、よりよい関わり 方について考え、表現すること。
	イ 家庭生活と役割 家庭の中で役割などに関わる学習活動 を通して、次の事項を身に付けることがで きるよう指導する。	イ 家庭生活と役割 家庭生活での役割などに関わる学習活動 を通して、次の事項を身に付けることがで きるよう指導する。	イ 家庭生活と役割 家庭生活での役割などに関わる学習活動 を通して、次の事項を身に付けることがで きるよう指導する。	イ 家庭生活と役割 家庭生活での役割と地域との関わり 家族との触れ合いや地域の人々と接する ことなどに関わる学習活動を通して、次の 事項を身に付けることができるよう指導す る。	イ 家庭生活での役割と地域との関わり 家族や地域の人々などに関わる学習活動 を通して、次の事項を身に付けることがで きるよう指導する。
	(7) 家庭における役割や地域との関わり について関心をもち、知ること。 (1) 家庭生活に必要なことや自分の果たす 役割に気付き、それらを他者に伝えるこ と。	(7) 家庭における役割や地域との関わり について調べて、理解すること。 (1) 家庭生活に必要なことに関して、家族 の一員として、自分の果たす役割を考え、 表現すること。	(7) 家庭における役割や地域との関わり について調べて、理解すること。 (1) 家庭と地域の人々とのよりよい関わり 方について考え、表現すること。	(7) 家庭生活において、地域の人々との協 力が大切であることを理解すること。 (1) 家庭と地域の人々とのよりよい関わり 方について考え、工夫すること。	(7) 家庭生活において、地域の人々との協 力が大切であることを理解すること。 (1) 家庭と地域の人々とのよりよい関わり 方について考え、工夫すること。
	ウ 家庭生活における余暇 家庭における余暇の過ごし方などに関わ る学習活動を通して、次の事項を身に付け ることができるよう指導する。 (7) 健康や様々な余暇の過ごし方について 知り、実践しようとする。 (1) 望ましい生活環境や健康及び様々な余 暇の過ごし方について気付き、工夫する こと。	ウ 家庭生活における余暇 家庭生活における健康や余暇に関わる学 習活動を通して、次の事項を身に付けるこ とができるよう指導する。 (7) 健康管理や余暇の過ごし方について理 解し、実践すること。 (1) 望ましい生活環境や健康及び自分 に合った余暇の過ごし方について考え、 表現すること。	ウ 家庭生活における健康と余暇 家庭生活における健康と余暇に関わ る学習活動を通して、次の事項を身に付け ることができるよう指導する。 (7) 健康管理や余暇の有効な過ごし方につ いて理解し、実践すること。 (1) 健康管理や余暇の有効な過ごし方につ いて考え、表現すること。	ウ 家庭生活における健康と余暇 家庭生活における健康と余暇に関わ る学習活動を通して、次の事項を身に付け ることができるよう指導する。 (7) 健康管理や余暇の有効な過ごし方につ いて理解し、実践すること。 (1) 健康管理や余暇の有効な過ごし方につ いて考え、工夫すること。	ウ 家庭生活における健康と余暇 家庭生活における健康と余暇に関わ る学習活動を通して、次の事項を身に付け ることができるよう指導する。 (7) 健康管理や余暇の有効な過ごし方につ いて理解し、実践すること。 (1) 健康管理や余暇の有効な過ごし方につ いて考え、工夫すること。

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
A 家族・家庭生活	工 幼児の生活と家族 幼児と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 幼児の特徴や過ごし方について知ること。	—	工 乳幼児や高齢者などの生活 乳幼児や高齢者と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 乳幼児や高齢者などの生活の特徴、乳幼児や高齢者などの関わり方について気付くこと。	工 乳幼児や高齢者などの生活 乳幼児や高齢者と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 乳幼児や高齢者などの生活の特徴が分り、乳幼児や高齢者などの関わり方について理解すること。
	(イ) 幼児への適切な関わり方について気づき、それらを他者に伝えること。	—	(イ) 乳幼児や高齢者などのよりよい関わり方について考え、表現すること。	(イ) 乳幼児や高齢者などのよりよい関わり方について考え、工夫すること。
	—	工 家族や地域の人々との関わり 家族との触れ合いや地域の人々と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	—
	—	(ア) 地域生活や地域の活動について調べ、理解すること。	—	—
	—	(イ) 家族との触れ合いや地域生活に関心をもち、家族や地域の人々と地域活動への関わりについて気づき、表現すること。	—	—
	ア 食事の役割 食事の仕方や食事の大切さに気付くことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—	ア 食事の役割 楽しく食事をするための工夫などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 食事の役割 食事の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(ア) 健康な生活と食事の役割について知ること。	—	(ア) 健康な生活と食事の役割や日常の食事の大切さを理解すること。	(ア) 生活の中で食事が果たす役割について理解すること。
B 衣食住の生活	(イ) 適切な量の食事を楽しくとることの大切さに気づき、それらを他者に伝えること。	(イ) 日常の食事の大切さや規則正しい食事の必要性を考え、表現すること。	(イ) 健康によい食習慣について考え、工夫すること。	—

学部 内容	中学部			高等部	
	1段階	2段階		1段階	2段階
B 衣食住の 生活	—	イ 栄養を考えた食事 バランスのとれた食事について考えるこ とに関わる学習活動を通して、次の事項 を身に付けることができるよう指導する。	イ 必要な材料を使って食事の準備をするこ となどに関わる学習活動を通して、次の事 項を身に付けることができるよう指導する。	—	ア 必要な栄養を満たす食事 自分に必要な栄養を満たす食事に関わる 学習活動を通して、次の事項を身に付け ることができるよう指導する。
	—	(ア) 身体に必要な栄養について関心をも ち、理解し、実践すること。	(ア) バランスのとれた食事について気付き、 献立などを工夫すること。	—	(ア) 自分に必要な栄養素の種類と働きが分 かり、食品の栄養的な特質について理解 すること。
	—	イ 調理の基礎 調理の基礎	ウ 調理の基礎 食事の準備や調理の仕方などに関わる学 習活動を通して、次の事項を身に付けるこ とができるよう指導する。	イ 日常食の調理 日常食の調理に関わる学習活動を通して、 次の事項を身に付けることができるよう指 導する。	(イ) 一日分の献立について考え、工夫する こと。
	イ 調理の基礎 必要な材料を使って食事の準備をするこ となどに関わる学習活動を通して、次の事 項を身に付けることができるよう指導する。	(ア) 調理に必要な材料の分量や手順など について理解し、適切にできること。	イ 調理の基礎 日常食の調理 日常食の調理を通して、 次の事項を身に付けることができるよう指 導する。	(ア) 日常生活と関連付け、用途に応じた食 品の選択、食品や調理用具等の安全と衛 生に留意した管理、材料に適した加熱調 理の仕方について知り、基礎的な日常食 の調理ができること。	イ 日常食の調理 日常食の調理を通して、 次の事項を身に付けることができるよう指 導する。
	(イ) 簡単な調理計画について考えること。	(イ) 調理計画に沿って、調理の手順や仕方 を工夫すること。	(イ) 簡単な調理の仕方や手順について知 り、できるようにすること。	(イ) 日常生活と関連付け、用途に応じた食 品の選択、食品や調理用具等の安全と衛 生に留意した管理、材料に適した加熱調 理の仕方について知り、基礎的な日常食 の調理ができること。	(イ) 基礎的な日常食の調理について、食品 の選択や調理の仕方、調理計画を考え、 工夫すること。
	ウ 衣服の着用と手入れ 衣服の着用や手入れの仕方などに関わる 学習活動を通して、次の事項を身に付ける ことができるよう指導する。	エ 衣服の着用と手入れ 衣服の手入れや洗濯の仕方などに関わる 学習活動を通して、次の事項を身に付ける ことができるよう指導する。	(イ) 簡単な調理の仕方や手順について知 り、できるようにすること。	(イ) 日常生活と関連付け、用途に応じた食 品の選択、食品や調理用具等の安全と衛 生に留意した管理、材料に適した加熱調 理の仕方について知り、基礎的な日常食 の調理ができること。	—
	(ア) 場面に応じた日常着の着用や手入れの 仕方などについて知り、実践しようとし ること。	(ア) 日常着の使い分けや手入れの仕方など について理解し、実践すること。	(イ) 簡単な調理の仕方や手順について知 り、できるようにすること。	(イ) 日常生活と関連付け、用途に応じた食 品の選択、食品や調理用具等の安全と衛 生に留意した管理、材料に適した加熱調 理の仕方について知り、基礎的な日常食 の調理ができること。	—

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
B 衣食住の 生活	(1) 日常着の着方や手入れの仕方に気付き、工夫すること。	(1) 日常着の快適な着方や手入れの仕方を考え、工夫すること。	—	—
	—	—	ウ 衣服の選択 衣服の選択に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—
	—	—	(ア) 衣服と社会生活との関わりが分かり、目的に応じた着用、個性を生かす着用及び衣服の適切な選択について理解すること。	—
	—	—	(1) 衣服の選択について考え、工夫すること。	—
	—	—	ウ 衣服の手入れ 衣服の手入れに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—
	—	—	(ア) 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて理解し、適切にできること。	—
	—	—	(1) 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて考え、工夫すること。	—
	—	—	エ 布を用いた製作 布を用いた製作に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	—
	—	—	(ア) 目的に応じた縫い方及び用具の安全な取扱いについて理解し、適切にできること。	—
	—	—	(1) 目的に応じた縫い方について考え、工夫すること。	—

学部 内容	中学部		高等部	
	1段階	2段階	1段階	2段階
B 衣食住の生活	エ 快適な住まい方 持ち物の整理や住まいの清掃などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	オ 快適で安全な住まい方 住まいの整理・整頓や清掃などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方 住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方 住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(ア) 住まいの主な働きや、整理・整頓や清掃の仕方について知り、実践しようとする。 (イ) 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方に気付き、工夫すること。	(ア) 快適な住まい方や、安全について理解し、実践すること。 (イ) 季節の変化に合わせた快適な住まい方に気付き、工夫すること。	(ア) 家族の生活と住空間との関わりや住居の基本的な機能について知ること。 (イ) 家族の安全や快適さを考えた住空間について考え、表現すること。	(ア) 家族の生活と住空間との関わりが分かること。 (イ) 家族の安全や快適さを考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。
C 消費生活・環境	ア 身近な消費生活 買物の仕組みや必要な物の選び方などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 身近な消費生活 身近な消費生活について考えることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 消費生活 消費生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 消費生活 消費生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(ア) 生活に必要な物の選び方、買い方、計画的な使い方などについて知り、実践しようとする。	(ア) 生活に必要な物の選択や扱い方について理解し、実践すること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ⑦ 購入方法や支払方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。	(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。 ⑦ 購入方法や支払方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。
	—	—	⑦ 購入方法や支払方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。	⑦ 購入方法や支払方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。
	—	—	④ 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理ができること。	④ 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。
	(イ) 生活に必要な物を選んだり、物を大切にしようとする。	(イ) 生活に必要な物について考えて選ぶことや、物を大切に使う工夫をすること。	(イ) 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、表現すること。	(イ) 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。

学部 内容	中学部			高等部	
	1段階	2段階		1段階	2段階
C 消費生活・環境	イ 環境に配慮した生活 身近な生活の中で環境に配慮することに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 環境に配慮した生活 自分の生活と環境との関連などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。		イ 消費者の基本的な権利と責任 消費者の基本的な権利と責任に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	イ 消費者の基本的な権利と責任 消費者の基本的な権利と責任に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	(7) 身近な生活の中で、環境に配慮した物の使い方などについて知り、実践しようとすること。 (1) 身近な生活の中で、環境に配慮した物の使い方などについて考え、工夫すること。	(7) 身近な生活の中での環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解し、実践すること。 (1) 身近な生活の中で、環境との関わりや環境に配慮した生活について考えて、物の使い方などを工夫すること。		(7) 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について気付くこと。 (1) 身近な消費生活について、自立した消費者として責任ある消費行動を考へ、表現すること。	(7) 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。 (1) 身近な消費生活について、自立した消費者として責任ある消費行動を考へ、工夫すること。

# 目標・内容の一覧(外国語活動)(外国語)

学部	小学部 (外国語活動)		中学部 (外国語)		高等部 (外国語)	
	小学部	中学部	1段階	2段階		
	<p>外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の違いに気づき、外国語の音声に慣れ親しむようにする。</p> <p>(2) 身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを伝え合う力の素地を養う。</p> <p>(3) 外国語を通して、外国の文化などに触れながら、言語への関心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。</p>					
知識及び技能						
思考力、判断力、表現力等						
学びに向かう力、人間性等						
段階的目標	小学部	中学部	1段階	2段階		
知識及び技能			ア 音声や文字、語彙、表現などに気づくことも日本語と外国語との違いに慣れ親しみ、聞くこと、話すことを中心とした実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な力を身に付けるようにする。	ア 音声や文字、語彙、表現などに気づくことも日本語と外国語との違いに慣れ親しみ、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な力を身に付けるようにする。		

学部 段階の目標	小学部 (外国語活動)		中学部 (外国語)		高等部 (外国語)	
	小学部	中学部	1段階	2段階	1段階	2段階
思考力, 判断力, 表現力等	—	—	イ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などを真似ながら読んだり、外国語の文字をなぞって書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。	イ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などを真似ながら読んだり、外国語の文字をなぞって書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。	イ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などを真似ながら読んだり、外国語の文字をなぞって書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。	イ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などを真似ながら読んだり、外国語の文字をなぞって書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
学びに向かう力, 人間性等	—	—	ウ 外国語の背景にある文化について理解し、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	ウ 外国語の背景にある文化について理解し、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	ウ 外国語の背景にある文化について理解し、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	ウ 外国語の背景にある文化について理解し、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
内容	小学部	中学部	1段階		2段階	
	(1) 英語の特徴等に関する事項 具体的な言語の使用場面や具体的な状況における言語活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 言語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを知ること。	(1) 英語の特徴等に関する事項 実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 英語の音声や基本的な表現に慣れ親しむこと。 (7) 英語の音声を聞き、真似て声を出したり、話したりしようとする。	ア 英語の特徴等に関する事項 実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現などについて、日本語との違いに気付くこと。 (7) 英語の音声を聞いて話したり、文字を見て読んだり書いたりして日本語の音声を文字などとの違いに気付くこと。 (4) 英語の音声や文字も、事物の内容を表したり、要件を伝えたりするなどの働きがあることに気付くこと。 (7) 簡単な語句や基本的な表現などが表す内容を知り、それらを使うことで相手に伝わることを感じ取ること。	ア 英語の特徴等に関する事項 実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現などについて、日本語との違いに気付くこと。 (7) 英語の音声を聞いて話したり、文字を見て読んだり書いたりして日本語の音声を文字などとの違いに気付くこと。 (4) 英語の音声や文字も、事物の内容を表したり、要件を伝えたりするなどの働きがあることに気付くこと。 (7) 簡単な語句や基本的な表現などが表す内容を知り、それらを使うことで相手に伝わることを感じ取ること。	ア 英語の特徴等に関する事項 実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現などについて、日本語との違いに気付くこと。 (7) 英語の音声を聞いて話したり、簡単な語彙などを読んだり書いたりして日本語の音声や文字などとの違いに気付くこと。 (4) 英語の音声や文字も、事物の内容を表したり、要件を伝えたりするなどの働きがあることに気付くこと。 (7) 簡単な語句や基本的な表現などが表す内容を知り、それらを使うことで要件が相手に伝わることに気付くこと。	
知識及び技能	—	—	—	—	—	—

学部 内容	小学部 (外国語活動)		中学部 (外国語)		高等部 (外国語)	
	小学部	中学部	1段階	2段階	1段階	2段階
知識及び技能	イ 日本と外国の言語や文化について、以下の体験を通して慣れ親しむこと。 (ア) 英語の歌や日常生活なじみのある語などを聞き、音声やリズムに親しむこと。	イ 日本と外国の言語や文化に慣れ親しむこと。 (ア) 体験的な活動を通して、日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知ること。	—	—	—	—
	(イ) 外国の生活や行事などに触れ、日本と外国の生活や違いを知ること。 (2) 自分の考えや気持ちなどを表現したり、伝えたりする力の素地に関する事項	(イ) 対話的な活動を通して、相手の発言をよく聞こうとしたり、相づちや表情、ジェスチャーなどで応じようとしたりすること。 (2) 情報を整理し、表現したり、伝え合ったりすることにに関する事項	イ 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることにに関する事項	イ 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることにに関する事項	イ 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることにに関する事項	イ 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることにに関する事項
思考力、判断力、表現力等	イ 身近で簡単な事柄について、相手の動きかけに応じようとする。こと。 (イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読み取り、書いたりすること。	イ 日常生活に関する簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり、質問に答えたりすること。 (3) 言語活動及び言語の働きに関する事項 ① 言語活動に関する事項 (2) に示す事項については、(1) に示す事項を活用して、例えば、次のような言語活動をとり上げるようにする。 ア 聞くこと	イ 日常生活に関する簡単な事柄について、伝えようとした内容を整理した上で、簡単な語句などを用いて自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。 (イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読み取り、書いたりすること。	イ 日常生活に関する簡単な事柄について、伝えようとした内容を整理した上で、簡単な語句などを用いて自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。 (イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読み取り、書いたりすること。	イ 身近で簡単な事柄について、伝えようとした内容を整理した上で、簡単な語句などを用いて自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。 (イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読み取り、書いたりすること。	イ 身近で簡単な事柄について、伝えようとした内容を整理した上で、簡単な語句などを用いて自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。 (イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読み取り、書いたりすること。
	イ 身近で簡単な事柄について、相手の動きかけに応じようとする。こと。 (イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読み取り、書いたりすること。	イ 日常生活に関する簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり、質問に答えたりすること。 (3) 言語活動及び言語の働きに関する事項 ① 言語活動に関する事項 (2) に示す事項については、(1) に示す事項を活用して、例えば、次のような言語活動をとり上げるようにする。 ア 聞くこと	イ 日常生活に関する簡単な事柄について、伝えようとした内容を整理した上で、簡単な語句などを用いて自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。 (イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読み取り、書いたりすること。	イ 日常生活に関する簡単な事柄について、伝えようとした内容を整理した上で、簡単な語句などを用いて自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。 (イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読み取り、書いたりすること。	イ 身近で簡単な事柄について、伝えようとした内容を整理した上で、簡単な語句などを用いて自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。 (イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読み取り、書いたりすること。	イ 身近で簡単な事柄について、伝えようとした内容を整理した上で、簡単な語句などを用いて自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。 (イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読み取り、書いたりすること。

学部 内容	小学部 (外国語活動)		中学部 (外国語)		高等部 (外国語)	
	小学部	中学部	1段階	2段階		
思考力, 判断力, 表現力等	(ア) 既に経験している活動や場面で, 英語の挨拶や語などを聞き取る活動。	(ア) 文字の発音を聞いて文字と結び付ける活動。	(ア) 自分に関する簡単な事柄について, 簡単な語句や基本的な表現を聞き, それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。	(ア) 自分のことや学校生活など身近で簡単な事柄について, 簡単な語句や基本的な表現を聞き, それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。		
	(イ) 既に知っている物や事柄に関する語などを聞き, それを表す内容を実物や写真などと結び付ける活動。	(イ) 身近で具体的な事柄に関する簡単な英語を聞き, それを表す内容をイラストや写真と結び付ける活動。	(イ) 日付や時刻, 値段などを表す表現など, 身近で簡単な事柄について, 表示などを参考にしながら具体的な情報を聞き取る活動。	(イ) 日付や時刻, 値段などを表す表現など, 身近で簡単な事柄について, 具体的な情報を聞き取る活動。		
	—	(ウ) 挨拶や簡単な指示に応じる活動。	—	(ウ) 友達や家族, 学校生活など, 身近で簡単な事柄について, 簡単な語句や基本的な表現で話される短い会話や説明を, イラストや写真を参考にしながら聞いて, 必要な情報を聞き取る活動。		
	イ 話すこと	イ 話すこと [発表]	(イ) 話すこと [発表]	(イ) 話すこと [発表]		
	(ア) 既に経験している活動や場面で, 実物や写真などを示しながら自分の名前や好きなものなどを簡単な語などを用いて伝える活動。	(ア) 自分の名前, 年齢, 好みなどを簡単な語などや基本的な表現を用いて表現する活動。	(ア) 簡単な語句や基本的な表現を用いて, 自分の趣味や得意なことなどを含めて自己紹介をする活動。	(ア) 簡単な語句や基本的な表現を用いて, 身近で簡単な事柄について, 自分の考えや気持ちを話す活動。		
	(イ) 既に知っている歌やダンス, ゲームで, 簡単な語や身振りなどを使って表現する活動。	(イ) 身近で具体的な事柄の様子や状態を簡単な語などや基本的な表現, ジェスチャーを用いて表現する活動。	—	—		
	—	ウ 話すこと [やり取り]	(ウ) 話すこと [やり取り]	(ウ) 話すこと [やり取り]		
—	(ア) 簡単な挨拶をし合う活動。	(ア) 挨拶を交わしたり, 簡単な指示や依頼をして, それらに応じたり断ったりする活動。	(ア) 身近で簡単な事柄について, 自分の考えや気持ちを伝えたり, 簡単な質問をしたり質問に答えたりして伝え合う活動。			
—	(イ) 自分のことについて, 具体物などを相手に見せながら, 好みや要求などの自分の考えや気持ちを伝え合う活動。	—	—			

学部 内容	小学部 (外国語活動)		中学部 (外国語)		高等部 (外国語)	
	小学部	中学部	1段階	2段階	1段階	2段階
思考力, 判断力, 表現力等	—	(ウ) ゆっくり話される簡単な質問に, 英語の語など又は身振りや動作などで応じる活動。	—	—	—	—
	—	工 書くこと	(I) 書くこと	(I) 書くこと	(I) 書くこと	(I) 書くこと
	—	(ア) 身近な事物を表す文字を書く活動。	(ア) 身近な事物を表す文字を書く活動。	(ア) 活字体の大文字, 小文字を区別して書く活動。	(ア) 相手に伝えるなどの目的をもって, 身近で簡単な事柄について, 音声で十分に慣れ親しんだ語彙などを書き写す活動。	(ア) 相手に伝えるなどの目的をもって, 身近で簡単な事柄について, 音声で十分に慣れ親しんだ語彙などを書き写す活動。
	—	(イ) 例示を見ながら自分の名前を書き写す活動。	(イ) 例示を見ながら自分の名前を書き写す活動。	(イ) 相手に伝えるなどの目的をもって, 身近で簡単な事柄について, 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを書き写す活動。	(イ) 相手に伝えるなどの目的をもって, 身近で簡単な事柄について, 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを書き写す活動。	(イ) 相手に伝えるなどの目的をもって, 身近で簡単な事柄について, 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを書き写す活動。
	—	才 読むこと	才 読むこと	(イ) 読むこと	(イ) 読むこと	(イ) 読むこと
	—	(ア) 身の回りで使われている文字や単語を見付ける活動。	(ア) 身の回りで使われている文字や単語を見付ける活動。	(ア) 活字体で書かれた文字を見て, どの文字であるかやその文字が大文字であるか小文字であるかを識別する活動。	(ア) 日常生活に関する身近で簡単な事柄を内容とする掲示やパンフレットなどから, 自分が必要とする情報を得る活動。	(ア) 日常生活に関する身近で簡単な事柄を内容とする掲示やパンフレットなどから, 自分が必要とする情報を得る活動。
	—	(イ) 日本の人々の名前や地名の英語表記に使われている文字を読む活動。	(イ) 日本の人々の名前や地名の英語表記に使われている文字を読む活動。	(イ) 活字体で書かれた文字を見て, その読み方を発音する活動。	(イ) 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを, 挿絵がある本などの中から識別する活動。	(イ) 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを, 挿絵がある本などの中から識別する活動。
	② 言語の働きに関する事項 言語活動を行うに当たり, 主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。	② 言語の働きに関する事項 2段階の言語活動を行うに当たっては, 1段階の言語の働きに関する事項を踏まえ, 生徒の学習状況に応じた言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。				
	ア 言語の使用場面の例	ア 言語の使用場面の例	ア 言語の使用場面の例	(ア) 言語の使用場面の例	(ア) 言語の使用場面の例	—

学部 内容	小学部 (外国語活動)		中学部 (外国語)		高等部 (外国語)	
	小学部	中学部	1段階	2段階		
思考力, 判断力, 表現力等	(ア) 児童の遊びや身近な暮らしに関わる場面 ⑦ 歌やダンスを含む遊び ① 家庭での生活 ② 学校での学習や活動 など	(ア) 特有の表現がよく使われる場面 ⑦ 挨拶をする ① 自己紹介をする ② 買物をする ③ 食事をするなど	⑦ 特有の表現がよく使われる場面 ・挨拶 ・自己紹介 ・買物 ・食事 ・道案内 ・旅行 など	—		
	(イ) 特有の表現がよく使われる場面 ⑦ 挨拶 ① 自己紹介 など	(イ) 生徒の身近な暮らしに関わる場面 ⑦ ゲーム ① 歌やダンス ② 学校での学習や活動 ③ 家庭での生活 など	① 生徒の身近な暮らしに関わる場面 ・学校での学習や活動 ・家庭での生活 ・地域での生活 など	—		
	イ 言語の働きの例 (ア) コミュニケーションを円滑にする ⑦ 挨拶をする	イ 言語の働きの例 (ア) コミュニケーションを円滑にする ⑦ 挨拶をする ① 相づちを打つ	(イ) 言語の働きの例 ⑦ コミュニケーションを円滑にする ・挨拶をする ・呼び掛ける ・相づちを打つ ・聞き直す など	—		
	(イ) 気持ちを伝える ⑦ 礼を言う など	(イ) 気持ちを伝える ⑦ 礼を言う ① 褒める	① 気持ちを伝える ・礼を言う ・褒める ・謝る など	—		
—	—	⑦ 事実・情報を伝える ・説明する ・報告する ・発表するなど	—			

学部 内容	小学部 (外国語活動)		中学部 (外国語)		高等部 (外国語)	
	小学部	中学部	1段階	2段階		
思考力, 判断力, 表現力等	—	—	㊦ 考えや意図を伝える ・意見を言う ・賛成する ・承諾する ・断る など	—		
	—	(ウ) 相手の行動を促す ㊧ 質問する	㊨ 相手の行動を促す ・質問する ・依頼する ・命令する など	—		
(その他の外国語)	—	その他の外国語については、外国語の2の内容の(英語)に準じて指導を行うものとする。	その他の外国語については、(英語)に示す内容に準じて指導を行うものとする。	その他の外国語については、(英語)に示す内容に準じて指導を行うものとする。		

# 目標・内容の一覧(情報)

学 部		高等部
教科の目標		
		情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、身近にある情報機器の操作の習得を図りながら、問題の解決を行う学習活動を通して、問題を知り、問題の解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。
知識及び技能		(1) 身近にある情報と情報技術及びこれらを活用して問題を知り、問題を解決する方法について理解し、基礎的な技能を身に付けるとともに、情報社会と人との関わりについて理解できるようにする。
思考力、判断力、表現力等		(2) 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題を解決するために必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。
学びに向かう力、人間性等		(3) 身近にある情報や情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に参画しようとする態度を養う。
段階の目標	1 段階	2 段階
知識及び技能	ア 効果的なコミュニケーションの方法や、身近にあるコンピュータやデータの活用について知り、基礎的な技能を身に付けるとともに、情報社会と人との関わりについて理解する。	ア 効果的なコミュニケーションの方法や、身近にあるコンピュータやデータの活用について理解し、基礎的な技能を身に付けるとともに、情報社会と人との関わりについて理解する。
思考力、判断力、表現力等	イ 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題を解決するために必要な情報と情報技術を活用する力を養う。	イ 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題を知り、問題を解決するために必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。
学びに向かう力、人間性等	ウ 身近にある情報や情報技術を活用するとともに、情報社会に関わろうとする態度を養う。	ウ 身近にある情報や情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に参画しようとする態度を養う。
内 容	1 段階	2 段階
A 情報社会の問題解決	身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法に着目し、解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法に着目し、解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	ア 次のような知識及び技能を身に付けること。	ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
	(ア) 身近にある情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途、操作方法及び仕組みを知り、情報と情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法を身に付けること。	(ア) 身近にある情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途、操作方法及び仕組みを踏まえ、情報と情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法を身に付けること。
	(イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて知ること。	(イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。
	(ウ) 身近にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について知ること。	(ウ) 身近にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について基本的な理解をすること。
	イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

		高等部	
		1段階	2段階
A 情報社会の問題解決	(ア) 目的や状況に応じて、身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法について考えること。	(ア) 目的や状況に応じて、身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法について考えること。	(ア) 目的や状況に応じて、身近にある情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を知り、問題を解決する方法について考えること。
	(イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて考えること。 (ウ) 身近にある情報や情報技術の活用について考えること。	(イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて考えること。 (ウ) 身近にある情報や情報技術の活用について考えること。	(イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を捉え、考えること。 (ウ) 身近にある情報や情報技術の適切かつ効果的な活用と望ましい情報社会の在り方について考えること。
B コミュニケーションと情報デザイン	身近なメディアとコミュニケーション手段及び情報デザインに着目し、目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 身近なメディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について、その変遷を踏まえて知ること。 (イ) 身近にある情報デザインが人や社会に果たしている役割を知ること。 (ウ) 身近にある情報デザインから、効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を知り、表現する基礎的な技能を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 身近なメディアとコミュニケーション手段の関係を考え、それらを目的や状況に応じた適切に選択すること。	身近なメディアとコミュニケーション手段及び情報デザインに着目し、目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 身近なメディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について、その変遷を踏まえて知ること。 (イ) 身近にある情報デザインが人や社会に果たしている役割を知ること。 (ウ) 身近にある情報デザインから、効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を知り、表現する基礎的な技能を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 身近なメディアとコミュニケーション手段の関係を捉え、それらを目的や状況に応じた適切に選択すること。	身近なメディアとコミュニケーション手段及び情報デザインに着目し、目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 身近なメディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について、その変遷を踏まえて理解すること。 (イ) 身近にある情報デザインが人や社会に果たしている役割を理解すること。 (ウ) 身近にある情報デザインから、効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を理解し表現する基礎的な技能を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 身近なメディアとコミュニケーション手段の関係を捉え、それらを目的や状況に応じた適切に選択すること。 (イ) コミュニケーションの目的に合わせて、適切かつ効果的な情報デザインを考えること。
	(イ) コミュニケーションの目的に合わせて、必要な情報が伝わるような情報デザインを考えること。 (ウ) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて、表現の仕方を工夫すること。 情報通信ネットワークを介して流通するデータに着目して、情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを利用し、問題を知り、問題の解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について知ること。	(イ) コミュニケーションの目的に合わせて、必要な情報が伝わるような情報デザインを考えること。 (ウ) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて、表現の仕方を工夫すること。 情報通信ネットワークを介して流通するデータに着目して、情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを利用し、問題を知り、問題の解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について知ること。	(イ) コミュニケーションの目的に合わせて、適切かつ効果的な情報デザインを考えること。 (ウ) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて表現し、振り返り、表現を見直すこと。 情報通信ネットワークを介して流通するデータに着目して、情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを活用し、問題を知り、問題の解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について理解すること。

高等部		
学部	2段階	
内容	1段階	
C 情報通信ネットワークとデータの活用	(イ) 身近なデータを蓄積、管理、提供する基本的な方法、情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供に関する基本的な仕組みと特徴について理解すること。	(イ) 身近なデータを蓄積、管理、提供する基本的な方法、情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供に関する基本的な仕組みと特徴について理解すること。
	(ウ) データを表現、蓄積するための基本的な表し方と、データを収集、整理する基本的な方法について知り、基礎的な技能を身に付けること。	(ウ) データを表現、蓄積するための基本的な表し方と、データを収集、整理、分析する基本的な方法について理解し、基礎的な技能を身に付けること。
	イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。	イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
	(ア) 情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考えること。	(ア) 目的や状況に応じて、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考えること。
	(イ) 情報システムが提供するサービスの利用について考えること。 (ウ) データの収集、整理及び結果の表現の基本的な方法を適切に選択し、実行すること。	(イ) 情報システムが提供するサービスの効果的な活用について考えること。 (ウ) データの収集、整理、分析及び結果の表現の基本的な方法を適切に選択し、実行し、振り返り、表現を見直すこと。

# 付録

## 目次

- 付録1：参考法令
  - 教育基本法
  - 学校教育法（抄）
  - 学校教育法施行規則（抄）
  - 学校教育法施行規則の一部を改正する省令
  - 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令
  - 学校教育法施行規則の一部を改正する省令
  - 特別支援学校の高等部の学科を定める省令（抄）
- 付録2：特別支援学校高等部学習指導要領
  - 第1章 総則（抄）
- 付録3：高等学校学習指導要領における障害のある生徒などへの指導に関する規定
  - 高等学校学習指導要領解説総則編の抜粋

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法<sup>ひら</sup>の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 教育の目的及び理念

### (教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

### (教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

### (生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

### (教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

## 第二章 教育の実施に関する基本

### (義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

### (学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

### (大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

### (私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

### (教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

### (家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### (幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第三章 教育行政

---

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 第四章 法令の制定

---

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

## 第四章 小学校

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実に図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

④・⑤（略）

## 第六章 高等学校

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健全な身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読

み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

③ 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

## 第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

第七十六条（略）

② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ (略)

第八十二条 第二十六条，第二十七条，第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。），第三十二条，第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。），第三十六条，第三十七条（第二十八条，第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。），第四十二条から第四十四条まで，第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に，第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に，それぞれ準用する。

## 第九章 大学

---

第八十四条 大学は、通信による教育を行うことができる。

## 附 則

---

第九条 高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては，当分の間，第三十四条第一項（第四十九条，第四十九条の八，第六十二条，第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，文部科学大臣の定めるところにより，第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

② 第三十四条第二項及び第三項の規定は，前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

## 第四章 小学校

### 第二節 教育課程

第五十四条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

第五十六条の五 学校教育法第三十四条第二項に規定する教材（以下この条において「教科用図書代替教材」という。）は、同条第一項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の発行者が、その発行する教科用図書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴つて変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材とする。

2 学校教育法第三十四条第二項の規定による教科用図書代替教材の使用は、文部科学大臣が別に定める基準を満たすように行うものとする。

3 学校教育法第三十四条第三項に規定する文部科学大臣の定める事由は、次のとおりとする。

- 一 視覚障害、発達障害その他の障害
- 二 日本語に通じないこと
- 三 前二号に掲げる事由に準ずるもの

4 学校教育法第三十四条第三項の規定による教科用図書代替教材の使用は、文部科学大臣が別に定める基準を満たすように行うものとする。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

第五十八条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

### 第三節 学年及び授業日

第五十九条 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

## 第六章 高等学校

### 第一節 設備、編制、学科及び教育課程

第八十一条 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）ごとに学科主任を置き、農業に関する専門学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。

2～5 （略）

第八十八条の三 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第八十九条 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名称を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

2 第五十六条の五の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

## 第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第九十一条 第一学年の途中又は第二学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第九十二条 他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

2 全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転学又は転籍については、修得した単位に応じて、相当学年に転入することができる。

第九十三条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第百四条第一項において準用する第五十九条又は第百四条第二項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

3 (略)

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

第九十九条 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

第一百条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修
- 二 高等学校の別科における学修で第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

第一百条の二 学校教育法第五十八条の二に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとす

- る。
- 一 修業年限が二年以上であること。
  - 二 課程の修了に必要な総単位数その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること。
- 2 (略)

### 第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他

第百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

2 (略)

- 3 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第一項において準用する第五十九条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第九十一条に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

## 第八章 特別支援教育

第百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

第百二十九条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

第百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第二十六条から第二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

- 2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

第百三十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第二十六条から第二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

- 3 第五十六条の五の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第三十四条第二項

又は第三項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

第百三十二条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第百二十六条から第百二十九条までの規定によらないことができる。

第百三十二条の二 文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第七十二条の規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第百二十六条から第百二十九条までの規定の一部又は全部によらないことができる。

第百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たっては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、第百三十二条又は第百三十二条の二の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第百二十八条及び第百二十九条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として特別支援学校高等部学習指導要領の定めるところにより校長が定める単位数又は授業時数のうち、第百三十五条第五項において準用する第八十八条の三に規定する授業の方法によるものは、それぞれ全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の二分の一に満たないものとする。

第百三十四条 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事項は、別に定める。

第百三十四条の二 校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。

第百三十五条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで、第八十二条及び第百条の三の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、同条中「第百四条第一項」とあるのは、「第百三十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 第五十六条の五から第五十八条まで、第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

3・4 （略）

5 第七十条、第七十一条、第七十八条の二、第八十一条、第八十八条の三、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第百条の二まで並びに第百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

別表第三（第八十三条，第一百八条，第二百二十八条関係）

## （一）各学科に共通する各教科

各教科	各教科に属する科目
国語	国語総合，国語表現，現代文A，現代文B，古典A，古典B
地理歴史	世界史A，世界史B，日本史A，日本史B，地理A，地理B
公民	現代社会，倫理，政治・経済
数学	数学Ⅰ，数学Ⅱ，数学Ⅲ，数学A，数学B，数学活用
理科	科学と人間生活，物理基礎，物理，化学基礎，化学，生物基礎，生物，地学基礎，地学，理科課題研究
保健体育	体育，保健
芸術	音楽Ⅰ，音楽Ⅱ，音楽Ⅲ，美術Ⅰ，美術Ⅱ，美術Ⅲ，工芸Ⅰ，工芸Ⅱ，工芸Ⅲ，書道Ⅰ，書道Ⅱ，書道Ⅲ
外国語	コミュニケーション英語基礎，コミュニケーション英語Ⅰ，コミュニケーション英語Ⅱ，コミュニケーション英語Ⅲ，英語表現Ⅰ，英語表現Ⅱ，英語会話
家庭	家庭基礎，家庭総合，生活デザイン
情報	社会と情報，情報の科学

## （二）主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
農業	農業と環境，課題研究，総合実習，農業情報処理，作物，野菜，果樹，草花，畜産，農業経営，農業機械，食品製造，食品化学，微生物利用，植物バイオテクノロジー，動物バイオテクノロジー，農業経済，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園技術，環境緑化材料，測量，生物活用，グリーンライフ
工業	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業数理基礎，情報技術基礎，材料技術基礎，生産システム技術，工業技術英語，工業管理技術，環境工学基礎，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，電子機械応用，自動車工学，自動車整備，電気基礎，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，電子情報技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基礎力学，土木構造設計，土木施工，社会基盤工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，工業材料，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，インテリアエレメント生産，デザイン技術，デザイン材料，デザイン史
商業	ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス実務，マーケティング，商品開発，広告と販売促進，ビジネス経済，ビジネス経済応用，経済活動と法，簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ，原価計算，管理会計，情報処理，ビジネス情報，電子商取引，プログラミング，ビジネス情報管理

水産	水産海洋基礎, 課題研究, 総合実習, 海洋情報技術, 水産海洋科学, 漁業, 航海・計器, 船舶運用, 船用機関, 機械設計工作, 電気理論, 移動体通信工学, 海洋通信技術, 資源増殖, 海洋生物, 海洋環境, 小型船舶, 食品製造, 食品管理, 水産流通, ダイビング, マリンスポーツ
家庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 子どもの発達と保育, 子ども文化, 生活と福祉, リビングデザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生
看護	基礎看護, 人体と看護, 疾病と看護, 生活と看護, 成人看護, 老年看護, 精神看護, 在宅看護, 母性看護, 小児看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報活用
情報	情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報と問題解決, 情報テクノロジー, アルゴリズムとプログラム, ネットワークシステム, データベース, 情報システム実習, 情報メディア, 情報デザイン, 表現メディアの編集と表現, 情報コンテンツ実習
福祉	社会福祉基礎, 介護福祉基礎, コミュニケーション技術, 生活支援技術, 介護過程, 介護総合演習, 介護実習, こころとからだの理解, 福祉情報活用
理数	理数数学Ⅰ, 理数数学Ⅱ, 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学, 課題研究
体育	スポーツ概論, スポーツⅠ, スポーツⅡ, スポーツⅢ, スポーツⅣ, スポーツⅤ, スポーツⅥ, スポーツ総合演習
音楽	音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
美術	美術概論, 美術史, 素描, 構成, 絵画, 版画, 彫刻, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形, 鑑賞研究
英語	総合英語, 英語理解, 英語表現, 異文化理解, 時事英語

備考

- 一 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科について, それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

別表第五 (第百二十八条関係)

- (一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
保健医療	医療と社会, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと予防, 生活と疾病, 基礎保健医療, 臨床保健医療, 地域保健医療と保健医療経営, 保健医療基礎実習, 保健医療臨床実習, 保健医療情報活用, 課題研究
理療	医療と社会, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと予防, 生活と疾病, 基礎理療学, 臨床理療学, 地域理療と理療経営, 理療基礎実習, 理療臨床実習, 理療情報活用, 課題研究

理学療法	人体の構造と機能，疾病と障害，保健・医療・福祉とリハビリテーション，基礎理学療法学，理学療法評価学，理学療法治療学，地域理学療法学，臨床実習，理学療法情報活用，課題研究
------	--

(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
印刷	印刷概論，写真製版，印刷機械・材料，印刷デザイン，写真化学・光学，文書処理・管理，印刷情報技術基礎，画像技術，印刷総合実習，課題研究
理容・美容	理容・美容関係法規，衛生管理，理容・美容保健，理容・美容の物理・化学，理容・美容文化論，理容・美容技術理論，理容・美容運営管理，理容実習，理容・美容情報活用，課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規，公衆衛生，クリーニング理論，繊維，クリーニング機器・装置，クリーニング実習，課題研究
歯科技工	歯科技工関係法規，歯科技工学概論，歯科理工学，歯の解剖学，顎口腔機能学，有床義歯技工学，歯冠修復技工学，矯正歯科技工学，小児歯科技工学，歯科技工実習，歯科技工情報活用，課題研究

備考

- 一 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科について，それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

# 学校教育法施行規則の一部を改正する省令

平成三十年三月三十日 文部科学省令第十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十三条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第八十三条、第八十条、第二百二十八条関係）

(一) 各学科に共通する各教科

各教科	各教科に属する科目
国語	現代の国語, 言語文化, 論理国語, 文学国語, 国語表現, 古典探究
地理歴史	地理総合, 地理探究, 歴史総合, 日本史探究, 世界史探究
公民	公共, 倫理, 政治・経済
数学	数学Ⅰ, 数学Ⅱ, 数学Ⅲ, 数学A, 数学B, 数学C
理科	科学と人間生活, 物理基礎, 物理, 化学基礎, 化学, 生物基礎, 生物, 地学基礎, 地学
保健体育	体育, 保健
芸術	音楽Ⅰ, 音楽Ⅱ, 音楽Ⅲ, 美術Ⅰ, 美術Ⅱ, 美術Ⅲ, 工芸Ⅰ, 工芸Ⅱ, 工芸Ⅲ, 書道Ⅰ, 書道Ⅱ, 書道Ⅲ
外国語	英語コミュニケーションⅠ, 英語コミュニケーションⅡ, 英語コミュニケーションⅢ, 論理・表現Ⅰ, 論理・表現Ⅱ, 論理・表現Ⅲ
家庭	家庭基礎, 家庭総合
情報	情報Ⅰ, 情報Ⅱ
理数	理数探究基礎, 理数探究

(二) 主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
農業	農業と環境, 課題研究, 総合実習, 農業と情報, 作物, 野菜, 果樹, 草花, 畜産, 栽培と環境, 飼育と環境, 農業経営, 農業機械, 植物バイオテクノロジー, 食品製造, 食品化学, 食品微生物, 食品流通, 森林科学, 森林経営, 林産物利用, 農業土木設計, 農業土木施工, 水循環, 造園計画, 造園施工管理, 造園植栽, 測量, 生物活用, 地域資源活用
工業	工業技術基礎, 課題研究, 実習, 製図, 工業情報数理, 工業材料技術, 工業技術英語, 工業管理技術, 工業環境技術, 機械工作, 機械設計, 原動機, 電子機械, 生産技術, 自動車工学, 自動車整備, 船舶工学, 電気回路, 電気機器, 電力技術, 電子技術, 電子回路, 電子計測制御, 通信技術, プログラミング技術, ハードウェア技術, ソフトウェア技術, コンピュータシステム技術, 建築構造, 建築計画, 建築構造設計, 建築施工, 建築法規, 設備計画, 空気調和設備, 衛生・防災設備, 測量, 土木基盤力学, 土木構造設計, 土木施工, 社会基盤工学, 工業化学, 化学工学, 地球環境化学, 材料製造技術, 材料工学, 材料加工, セラミック化学, セラミック技術, セラミック工業, 繊維製品, 繊維・染色技術, 染織デザイン, インテリア計画, インテリア装備, インテリアエレ

付録1

工 業	メント生産, デザイン実践, デザイン材料, デザイン史
商 業	ビジネス基礎, 課題研究, 総合実践, ビジネス・コミュニケーション, マーケティング, 商品開発と流通, 観光ビジネス, ビジネス・マネジメント, グローバル経済, ビジネス法規, 簿記, 財務会計Ⅰ, 財務会計Ⅱ, 原価計算, 管理会計, 情報処理, ソフトウェア活用, プログラミング, ネットワーク活用, ネットワーク管理
水 産	水産海洋基礎, 課題研究, 総合実習, 海洋情報技術, 水産海洋科学, 漁業, 航海・計器, 船舶運用, 船用機関, 機械設計工作, 電気理論, 移動体通信工学, 海洋通信技術, 資源増殖, 海洋生物, 海洋環境, 小型船舶, 食品製造, 食品管理, 水産流通, ダイビング, マリンスポーツ
家 庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 保育基礎, 保育実践, 生活と福祉, 住生活デザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生, 総合調理実習
看 護	基礎看護, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと回復の促進, 健康支援と社会保障制度, 成人看護, 老年看護, 小児看護, 母性看護, 精神看護, 在宅看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報
情 報	情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報テクノロジー, 情報セキュリティ, 情報システムのプログラミング, ネットワークシステム, データベース, 情報デザイン, コンテンツの制作と発信, メディアとサービス, 情報実習
福 祉	社会福祉基礎, 介護福祉基礎, コミュニケーション技術, 生活支援技術, 介護過程, 介護総合演習, 介護実習, こころとからだの理解, 福祉情報
理 数	理数数学Ⅰ, 理数数学Ⅱ, 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学
体 育	スポーツ概論, スポーツⅠ, スポーツⅡ, スポーツⅢ, スポーツⅣ, スポーツⅤ, スポーツⅥ, スポーツ総合演習
音 楽	音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
美 術	美術概論, 美術史, 鑑賞研究, 素描, 構成, 絵画, 版画, 彫刻, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形
英 語	総合英語Ⅰ, 総合英語Ⅱ, 総合英語Ⅲ, ディベート・ディスカッションⅠ, ディベート・ディスカッションⅡ, エッセイライティングⅠ, エッセイライティングⅡ

備考

- 一 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科について, それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

## 附 則

---

- 1 この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の学校教育法施行規則（以下この項及び次項において「新令」という。）別表第三の規定は、施行の日以降高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この項及び次項において同じ。）に入学した生徒（新令第九十一条（新令百十三条第一項及び百三十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。
- 3 前項の規定により新令別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

# 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

平成三十年八月三十一日 文部科学省令第二十八号

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>2 改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第八十三条及び別表第三の規定は、施行の日以降高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次項及び附則第四項において同じ。）に入学した生徒（新令第九十一条（新令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項で準用する場合を含む。附則第四項において同じ。）の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。</p> <p>3 前項の規定により新令第八十三条及び別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。</p> <p>4 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒（新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新令第八十三条の規定が適用されるまでの間に於ける改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）第八十三条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。</p> <p>5 平成三十一年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間に於ける旧令別表第三の規定の適用については、同表の表福祉の項中「福祉情報活用」とあるのは「福祉情報活用、福祉情報」とする。</p>	<p>附則</p> <p>1 この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。</p> <p>2 改正後の学校教育法施行規則（以下この項及び次項において「新令」という。）別表第三の規定は、施行の日以降高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この項及び次項において同じ。）に入学した生徒（新令第九十一条（新令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。</p> <p>3 前項の規定により新令別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>「項を加える。」</p>

## 附 則

---

この省令は、公布の日から施行する。

# 学校教育法施行規則の一部を改正する省令

平成三十一年二月四日 文部科学省令第三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後
理療	保健理療	<p>第百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び特別の教科である道徳、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。</p> <p>第百三十条（略）</p> <p>2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。</p> <p>別表第五（第百二十八条関係）</p> <p>(一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科</p>
理療	保健理療	<p>第百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。</p> <p>第百三十条（略）</p> <p>2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。</p> <p>別表第五（第百二十八条関係）</p> <p>(一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科</p>
理療	保健理療	<p>第百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。</p> <p>第百三十条（略）</p> <p>2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。</p> <p>別表第五（第百二十八条関係）</p> <p>(一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科</p>

付録1

備考 (略)	歯科技工 クリーニング	(略)	理容・美容 関係法規・制度、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、理容・美容技術理論、運営管理、理容実習、美容実習、理容・美容情報、課題研究	印刷 印刷概論、印刷デザイン、印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術、印刷総合実習、課題研究	各教科 各教科に属する科目	(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科	理学療法	理学療法 人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法管理論、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、理学療法臨床実習、理学療法情報、課題研究	理学療法 理学療法、地域理学療法と理学療法実習、理学療法基礎実習、理学療法臨床実習、理学療法情報、課題研究
	歯科技工 クリーニング	(略)	理容・美容 関係法規、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、理容・美容技術理論、理容・美容運営管理、理容実習、理容・美容情報活用、課題研究	印刷 印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化学・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究	各教科 各教科に属する科目		(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科	理学療法	理学療法 人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、臨床実習、理学療法情報活用、課題研究

附 則

- この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は平成三十一年四月一日から、附則第六項の規定は平成三十二年四月一日から施行する。
- この省令による改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第二百二十八条、第三百三十条第二項及び別表第五の規定は、この省令の施行の日以降特別支援学校の高等部に入学した生徒（新令第三百三十五条第五項の規定により準用される新令第九十一条の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。
- 前項の規定により新令第二百二十八条、第三百三十条第二項及び別表第五の規定が適用されるまでの特別支援学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。

- 4 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に特別支援学校の高等部に入学した生徒（新令第三百三十五条第五項の規定により準用される新令第九十一条の規定により入学した生徒であって平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新令第二百二十八条の規定が適用されるまでの間におけるこの省令による改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）第二百二十八条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。
- 5 平成三十一年四月一日から新令別表第五の規定が適用されるまでの間における旧令別表第五の規定の適用については、同表（一）の表保健理療の項中「課題研究」とあるのは「課題研究，保健理療情報」とし、同表理療の項中「課題研究」とあるのは「課題研究，理療情報」とし、同表理学療法法の項中「課題研究」とあるのは「課題研究，理学療法管理学，理学療法臨床実習，理学療法情報」とし、同表（二）の表印刷の項中「課題研究」とあるのは「課題研究，印刷製版技術，DTP技術，印刷情報技術，デジタル画像技術」とし、同表理容・美容の項中「課題研究」とあるのは「課題研究，関係法規・制度，保健，化粧品化学，文化論，運営管理，美容実習，理容・美容情報」とし、同表歯科技工の項中「課題研究」とあるのは「課題研究，歯科技工情報」とする。
- 6 平成三十二年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に特別支援学校の高等部に入学した生徒（新令第三百三十五条第五項の規定により準用される新令第九十一条の規定により入学した生徒であって平成三十二年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十二年四月一日から新令第二百二十八条第二項及び第三百十条第二項の規定が適用されるまでの間における旧令第二百二十八条第二項の規定の適用については、同項中「道徳」とあるのは「特別の教科である道徳」とし、旧令第三百十条第二項の規定の適用については、同項中「特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）」とあるのは「特別の教科である道徳」とする。

# 特別支援学校の高等部の学科を定める省令(抄)

昭和四十一年二月二十一日文部省令第二号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十三条の規定に基づき、盲学校及び聾学校の高等部の学科を定める省令を次のように定める。

第一条 特別支援学校の高等部の学科は、普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科とする。

第二条 特別支援学校の高等部の普通教育を主とする学科は、普通科とする。

2 特別支援学校の高等部の専門教育を主とする学科は、次の表に掲げる学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。

視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	一 家庭に関する学科 二 音楽に関する学科 三 理療に関する学科 四 理学療法に関する学科
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 四 家庭に関する学科 五 美術に関する学科 六 理容・美容に関する学科 七 歯科技工に関する学科
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である生徒に対する教育を行う学科	一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 四 家庭に関する学科 五 産業一般に関する学科

付録1

## 附 則

(平成十九年三月三〇日文科省令第五号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

# 特別支援学校高等部学習指導要領 第1章 総則 (抄)

## 第1章 総 則

### 第1節 教育目標

高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

### 第2節 教育課程の編成

#### 第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。
  - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。
  - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養<sup>かんよう</sup>を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実に努めるものとし、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科・科目等」という。）において、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、第3章に掲げる特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として、各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その

他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

- (3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、総合的な探究の時間及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動。）などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
  - (4) 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び特別活動。）と密接な関連を保ち、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。
- 3 2の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体、各教科・科目等並びに知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。）において、それぞれの指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にししながら、教育活動の充実に図るものとする。その際、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。
- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
  - (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
  - (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。
- 4 学校においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。
- 5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。その際、生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第2款の3の(5)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

## 第2款 教育課程の編成

### 1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体、各教科・科目等及び各教科等において、それぞれの指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第4章総合的な探究の時間において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第4章の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

### 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1) 各学校においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等又は各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

(2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態並びに生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

### 3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

#### ア 各教科・科目及び単位数等

##### (ア) 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる(イ)から(オ)までに示す各教科・科目及びその単位数、総合的な探究の時間の単位数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、卒業までに履修させる単位数の計は、イの(ア)及び(イ)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な探究の時間の単位数を含めて74単位（自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。）以上とする。

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

##### (イ) 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及びその標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科	科目	標準単位数			
国語	現代の国語	2	地理歴史	地理総合	2
				地理探究	3
				歴史総合	2
				日本史探究	3
				世界史探究	3
	言語文化 論理国語 文学国語 国語表現 古典探究	4	公民	公共	2
				倫理	2
				政治・経済	2

数 学	数学Ⅰ	3	芸 術	工芸Ⅰ	2
	数学Ⅱ	4		工芸Ⅱ	2
	数学Ⅲ	3		工芸Ⅲ	2
	数学A	2		書道Ⅰ	2
	数学B	2		書道Ⅱ	2
	数学C	2		書道Ⅲ	2
理 科	科学と人間生活	2	外 国 語	英語コミュニケーションⅠ	3
	物理基礎	2		英語コミュニケーションⅡ	4
	物理	4		英語コミュニケーションⅢ	4
	化学基礎	2		論理・表現Ⅰ	2
	化学	4		論理・表現Ⅱ	2
	生物基礎	2		論理・表現Ⅲ	2
	生物	4			
	地学基礎	2			
地学	4				
保健体育	体育	7～8	家 庭	家庭基礎	2
	保健	2		家庭総合	4
芸 術	音楽Ⅰ	2	情 報	情報Ⅰ	2
	音楽Ⅱ	2		情報Ⅱ	2
	音楽Ⅲ	2	理 数	理数探究基礎	1
	美術Ⅰ	2		理数探究	2～5
	美術Ⅱ	2			
	美術Ⅲ	2			

(ウ) 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の㉗及び㉘、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の㉗及び㉘、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の㉗に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

㉗ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教 科	科 目
農 業	農業と環境，課題研究，総合実習，農業と情報，作物，野菜，果樹，草花，畜産，栽培と環境，飼育と環境，農業経営，農業機械，植物バイオテクノロジー，食品製造，食品化学，食品微生物，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園施工管理，造園植栽，測量，生物活用，地域資源活用
工 業	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業情報数理，工業材料技術，工業技術英語，工業管理技術，工業環境技術，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，生産技術，自動車工学，自動車整備，船舶工学，電気回路，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コ

工 業	ンピュータシステム技術, 建築構造, 建築計画, 建築構造設計, 建築施工, 建築法規, 設備計画, 空気調和設備, 衛生・防災設備, 測量, 土木基盤力学, 土木構造設計, 土木施工, 社会基盤工学, 工業化学, 化学工学, 地球環境化学, 材料製造技術, 材料工学, 材料加工, セラミック化学, セラミック技術, セラミック工業, 繊維製品, 繊維・染色技術, 染織デザイン, インテリア計画, インテリア装備, インテリアエレメント生産, デザイン実践, デザイン材料, デザイン史
商 業	ビジネス基礎, 課題研究, 総合実践, ビジネス・コミュニケーション, マーケティング, 商品開発と流通, 観光ビジネス, ビジネス・マネジメント, グローバル経済, ビジネス法規, 簿記, 財務会計Ⅰ, 財務会計Ⅱ, 原価計算, 管理会計, 情報処理, ソフトウェア活用, プログラミング, ネットワーク活用, ネットワーク管理
水 産	水産海洋基礎, 課題研究, 総合実習, 海洋情報技術, 水産海洋科学, 漁業, 航海・計器, 船舶運用, 船用機関, 機械設計工作, 電気理論, 移動体通信工学, 海洋通信技術, 資源増殖, 海洋生物, 海洋環境, 小型船舶, 食品製造, 食品管理, 水産流通, ダイビング, マリンスポーツ
家 庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 保育基礎, 保育実践, 生活と福祉, 住生活デザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生, 総合調理実習
看 護	基礎看護, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと回復の促進, 健康支援と社会保障制度, 成人看護, 老年看護, 小児看護, 母性看護, 精神看護, 在宅看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報
情 報	情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報テクノロジー, 情報セキュリティ, 情報システムのプログラミング, ネットワークシステム, データベース, 情報デザイン, コンテンツの制作と発信, メディアとサービス, 情報実習
福 祉	社会福祉基礎, 介護福祉基礎, コミュニケーション技術, 生活支援技術, 介護過程, 介護総合演習, 介護実習, こころとからだの理解, 福祉情報
理 数	理数数学Ⅰ, 理数数学Ⅱ, 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学
体 育	スポーツ概論, スポーツⅠ, スポーツⅡ, スポーツⅢ, スポーツⅣ, スポーツⅤ, スポーツⅥ, スポーツ総合演習
音 楽	音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
美 術	美術概論, 美術史, 鑑賞研究, 素描, 構成, 絵画, 版画, 彫刻, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形
英 語	総合英語Ⅰ, 総合英語Ⅱ, 総合英語Ⅲ, ディベート・ディスカッションⅠ, ディベート・ディスカッションⅡ, エッセイライティングⅠ, エッセイライティングⅡ

① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科目
保健理療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎保健理療，臨床保健理療，地域保健理療と保健理療経営，保健理療基礎実習，保健理療臨床実習，保健理療情報，課題研究

② 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科目
印刷	印刷概論，印刷デザイン，印刷製版技術，DTP技術，印刷情報技術，デジタル画像技術，印刷総合実習，課題研究
理容・美容	関係法規・制度，衛生管理，保健，化粧品化学，文化論，理容・美容技術理論，運営管理，理容実習，美容実習，理容・美容情報，課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規，公衆衛生，クリーニング理論，繊維，クリーニング機器・装置，クリーニング実習，課題研究

(エ) 学校設定科目

学校においては，生徒や学校，地域の実態及び学科の特色等に応じ，特色ある教育課程の編成に資するよう，(イ)及び(ウ)の表に掲げる教科について，これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において，学校設定科目の名称，目標，内容，単位数等については，その科目の属する教科の目標に基づき，高等部における教育としての水準の確保に十分配慮し，各学校の定めるところによるものとする。

(オ) 学校設定教科

㉞ 学校においては，生徒や学校，地域の実態及び学科の特色等に応じ，特色ある教育課程の編成に資するよう，(イ)及び(ウ)の表に掲げる教科以外の教科（以下この項及び第4款の1の(2)において「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において，学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称，目標，内容，単位数等については，高等部における教育の目標に基づき，高等部における教育としての水準の確保に十分配慮し，各学校の定めるところによるものとする。

① 学校においては，学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標，内容，単位数等を各学校において定めるに当たっては，産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ，社会に積極的に寄与し，生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに，生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう，就業体験活動等の体験的な学習や調査・研究などを通して，次のような事項について指導することに配慮するものとする。

- a 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観，職業観の育成
- b 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- c 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

イ 各教科・科目の履修等

(ア) 各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な探究の時間

㉞ 全ての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必修教科・科目」という。）は次のとおりとし，その単位数は，アの(イ)に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし，生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し，特に必要がある場合には，「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ，その

他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

- a 国語のうち「現代の国語」及び「言語文化」
- b 地理歴史のうち「地理総合」及び「歴史総合」
- c 公民のうち「公共」
- d 数学のうち「数学Ⅰ」
- e 理科のうち「科学と人間生活」, 「物理基礎」, 「化学基礎」, 「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」, 「化学基礎」, 「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
- f 保健体育のうち「体育」及び「保健」
- g 芸術のうち「音楽Ⅰ」, 「美術Ⅰ」, 「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目
- h 外国語のうち「英語コミュニケーションⅠ」（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。）
- i 家庭のうち「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目
- j 情報のうち「情報Ⅰ」

① 総合的な探究の時間については、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は、各学校において、生徒や学校の実態に応じて適切に定めるものとする。

② 外国の高等学校等に留学していた生徒について、外国の高等学校等における履修により、必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては、外国の高等学校等における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

#### (イ) 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、(ア)のほか次のとおりとする。

⑦ 専門学科においては、専門教科・科目（アの(ウ)の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位数の一部の履修をもって、当該専門教科・科目の単位数の一部の履修に替えることができること。

⑧ 専門教科・科目の履修によって、(ア)の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

⑨ 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、保健医療、印刷、理容・美容若しくはクリーニングの各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

#### ウ 各教科・科目等の授業時数等

(ア) 各教科・科目、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間

(夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。)に行うことができる。

- (イ) 週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。
  - (ウ) ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
  - (エ) 生徒会活動及び学校行事については、生徒や学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。
  - (オ) 各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。
  - (カ) 各教科・科目等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
  - (キ) 各教科・科目等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合において、当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができる。
  - (ク) 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。
  - (ケ) 理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

#### ア 各教科等の履修

##### (ア) 卒業までに履修させる各教科等

各学校においては、卒業までに履修させる(イ)から(エ)までに示す各教科及びその授業時数、道徳科及び総合的な探究の時間の授業時数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。

##### (イ) 各学科に共通する各教科等

㊦ 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。

㊧ 外国語及び情報の各教科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

##### (ウ) 主として専門学科において開設される各教科

㊦ 専門学科においては、(イ)のほか、家政、農業、工業、流通・サービス若しくは福祉の各教科又は(エ)に規定する学校設定教科のうち専門教育に関するもの(以下「専門教科」という。)のうち、いずれか1以上履修させるものとする。

㊧ 専門教科の履修によって、(イ)の㊦の全ての生徒に履修させる各教科の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科の履修をもって、全ての生徒に履修させる各教科の履修に替えることができる。

##### (エ) 学校設定教科

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、(イ)及び(ウ)に掲げる教科以外の教科（以下この項において「学校設定教科」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定教科の名称、目標、内容等については、高等部における教育の目標に基づき、高等部における教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

#### イ 各教科等の授業時数等

(ア) 各教科等（ただし、この項及び(ク)において、特別活動についてはホームルーム活動に限る。）の総授業時数は、各学年とも1,050単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。（ウ）において同じ。）を標準とし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、各教科及び総合的な探究の時間の配当学年及び当該学年における授業時数、道徳科、特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適切に定めるものとする。

(イ) 各教科、道徳科、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科、道徳科及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

(ウ) 専門学科においては、専門教科について、全ての生徒に履修させる授業時数は、875単位時間を下らないものとする。

(エ) ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

(オ) 生徒会活動及び学校行事については、生徒や学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

(カ) 総合的な探究の時間に充てる授業時数は、各学校において、生徒や学校の実態に応じて、適切に定めるものとする。

(キ) 各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。

(ク) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

(ケ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科等の指導を行う場合において、当該各教科等を担当する教師が単元や題材など内容の時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科等の授業時数に含めることができる。

(コ) 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

#### (3) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた適切な各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。以下この項、(4)のイ、(6)及び第5款において同じ。）の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

#### (4) 各教科・科目等又は各教科等の内容等の取扱い

- ア 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章第1節第1款において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第2章及び第3章並びに同節第3款から第9款までに示す各科目又は第2節第1款及び第2款に示す各教科の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）を履修する全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないようにするものとする。
- イ 第2章以下に示す各教科・科目、特別活動及び自立活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- ウ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。
- エ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特に必要がある場合には、第2章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。
- オ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。その際、高等部の3年間を見通して計画的に指導するものとする。
- カ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、道徳科の指導に当たっては、第3章に示す道徳科の目標及び内容に示す事項を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。
- (5) 指導計画の作成等に当たっての配慮すべき事項
- ア 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。
- (ア) 各教科・科目等又は各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。
- (イ) 各教科・科目等又は各教科等について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
- (ウ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科等の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合は、授業時数を適切に定めること。
- イ 各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、個々の生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること。
- (ア) 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くこと。

(イ) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、それぞれの生徒に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を考慮して、個別指導を重視するとともに、グループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3款の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

(6) キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

ア 学校においては、第5款の1の(3)に示すキャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業界等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

イ 普通科においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。

ウ 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に充当する授業時数を十分確保するようにすること。

(イ) 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

エ 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。

(イ) 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、適切な授業時数をこれに充てることができること。

4 学部段階間及び学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学部段階間及び学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 現行の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領又は中学校学習指導要領を踏まえ、中学部における教育又は中学校教育までの学習の成果が高等部における教育に円滑に接続され、高等部における教育段階の終わりまでに育成することを旨とする資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必修教科・科目の内容を十分に習

得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必修教科・科目を履修させるようにすること。

- (3) 大学や専門学校、教育訓練機関等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習や生活のために、高等部卒業以降の進路先との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業、福祉施設等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。

### 第3款 教育課程の実施と学習評価

#### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等又は各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

- (2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。

- (3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

- (4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるよう工夫すること。

- (5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

- (6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

- 2 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教師を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。

#### 3 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等又は各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。
- (3) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学部段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

#### 第4款 単位の修得及び卒業の認定

### 1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

#### (1) 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定

ア 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が各教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

イ 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間を履修し、その成果が第4章において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第4章第2の1に基づき定められる目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

ウ 学校においては、生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

#### (2) 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動及び自立活動の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位（自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。）以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

#### (3) 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

### 2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校においては、卒業までに履修させる各教科等のそれぞれの授業時数を定めるものとする。

校長は、各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。

## 第5款 生徒の調和的な発達の支援

### 1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃からホームルーム経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。
- (2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。
- (4) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるようにすること。
- (5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。
- (6) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。
- (7) 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。
- (8) 複数の種類の障害を併せ有する生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識、技能を有する教師や特別支援学校間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師やその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。
- (9) 学校医等との連絡を密にし、生徒の障害の状態等に応じた保健及び安全に十分留意すること。
- (10) 実験・実習に当たっては、特に安全と保健に留意すること。

### 2 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

- (1) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
- (2) 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

## 第6款 学校運営上の留意事項

### 1 教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等

- (1) 各学校においては，校長の方針の下に，校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ，相互に連携しながら，各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また，各学校が行う学校評価については，教育課程の編成，実施，改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ，カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。
- (2) 教育課程の編成及び実施に当たっては，学校保健計画，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，各分野における学校の全体計画等と関連付けながら，効果的な指導が行われるように留意するものとする。
- (3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

### 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学校がその目的を達成するため，学校や地域の実態等に応じ，教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど，家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また，高齢者や異年齢の子供など，地域における世代を越えた交流の機会を設けること。
- (2) 他の特別支援学校や，幼稚園，認定こども園，保育所，小学校，中学校，高等学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに，障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に，高等部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い，社会性や豊かな人間性を育むために，学校の教育活動全体を通じて，高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的，組織的に行うとともに，地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

- 3 高等学校等の要請により，障害のある生徒又は当該生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり，地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど，各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際，学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに，他の特別支援学校や地域の高等学校等との連携を図ること。

## 第7款 道德教育に関する配慮事項

道德教育を進めるに当たっては，道德教育の特質を踏まえ，第1節及び第1款から第6款までに示す事項に加え，次の事項に配慮するものとする。

- 1 各学校においては，第1款の2の(2)に示す道德教育の目標を踏まえ，道德教育の全体計画を作成し，校長の方針の下に，道德教育の推進を主に担当する教師（「道德教育推進教師」という。）を中心に，全教師が協力して道德教育を展開すること。なお，道德教育の全体計画の作成に当たっては，生徒や学校，地域の実態に応じ，指導の方針や重点を明らかにして，各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対

する教育を行う特別支援学校においては、第2章第1節第1款において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第2章第3節の公民科の「公共」及び「倫理」並びに第5章の特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校の道德教育の重点目標を設定するとともに、道德科の指導方針、第3章特別の教科道德（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

- 2 道德教育を進めるに当たっては、中学部又は中学校までの特別の教科である道德の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道德的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んじる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。
- 3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。
- 4 学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

#### 第8款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
  - (1) 各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）の目標及び内容の一部を取り扱わないことができること。
  - (2) 高等部の各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができること。
  - (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科に属する科目及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- 2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部に就学する生徒のうち、高等部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第2章に示す各教科・科目、中学校学習指導要領第2章に示す各教科又は小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。また、主として専門学科において開設される各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第3章に示す各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

- 3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、次に示すところによるものとする。
- (1) 各教科・科目の目標及び内容の一部又は各教科・科目を、当該各教科・科目に相当する第2章第2節第1款及び第2款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は各教科によって、替えることができること。この場合、各教科・科目に替えて履修した第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとする。
  - (2) 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、第2款の3の(2)に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等によることができること。
  - (3) 校長は、(2)により、第2款の3の(2)に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。
- 4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
- (1) 各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。）に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。この場合、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。
  - (2) 校長は、各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。）に替えて自立活動を主として履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。
- 5 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教師を派遣して教育を行う場合については、次に示すところによるものとする。
- (1) 1, 2, 3の(1)若しくは(2)又は4の(1)に示すところによることができること。
  - (2) 特に必要がある場合には、実情に応じた授業時数を適切に定めること。
  - (3) 校長は、生徒の学習の成果に基づき、高等部の全課程の修了を認定することができること。
- 6 療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等。）については、実情に応じて適切に定めるものとする。

#### 第9款 専攻科

- 1 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における教科及び科目のうち標準的なものは、次の表に掲げるとおりである。視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、必要がある場合には同表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目を設けることができる。

	教 科	科 目
視覚障害者である生徒 に対する教育を行う特 別支援学校	保 健 理 療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと 予防，生活と疾病，基礎保健理療，臨床保健理療， 地域保健理療と保健理療経営，保健理療基礎実習， 保健理療臨床実習，保健理療情報，課題研究
	理 療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと 予防，生活と疾病，基礎理療学，臨床理療学，地域 理療と理療経営，理療基礎実習，理療臨床実習，理 療情報，課題研究
	理 学 療 法	人体の構造と機能，疾病と障害，保健・医療・福祉 とリハビリテーション，基礎理学療法学，理学療法 管理学，理学療法評価学，理学療法治療学，地域理 学療法学，理学療法臨床実習，理学療法情報，課題 研究
聴覚障害者である生徒 に対する教育を行う特 別支援学校	理 容 ・ 美 容	関係法規・制度，衛生管理，保健，化粧品化学，文 化論，理容・美容技術理論，運営管理，理容実習， 美容実習，理容・美容情報，課題研究
	歯 科 技 工	歯科技工関係法規，歯科技工学概論，歯科理工学， 歯の解剖学，顎口腔機能学，有床義歯技工学，歯冠 修復技工学，矯正歯科技工学，小児歯科技工学，歯 科技工実習，歯科技工情報，課題研究

2 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科においては，必  
要がある場合には1の表に掲げる教科及び科目以外の教科及び科目を設けることができる。

# 高等学校学習指導要領における障害のある生徒などへの指導に関する規定

## ●高等学校学習指導要領解説総則編の抜粋

### 第6章 生徒の発達の支援

#### 第2節 特別な配慮を必要とする生徒への指導

##### 1 障害のある生徒などへの指導

###### (1) 生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫（第1章総則第5款2(1)ア）

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されている。

また、我が国においては、「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めていること、高等学校等にも、障害のある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

そこで、今回の改訂では、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的にわかるよう、学習指導要領の示し方について充実を図ることとした。

障害のある生徒などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある生徒で発達障害の可能性のある者も含まれている。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって生徒一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となる。その際に、高等学校学習指導要領解説の各教科等編のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。

例えば、弱視の生徒についての理科における観察・実験の指導、難聴や言語障害の生徒についての国語科における音読の指導、芸術科における歌唱の指導、肢体不自由の生徒についての保健体育科における実技の指導や家庭科における実習の指導、病弱・身体虚弱の生徒についての芸術科や保健体育科におけるアレルギー等に配慮した指導など、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）に応じて個別的に特別な配慮が必要である。また、読み書きや計算などに困難があるLDの生徒についての国語科における書くことに関する指導や、数学科における計算の指導など、教師の適切な配慮により対応することが必要である。更に、ADHDや自閉症の生徒に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。

このように障害の種類や程度を十分に理解して指導方法の工夫を行うことが大切である。指導に当たっては、音声教材、デジタル教科書やデジタル教材等を含めICT等の適切な活用を図ることも考えられる。

一方、障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。特別支援教育において大切な視点は、生徒一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであると言える。

そこで、校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、生徒の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、組織的・計画的に取り組むことが重要である。

こうした点を踏まえ、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。

更に、障害のある生徒などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障害のある生徒など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の生徒に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、全ての生徒に「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

なお、今回の改訂では、総則のほか、各教科等においても、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等に当該教科等の指導における障害のある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが規定されたことに留意する必要がある。

(2) 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項（第1章総則第5款2(1)イ)

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

(イ) 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

通級による指導は、高等学校等の通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

これまで、高等学校等においては通級による指導を行うことができなかったが、小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒の増加や、中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学状況などを踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を確保する観点から、「高等学校における通級による

指導の制度化及び充実方策について（報告）」（平成28年3月 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）などにおいて、高等学校等においても通級による指導を導入する必要性が指摘されてきた。このため、平成28年12月に学校教育法施行規則及び「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件」（平成5年文部省告示第7号）の一部改正等が行われ、平成30年4月から高等学校等における通級による指導ができることとなった。

高等学校等における通級による指導の対象となる者は、小・中学校等と同様に、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する生徒で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号）。

教育課程に加える場合とは、放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は他の生徒に比べて増加することになる。

一方、教育課程の一部に替える場合とは、他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。対象となる生徒は選択教科・科目に替えて通級による指導を受けることになり、この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は増加しない。

なお、通級による指導を、必修修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできないことに留意する必要がある。

今回の改訂では、通級による指導を行う場合について、「特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」と規定された。これにより、通級による指導を行う場合には、生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとし、その際、特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とすることを明記したものである。なお、特別支援学校高等部学習指導要領第6章では、自立活動の内容として、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分及び区分の下に各項目を設けている。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、生徒一人一人に個別に指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が生徒の障害の状態、発達や経験の程度、興味や関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、自立活動の指導の効果が最も上がるように考えるべきものである。したがって、ここでは、手順の一例を示すこととする。

（手順の一例）

- a 個々の生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校高等部学習指導要領第6章第2款の内容から、個々の生徒の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。

e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

今回の改訂を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成について更に理解を促すため、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」においては、上記の各過程において、どのような観点で整理していくか、発達障害を含む多様な障害に対する生徒等の例を充実して解説しているので参照することも大切である。

なお、「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）において、それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた趣旨が、障害による学習上又は生活上の困難の克服とは直接関係のない単なる各教科の補充指導が行えるとの誤解を招いているという指摘がなされていたことから、当該規定について「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。」と改正された。つまり、通級による指導の内容について、各教科・科目の内容を取り扱う場合であって、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されたところである。

また、「その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」とあるように、生徒が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要である。

生徒が在籍校以外の高等学校又は特別支援学校の高等部等において特別の指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する高等学校等の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができる（学校教育法施行規則第141条）。このように生徒が他校において指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する高等学校等の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上で、教育課程を編成するとともに、定期的な情報交換を行うなど、学校間及び担当教師間の連携を密に教育課程の編成、実施、評価、改善を行っていく必要がある。

「生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合」とは、生徒がその指導目標の実現に向けてどのように変容しているかを具体的な指導内容に対する生徒の取組状況を通じて評価することを基本とし、指導目標に照らして適切に評価するものである。そのため、各学校においては、組織的・計画的な取組を推進し、学習評価の妥当性、信頼性等を高めるように努めることが重要である。

生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修する場合には、年次ごとに履修した単位を修得したことを認定することが原則となる。しかし、例えば、通級による指導を年度途中から履修する場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導を履修し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能である。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能である。

なお、通級による指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。

### (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用（第1章総則第5款2(1)ウ）

ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計

画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

今回の改訂では、通級による指導を受ける生徒については、二つの計画を全員作成し、効果的に活用することとした。

また、通級による指導を受けていない障害のある生徒などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとした。

そこで、個別の教育支援計画及び個別の指導計画について、それぞれの意義、位置付け及び作成や活用上の留意点などについて示す。

#### ① 個別の教育支援計画

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における生徒の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

障害のある生徒などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。具体的には、障害のある生徒などが生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関などと連携し、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

このように、個別の教育支援計画の作成を通して、生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である。

個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、中学校における個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、入学前から在学中、そして進路先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報適切な取扱いと保護に十分留意することが必要である。

#### ② 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の指導において、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障害のある生徒などに対する学習活動を行う場合

に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定された。このことを踏まえ、通常の学級に在籍する障害のある生徒等への各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある。

通級による指導において、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

各学校においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図ることが必要である。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠である。

こうした個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障害のある生徒などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要である。学校運営上の特別支援教育の位置付けを明確にし、学校組織の中で担任する教師が孤立することのないよう留意する必要がある。このためには、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要がある。

学習指導要領等の改善に係る検討に必要な専門的作業等協力者

(敬称略・五十音順)

※職名は平成31年2月現在

(総括)

宍戸和成 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長  
古川勝也 西九州大学教授

(総則)

飯野明 山形県教育庁特別支援教育課課長補佐  
一木薫 福岡教育大学教授  
松見和樹 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課指導主事

(視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科)

[保健医療, 理療]

藤井亮輔 筑波技術大学教授  
栗原勝美 東京都立文京盲学校主任教諭  
片平明彦 北海道函館盲学校校長

[理学療法]

水野知浩 大阪府立大阪南視覚支援学校教諭  
長島大介 筑波大学附属視覚特別支援学校教諭

(聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科)

[印刷]

角哲郎 滋賀県立聾話学校教諭

[理容・美容]

宮代武彦 宮城県立聴覚支援学校教諭

[クリーニング]

島田陸郎 北海道高等聾学校教諭

[歯科技工]

福田靖江 筑波大学附属聴覚特別支援学校教諭

(知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科)

[国語]

上仮屋祐介 鹿児島大学教育学部附属特別支援学校教諭  
田丸秋穂 筑波大学附属桐が丘特別支援学校教諭  
林麻佐美 神奈川県立足柄高等学校副校長  
樋口普美子 埼玉県教育局南部教育事務所管理主事

[社会]

尾高邦生 筑波大学附属大塚特別支援学校教諭

黒川 利香	仙台市立新田小学校教頭
増田 謙太郎	東京学芸大学教職大学院准教授
〔数学〕	
相坂 潤	青森県総合学校教育センター指導主事
有澤 直人	東京都江戸川区立本一色小学校指導教諭
高橋 玲	群馬県教育委員会特別支援教育課補佐
〔理科〕	
齋藤 豊	筑波大学附属桐が丘特別支援学校教諭
原島 広樹	東京都教育庁指導部主任指導主事
茂原 伸也	千葉県立桜が丘特別支援学校教諭
〔音楽〕	
尾崎 美恵子	千葉県総合教育センター研究指導主事
工藤 傑史	東京福祉大学社会福祉部専任講師
永島 崇子	東京都立大泉特別支援学校校長
〔美術〕	
大磯 美保	神奈川県立鶴見養護学校教頭
小倉 京子	千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課主幹兼教育支援室長
三上 宗佑	東京都立城東特別支援学校主幹教諭
〔保健体育〕	
鈴木 英資	神奈川県立高津養護学校副校長
増田 知洋	東京都立江東特別支援学校指導教諭
松浦 孝明	筑波大学附属桐が丘特別支援学校主幹教諭
〔職業、家庭〕	
伊丹 由紀	京都市立北総合支援学校教頭
大澤 和俊	静岡県立浜名特別支援学校教諭
佐藤 圭吾	秋田県教育庁特別支援教育課主任指導主事
畠山 和也	埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校教諭
〔外国語〕	
日下 奈緒美	千葉県立八千代特別支援学校教頭
中野 嘉樹	横浜市立共進中学校副校長
渡邊 万里	福島県立郡山支援学校教諭
〔情報〕	
古舘 秀樹	東京都目黒区教育委員会統括指導主事
鈴木 龍也	福島県立相馬支援学校校長
〔家政〕	
米原 孝志	富山県教育委員会県立学校課特別支援教育班主幹
〔農業〕	
三瓶 聡	北海道教育委員会主任指導主事
〔工業〕	
村上 直也	岡山県総合教育センター特別支援教育部指導主事
〔流通・サービス〕	
三原 彰夫	大分県教育委員会指導主事
〔福祉〕	
吉池 久	東京都立南大沢学園副校長

[発達段階等]

徳 永 豊 福岡大学人文学部教育・臨床心理学科教授  
米 田 宏 樹 筑波大学准教授

(自立活動)

飯 田 幸 雄 鈴鹿大学非常勤講師  
井 上 昌 士 千葉県立千葉特別支援学校校長  
内 田 俊 行 広島県教育委員会教職員課管理主事  
小 林 秀 之 筑波大学准教授  
櫻 澤 浩 人 東京都稲城市立向陽台小学校主任教諭  
谷 本 忠 明 広島大学准教授  
樋 口 一 宗 東北福祉大学教授  
宮 尾 尚 樹 長崎県立諫早特別支援学校主幹教諭

(視覚障害)

小 林 秀 之 筑波大学准教授  
山 田 秀 代 岐阜県立岐阜盲学校中学部主事  
吉 田 道 広 熊本県立熊本はばたき高等支援学校校長

(聴覚障害)

武 居 渡 金沢大学学校教育系教授  
谷 本 忠 明 広島大学大学院教育学研究科准教授  
最 首 一 郎 筑波大学附属聴覚特別支援学校教諭

(知的障害)

井 上 昌 士 千葉県立千葉特別支援学校校長  
菊 地 一 文 植草学園大学発達教育学部准教授

(肢体不自由)

西 垣 昌 欣 筑波大学附属桐が丘特別支援学校副校長  
宮 尾 尚 樹 長崎県立諫早特別支援学校主幹教諭  
渡 邊 文 俊 埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校主幹教諭

(病弱・身体虚弱)

飯 田 幸 雄 鈴鹿大学非常勤講師  
丹 羽 登 関西学院大学教育学部教授  
古 野 芳 毅 新潟県立吉田特別支援学校教諭

(言語障害)

今井 昭子 神奈川県葉山町立葉山小学校総括教諭  
櫻澤 浩人 東京都稲城市立向陽台小学校主任教諭

(自閉症・情緒障害等)

内田 俊行 広島県教育委員会教職員課管理主事  
宮本 剛 やまぐち総合教育支援センター研究指導主事

(LD・ADHD等)

板倉 伸夫 熊本市立富士見中学校教頭  
樋口 一宗 東北福祉大学教授  
吉成 千夏 東京都豊島区立池袋本町小学校主幹教諭

なお、文部科学省においては、次の者が本書の編集に当たった。

中村 信一 初等中等教育局特別支援教育課長  
青木 隆一 初等中等教育局視学官（併）特別支援教育課特別支援教育調査官  
庄司 美千代 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官  
田中 裕一 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官  
中村 大介 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官  
菅野 和彦 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官  
深草 瑞世 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官  
山下 直也 初等中等教育局特別支援教育課課長補佐